

令和 6 年

会津美里町議会会議録

定例会12月会議

12月 2 日開議～12月12日散会

会津美里町議会

令和6年会津美里町議会定例会12月会議会議録目次

第1日 12月2日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 （午前10時00分）	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	4
○陳情の常任委員会付託について	6
○散会の宣告	6
散 会 （午前10時08分）	6

第2日 12月3日（火曜日）

○議事日程	7
○本日の会議に付した事件	7
○出欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開 議 （午前10時00分）	10
○開議の宣告	10
○一般質問	10
星 次 君	10
根 本 謙 一 君	20
櫻 井 幹 夫 君	31
渋 井 清 隆 君	41
○延会の宣告	51
延 会 （午後 2時37分）	51

第3日 12月4日（水曜日）

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出欠席議員	5 4
○説明のため出席した者	5 4
○事務局職員出席者	5 4
開 議 （午前10時00分）	5 6
○開議の宣告	5 6
○一般質問	5 6
村 松 尚 君	5 6
長 嶺 一 也 君	6 9
○散会の宣告	8 6
散 会 （午後 零時13分）	8 6

第4日 12月6日（金曜日）

○議事日程	8 7
○本日の会議に付した事件	8 7
○出欠席議員	8 8
○説明のため出席した者	8 8
○事務局職員出席者	8 8
開 議 （午前10時00分）	9 0
○開議の宣告	9 0
○報告第21号の議題、説明、質疑	9 0
○報告第22号の議題、説明、質疑	9 4
○議案第68号の議題、説明、質疑、討論、採決	9 4
○発言の訂正	9 5
○議案第69号の議題、説明、質疑	9 9
○発言の訂正	1 0 9
○諮問第2号の議題、採決	1 0 9
○総括質疑	1 1 0
○議案の常任委員会付託について	1 1 0
○散会の宣告	1 1 0
散 会 （午前11時34分）	1 1 1

第5日 12月12日(木曜日)

○議事日程	1 1 3
○本日の会議に付した事件	1 1 3
○出欠席議員	1 1 4
○説明のため出席した者	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 4
開 議 (午前10時00分)	1 1 6
○開議の宣告	1 1 6
○議案の訂正	1 1 6
○常任委員会委員長の報告	1 1 6
○議案第66号の議題、討論、採決	1 1 8
○議案第67号の議題、討論、採決	1 1 9
○議案第69号の議題、討論、採決	1 1 9
○議案第70号の議題、討論、採決	1 2 0
○議案第71号の議題、討論、採決	1 2 0
○陳情第9号の議題、討論、採決	1 2 1
○日程の追加	1 2 2
○報告第23号ないし報告第26号、議案第72号ないし議案第79号の議題及び提案理 由の説明	1 2 2
○報告第23号の議題、説明、質疑	1 2 4
○報告第24号の議題、説明、質疑	1 2 4
○報告第25号の議題、説明、質疑	1 2 5
○報告第26号の議題、説明、質疑	1 2 7
○議案第72号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第73号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第74号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第75号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第76号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第77号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第78号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第79号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○発議第8号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 9

○散会の宣告	1 4 0
散 会 （午後 零時 1 0 分）	1 4 0

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 1 号)

令和6年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第1号

令和6年12月2日（月）午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１５名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	1 0 番	堤 信 也 君
2 番	小 柴 葉 月 君	1 1 番	鈴 木 繁 明 君
3 番	荒 川 佳 一 君	1 2 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	1 3 番	横 山 義 博 君
6 番	村 松 尚 君	1 4 番	根 本 剛 君
7 番	小 島 裕 子 君	1 5 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	1 6 番	大 竹 惣 君
9 番	洪 井 清 隆 君		

○欠席議員（１名）

4 番	山 内 豪 君
-----	---------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政 策 財 政 課 長	渡 部 雄 二 君
政 策 財 政 課 参 事	金 子 吉 弘 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	児 島 隆 昌 君
町 民 税 務 課 長	猪 俣 利 幸 君
健 康 ふ く し 課 長	渡 部 朋 宏 君
健 康 ふ く し 課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産 業 振 興 課 長	鵜 川 晃 君
建 設 水 道 課 長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こ だ も 教 育 課 長	大 竹 淳 志 君
生 涯 学 習 課 長	小 林 隆 浩 君
代 表 監 査 委 員	小 島 隆 一 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
---------	-----------

事務局長
兼総務係

関

本

達

君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和 6 年会津美里町議会定例会12月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。
次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。
以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
8 番 星 次 君
9 番 渋 井 清 隆 君
の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第 2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。
本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第21号、報告第22号、議案第66号から議案第71号まで、諮問第 2 号の計 9 議案であります。
お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和 6 年会津美里町議会定例会12月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告 2 件、議案 6 件、諮問 1 件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第21号は、令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた処置についてであります。本件は、令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な処置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき報告するものであります。

次の報告第22号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年9月20日、町内字高田道上地内において、公用車を駐車させる際、コンクリート壁に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金15万4,963円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第66号は、会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び健康保険等の被保険者証の廃止に伴う語句等の修正について所要の改正を行うものです。

次の議案第67号は、会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例であります。本案は、高田体育館使用料の区分に4分の1面利用を新たに追加するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第68号は、会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者の指定についてであります。新鶴体育館等の指定管理につきましては、令和7年3月31日をもって終了することから、令和7年4月1日からの指定管理について、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定管理者の候補者を選定したので、議会の議決を求めるものであります。指定管理の期間は、令和9年3月31日までの2年間であります。

次の議案第69号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億7,523万6,000円とするものであります。

次の議案第70号は、令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億842万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億6,390万9,000円とするものであります。

次の議案第71号は、令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,893万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億2,071万6,000円とするものであります。

次の諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本諮問は、現委員の赤井守氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに一条芳浩氏を候補者として推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時08分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 2 号)

令和6年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第2号

令和6年12月3日（火）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１５名）

１番	櫻井幹夫	君	１０番	堤信也	君
２番	小柴葉月	君	１１番	鈴木繁明	君
３番	荒川佳一	君	１２番	横山知世志	君
５番	長嶺一也	君	１３番	横山義博	君
６番	村松尚	君	１４番	根本剛	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君
９番	洪井清隆	君			

○欠席議員（１名）

４番	山内豪	君
----	-----	---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	平山正孝	君
政策財政課長	渡部雄二	君
政策財政課参事	金子弘	君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	渡部朋宏	君
健康ふくし課主幹	福田富美代	君
産業振興課長	鵜川晃	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	大竹淳志	君
生涯学習課長	小林隆浩	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子	君
------	------	---

事務局長
兼 総務係

関

本

達

君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、通告する前に文字の訂正をお願いいたします。3点目であります。杉山町長の2期目の立候補について。質問要旨の令和3年「4月23日」を「4月25日」に訂正していただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。初めに、1点目、宮川小学校児童のスクールバス利用と冬期間通学路の確保についてであります。会津美里町スクールバス管理運営規程によると、永井野全域はバスを利用することになっておりますが、永井野本村の児童は徒歩通学しているようです。規程と違うことはどのような理由なのか伺います。

また、通称町道7号線には歩道がないために、児童が冬期間通学する際に歩くのに支障を来しております。交通事故に遭遇しそうな事例もあり、保護者も心配で、新宮瀬橋まで見送るそうです。安全対策の面からも、冬期間はスクールバスでの通学ができるようにすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、2点目であります。令和7年度の観光と商工業振興施策についてであります。令和6年定例会6月会議の一般質問で、福島県デスティネーションキャンペーンの本町の取組について質問をしましたが、その後について取組の変更はないのか、新たな観光誘客策を考えたのか伺います。

また、令和7年度の観光振興施策は、令和6年度とほぼ同様なイベントを考えているのか伺います。視点を变えての新たな施策はあるのか、併せて伺います。

次に、商工業の振興策については、商工会任せのにぎわい創出、特にイベント等ではありますが、実施していくのか、また新たな街なか賑わい創出を考えているのか伺います。

3点目、杉山町長の2期目の立候補についてであります。杉山町長は、令和3年4月25日から選挙公約や政治信条に基づき、町政進展のために町民の皆様と共に考え、行動し、新たなまちづくりに挑戦してこられました。特に鳥獣被害対策では、新たに室を創設し、町民の生命と安心して生活できる環境整備に尽力してこられたところでありますが、町政にはまだまだ多くの課題解決が残っています。

また、町第3次総合計画の最終年でもあって、次の第4次総合計画に杉山町長のまちづくりの考えを示す自治でもありますので、2期目の町長選挙に立候補する意思があるのか、見解を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。8番、星議員の一般質問にお答えいたします。なお、宮川小学校児童スクールバス利用と冬期間通学路の確保につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和7年度の観光と商工業振興施策についてであります。1点目の観光振興施策の1つ目、福島県デスティネーションキャンペーンの取組につきましては、6月会議でお答えしたとおり、内容に変更はなく、引き続き広域的な取組として極上の会津プロジェクトと連携をし、地域の魅力を最大限に引き出す施策を進めてまいります。具体的には、日本最大級の山城である向羽黒山城跡や伊佐須美神社などを巡るツアーを構築し、町内への誘客と地域経済の活性化を図ってまいります。

1点目の2つ目、令和7年度の観光振興施策につきましては、4大イベントを中心に事業展開を予定しております。これまでの実績を踏まえ、事業の収益化や運営組織の強化を図り、イベントの充実を目指すとともに、地域の魅力を発信し、観光振興に努めてまいります。

2点目の商工振興施策の1つ目、にぎわい創出につきましては、これまでもマルシェなどのイベントを通して商工会や民間事業者と連携をし、地域の活性化を図ってまいりました。具体的には、イベントの現場においては民間の出展者が中心に運営するとともに、出展者間の連絡調整は商工会が担い、公共施設や道路の使用許可については町がサポートしております。今後もそれぞれの得意分野を生かしたチームワークを形成しながら、にぎわい創出を図ってまいります。

2点目の2つ目、新たな街なか賑わい創出につきましては、高田地域のにぎわいを創出する実施計画の策定を進めるとともに、今後、地域のプレーヤーを発掘し、運営母体となる組織の編成を行ってまいります。また、本郷地域におきましては、令和7年度からまちなか賑わい創出の計画策定に着手する予定であります。

次の私の2期目の立候補についてであります。町長就任より約1期4年間、我が町が抱える諸問題に真摯に向き合い、解決に取り組んでまいりました。選挙時に掲げた公約についても、我が町にとって最大の課題である人口減少問題や少子高齢、子ども・子育て対策、教育環境の整備、さらには基幹産業である農業の振興や商工業をはじめとする町なかのにぎわい創出に向けての協議会も立ち上げ、笑顔あふれるまちづくりに向けて鋭意努力をしてまいりました。第4次総合計画も策定中ではありますが、私が手がけた政策についてもまだ道半ばであることから、引き続き町政を担わせていただき、全身全霊を傾注して町政の進展に取り組む覚悟であります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

宮川小学校児童のスクールバス利用と冬期間通学路の確保についてであります。1点目の永井野本村児童の徒歩通学の理由につきましては、平成20年4月の宮川小学校開校に向け準備を進めている際、永井野本村の児童が宮瀬橋を通ることの危険性について問題視されており、橋を所管する県や警察に対し、町を挙げて児童が安全に徒歩で渡れる橋を建設するよう要望してきた経過がございます。しかしながら、橋の建設には長い期間を要することから、暫定的な措置として、開校時より永井野本村をスクールバス運行の対象地区としてまいりました。その後、令和5年12月に新宮瀬橋が完成したため、横断歩道が近くでない一部地区の児童を除いて、令和6年度より永井野本村の児童は徒歩通学に切り替えたところであります。

2点目の冬期間のスクールバスでの通学につきましては、他の町立学校のスクールバス運行との公平性の観点から、運行する予定はございません。なお、通称7号線には歩車道境界ブロック等がなく、登下校時の安全確保が懸念されます。教育委員会としましては、建設水道課と連携し、通学路の除雪強化を図るとともに、学校においても児童に対し安全指導を実施してまいります。今後も通学路の安全が確保されるよう、学校や警察、道路管理者等関係機関と連携し、安全確保の取組を進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、一定程度答弁していただきましたので、再質問をさせていただきます。

1点目の再質問であります。答弁によりますと、暫定的な措置として永井野本村にはスクールバスの運行を開始したというふうになっておりますが、では管理運営規程についての見直し、改正というのは、このスクールバスを乗せる時点で本村全域となっていて、その後歩かせている事例もあります。そのときになぜこれを見直しをしなかったのか、その理由を私は伺いたいのです。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） お答えいたします。

スクールバスの運行規程の改正についてでございますが、こちらにつきましては規程の中で利用できる地域を定めております。その地域にいらっしゃる子どもさんの中から教育委員会が認めたものをバスを利用することができるという規定でございます。今回につきましては、新宮瀬橋の開通におきまして、新宮瀬橋の開通でバス通学が徒歩に切り替わったというわけでございますが、まず通学路の安全の確保ができていない、横断歩道等がなくてできていない、そういった地区については引き続きバスを利用するというようなところでバス利用を認めてございます。例規につきましては、同一地区

の中でバス利用、あと徒歩利用混在する地域もございますので、安全が確保されて、全ての児童が徒歩通学に切り替わる、そういったときに例規のほうを見直していきたい、改正していきたいということと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、管理運営規程、私も読んでみました。そうすると、その内部について、教育長の権限で、スクールバスでなくて徒歩通学も可能だというふうなことが条文として載っています。一般町民は、例えばスマホでその管理運営規程は見れるのですが、その教育長の権限の部分を見ることできないのです。だから、保護者はスクールバスが乗れるのに何で乗れないのだという、やっぱり疑問視されている部分があるのです。それで、今課長が新宮瀬橋、安全性まだ確保になっていないからというふうな部分で、確保になったら管理規程を見直すというふうなことを今答弁されたようですが、それはこの冬は安全確保にならないのでしょうか。早急にやらなくてはならない。児童が安心して安全で通学できるような体制づくりはすぐにでもやらなくてはならないのではないのですか。それが時間かかって、この冬も同じなのですよ。いつになったらできるのか。そういうふうになったら規程を直すではなくて、安全確保というのはもうこの冬からでも安全に通学できるようにさせるべきではないのですか。それが行政だと思うのです。その辺どのような働き方、安全対策についてやっているのですか。その辺お聞かせください。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 安全対策についてでございますが、今年から徒歩通学になりました初めての冬ということで、そこは我々としましても懸念しているところではございます。ただ、学校のほうでも子どもさんたちには十分な指導、通学路の歩き方の指導等をしておりますし、我々としましても関係機関、警察のほうにも要請いたしまして、警察と、あと町の交通指導員さんなんかにも見守りをお願いしているというところでございます。道路を渡るところについてはそういったことで街頭指導をお願いし、あと除雪につきましても関係課のほうに今年の冬、通学路の部分につきましては適正に実施していただくよう協議しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今課長が答弁したのは当然のことであって、早急にやらなくてはならないのですよ。国道401から徒歩で来た場合、新宮瀬橋を渡らせるためには、あそこに横断歩道がないのです。そういうふうな現地を確認してきちんと把握しながら徒歩通学させるというのだったら分かりませんが、横断歩道もないところを通学させて、それでいろいろ手だてはやっているといっても保護者は心配なのです。そういうところも確認していただいて、7号線だって横断歩道は片側というか、四方に横断歩道ないのです。そういうふうなことの現状なので、そういう把握をしながら学校との連携も図ってもらいたいなというふうに思っております。

それで、7号線について言いますと、あそこは準工業地帯であって、結構貨物の荷下ろし、それから宅急便等、車道でなくて歩道のところに止めて、駐車して荷物の積み下ろしやっているので、子どもたちは見えないのです、トラック。箱型のトラックなので、相手から来るの分からないし。そうすると車道をわざわざ通って、車道を越えてからまた同じ進行方向に行くという危険性があるので、その辺が歩道がないためにそういうふうな状態になっているのです。そして、ましてや冬期間は除雪やっているものの、やっぱり雪だまりがあって、そこから本当に子どもたち横断するに物すごく大変で、先ほども申し上げましたが、事故に遭遇しそうになって、本当に危険な目に何人も遭っているのです。そういうところを保護者はやっぱり解決していただきたい、そして安心して子どもを送っていただけるようなことをしていただきたいというのが願いなので、その辺再度お願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） それでは、お答えしたいと思います。

星議員のご指摘、誠にそのとおりでありまして、冬期間に限らず、子どもたちの安全な登下校の環境をつくるのは私どもの使命というふうに考えております。なお、この件に関しましては、降雪時、冬場と夏場とまた別に考えていかなければならないところございまして、現在、夏場につきましては、議員ご指摘のとおり、401号線と横断歩道のない部分について、横断歩道のないところを渡れないので、そういう子どもたちは現在バス通学を許可しております。横断歩道を渡って、新宮瀬橋を渡って徒歩通学可能な子どもたちについては、徒歩通学をお願いしているという状況でございます。今後、横断歩道の新設等も含めて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、冬期間については、答弁させていただいたとおり、歩車道の分離等が歩道がなくてできないというような状況でございます。これについては、実は宮川小学校だけでなく高田小学校の児童も同様でございまして、冬場の登下校については大変安全性の確保が危惧されるところであります。現在、これについては、急に歩道ができるわけではございませんので、除雪をできるだけ完璧にさせていただくことと、今議員ご指摘のような、例えば車が止まったりするような通行障害があるときに安全に通行できるようなやはり歩行者教育を学校のほうで徹底していくということに取りあえず尽きるかなというふうに考えております。今後とも事故が発生しないよう最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、答弁に、教育委員会としては建設水道課と連携し、冬期間の除雪強化ということで考えているようでありますので、議長の許可があれば建設水道課の課長に冬期間の除雪の強化が図れるかどうか、その辺の確認はお願いしたいと思うのですが、許可くださるようお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁のほうに通学路の除雪強化という部分がありましたので、許可したいと思います。

それでは、答弁をお願いします。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

通学路の除雪につきましては、午前7時までには完了させ、児童の通学時の安全確保に万全を期してまいります。特に通称7号線のような歩車道境界ブロックが設置されていない道路においては、歩行帯と車道の区別を区画線において標示していることから、区画線が明確となるまで丁寧な除雪に心がけてまいります。また、道路の端に寄せられ、通行の妨げとなっている雪に関しましても、速やかに排雪を行い、通行の安全確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。

次に、2点目に入りたいと思います。デスティネーションキャンペーンには、6月の一般質問でお答えしたとおりというふうなことで、変更はないというふうなことでございます。それで、今後は向羽黒山城跡の、また伊佐須美神社等を巡るツアーというふうな構築というふうに答弁がありますが、これについていつの時点でこのツアーの構築ができるのか、その辺確認したいのです。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのいつの時点でツアーが構築できるのかというご質問でございますが、この構築につきましては今現在検討中でございます。ですので、検討をしながら、関係機関と連携しながら、適切な時期でツアーを構築したいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今検討中というふうな話でございますが、検討中でなくて、いつ頃、デスティネーションは始まるのですよ。検討でなくて、いつまでは検討して、そこからツアーの構築ということで、それからいろんな観光、そういうふうな期間にやっぱりパンフレットを配ったりとか、そういうふうな募集をかけるようお願いするとか、その期間というのは長いのですよ。だから、今検討していたって間に合わないですよ。デスティネーション、課長分かりますとおり短いでしょう。1年間のスパンでないのですから、その辺をちゃんと逆算してから構築していかないと間に合わないのです。その辺再度課長、検討でなくて、もう少し突っ込んだ答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのいつの時点でということでございます。DC、来年度のデスティネーションキャンペーン、プレなのですけれども、そちらにつきましては令和7年4月から6月の3か月間想定しております。現在、当然高田駅を中心とした駅のほうに泊まるお客さんにつきまして、どのような形で2次交通をつなげていくかということで、今県のほうにも2次交通のほうの要望を出させていただいておりまして、そちらのほうの確保とともに、今言ったパンフレットのチラ

シ等々配布、そういったものも併せて行ってまいりたいというふうには考えております。

あとあわせまして、ツアーにつきましては、その時点までには検討を終了しながら、併せてツアーについても同時期に検討していきたいというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） だから、課長、検討していたら間に合わないのです。始まってしまうのですよ。奥手奥手に回って、美里には幾らやっても来ない可能性があるのですよ。町の本気度が見えてこないというふうになってしまって、幾ら極上の会津プロジェクトと一緒に進んでやっていくといっても、ほかの町村に負けてしまいますよ、それでは。やっぱり先手必勝で、先手をぶってやっていかないとお客さんなんか飛びついてこないと思います。それだけは申し上げておきたいと思います。

それとあと、向羽黒山城跡をツアーやるというふうなことでありますが、具体的に課長が考えているどういうふうなことをするのか、次年度ですので、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの向羽黒山城の祭り、山城まつりにつきましては、基本的に今年度と同様の取組をしていきたいと思っております。しかしながら、今年度初めて使いましたスポーツチャンバラのエンターテインメント性を考慮しまして、さらにPRを進めながら、ファミリー世代の増加、こちらを目指してPRに努めてまいりたいというふうを考えております。あわせまして、二の丸を中心としました出店を依頼しております。そちらのほうの拡充も含めまして、併せて集客に努めてまいりたいというふうと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長、この巡るツアーの構築に伊佐須美神社と向羽黒を入れるのでしょうか。これは違うのですか。入れるために、だから私聞きたいのは、そのツアーに向羽黒に来てもらってどんなふうにツアーを考えているのだということを聞きたいのです。ただ山をぐるっと回って終わりなのか、またそのツアーとして日本最大級の向羽黒山城はこんなにすばらしいのだという部分が、見せて喜んでいただけるのか、その辺の考え方をちょっとお願いしたいのです。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたでしでございます。このツアーにつきましては、DCに捉まえたツアーというふうを考えてございまして、今議員おたでしのように向羽黒と伊佐須美神社といったような想定ではございませんでして、例えばDCですと向羽黒山城跡であれば本郷駅を中心としたツアー、例えば高田駅であれば伊佐須美神社であったり、ほかの景勝地を巡るようなツアーというような想定で考えてございましたので、単体、単体ということで考えてございました。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そのようなことだということでありますので、これ以上は質問はいたしません。

それと、観光施策については何ら変わらないというような、6年度と変わらないようなイベント中心の観光事業をやっていくようではありますが、これでは本当に観光協会任せの、観光行政ではなくて観光協会任せの観光事業だというふうに私は認識しているのですが、やっぱり町もそこにちゃんと一緒になって町の観光の創出を図るのが行政であって、これ同じような状態で観光客を誘客しようとするのはやっぱり違うと思うのです。町は独自に観光振興計画というのをつくってあるのですから、それに基づいてきちんと、もっともっとブラッシュアップしたりとか、視点を変えてこういうふうにしよとかというのが行政の皆さんの仕事だと思うのです。観光協会は、町の指導というか、助言に基づいてそれを評価するのが観光協会であって、その辺の考え方が違うと思うのです。やっぱり率先して町もやっぱり観光協会と知恵を出し合ってやるような方向づけというのが必要だと思うのですが、課長の考え方ちょっと。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのご質問でございます。観光協会任せのイベント展開ということではなくて、観光協会も含めまして当然それぞれの得意分野等々がございます。そちらのほうのスキルを生かしながら連携を図り、当然町としましても職員も今現在進めて、イベントにも参加させて研修を積んでおります。そういった取組を通じてイベントの活性化、当然集客力のアップというところにも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、観光協会との連携については答弁なかったのですが、よろしく願いしたいと思いますが、商工業のにぎわい創出についてであります。これについては、私も言いましたが、商工会がイベント、マルシェ等をやってにぎわい創出図っているところであります。しかしながら、町は、先ほども言いましたが、答弁にもありましたが、道路の使用許可とか公共施設の許可を、そういう手配をしてやるのが町の仕事だと、これが町民との共同参画というふうな感じでのあったらこれは間違いであるというふうに私は思います。やっぱり共に汗をかいて、町民の方がそういうふうになににぎわい創出をするのであれば職員も同じ汗をかいて、にぎわい創出やってよかったな、また会津美里の町なかに来ようというようなことになると思うのです。その辺もう少し角度というか、考えていただいて、そういうふうにやっていただきたいなというふうに思います。

それで、昔は会津地域においては、各町村においては蒲生氏郷公がやった、藩主がやった六斎市というのを旧高田でも本郷でもやっていた記憶があるのです。よく町史なんかに書かれておりますが。そういう六斎市の、これもやっぱり実施できるような体制で、美里を考えるとイベント的な六斎市のような市みたいなのが1月から、大俵引きから始まってずっと、欠けている部分はありますが、結構あるのです。そういうところを六斎市につなげるようなことでうまくにぎわい創出をさせてやるというのも、これもやっぱり行政の仕事でなかろうかというふうに思っておりますので、その辺の課長の考え方をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの蒲生氏郷公の六斎市の考え方を取り入れたというような中身でございます。こちらにつきましては、門前横町通りのほうで従来1か月に1回程度、六斎市ということで開催をしていたということで、そちらのほうは確認は取れておりますが、現段階でのマルシェの実施につきましては年2回程度ということで、町としては観光協会並びに商工会と連携をしながら開催しているところでございます。今後、先ほどもありましたが、当然イベントの開催、マルシェの開催につきましてはそれ相応の事務量、手続が必要でございます。そこら辺の人的な配置であったり、商工会、観光協会と連携を図った取組の強化が十分に必要だというふうな認識でございます。そういった点を当然地域の方々に知っていただくため、商店街の方々も巻き込んだ形で新規のプレーヤー、新しく参画いただけるような方を探し出し、育成をしながら連携を図り、最終的な目標としまして月1回程度のマルシェまではいけるかどうか、これは取り組んでみないと分からないところでありますが、それを目標に今後進めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） よろしくひとつお願いしたいと思います。やっぱり先ほど言ったように職員も町民と一緒に盛上げていくというような姿勢は示していただきたいなというふうに思っております。

それでは、3点目に入りたいと思います。杉山町長は、11月26日付の新聞報道で、立候補表明というふうなことで、ただし12月の議会において正式にというふうな、新聞で記載になっております。それで、ここにも答弁ありますが、まだまだやりたいというふうな、やりたいというか、まだまだ問題点がいっぱいありまして、1期ではなかなか習得することができないというふうなことであります。それで、町民の声聞くと、杉山町長一名でなかなか仕事ぶりというか、が見えてこないのだけれども、何やっているのだというふうな声が恐らく杉山町長にも聞こえているのかなって思いますが、その町民が思っているようなことをやっぱりもう少し、町はこういうふうな問題、課題があって今積極的に取り組んでいますよというふうなことを、町の広報紙では発見することできるのですが、それ以上に町長が自らやっぱり足を運んで、小さい集落というか、そういうところでも足を運んで、やっぱり膝を交えながら、私はこういうまちづくりに対して今やっているところなのだって、目に見えた町政することがやっぱり町民が安心して、ここに住んでよかったとなるのではなかろうかと思うのですが、その辺の町長の今後の2期目に立候補するに当たりまして、答弁された少子高齢化、子ども・子育て、それから教育環境いろいろな、農業振興ありますが、特にやっぱりそういうふうなことが目に見えて町民はこないの、その辺を町長としてこれからどのように小さい集落にも足を運んでいただけるのか、その辺の考え方ちょっとお願いしたいなと。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

私の政治に向かい合う基本の姿勢というのは対話です。一対一の対話。そしてまた、今までの政治活動の中でも、各地区を歩いて各家にお邪魔をして、そこでお話を聞いて政策につなげるということを県会議員当時はやっておりました。ただ、町長職というのは、なかなかこの庁舎から離れられない現状がございます。１期目経験をしてみて、それは非常に私の思いと違うところもあるので、これいかにしたらそういった一対一の対話を通した活動できるのかなという思いもあります。これは２期目に向けて課題も解決していかなければいけないというふうに思っておりますし、ただ年に、正月時期でありますけれども、各地区の新年会だったり町政の、町政といいますか、私の講演も含めて、１時間程度ですけれども、各地区の主立った方々集まった中で講演をさせていただいております。それをもう少し細かく私自身もやりたいなという思いもございますので、しっかりそういった面を時間も確保しながら、町民に対しての町の取組姿勢、私の姿勢も含めてですけれども、発信をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） どうもありがとうございました。

それで、１点だけ確認したいのですが、１期目の杉山町長の政治信条ということで７つほど項目、７項目書かれております。この政治信条に２期目も同じ態度で、気持ちで取り組むのか、その辺の確認で町長お願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

今お手元にある政治信条、これは私が政治家を志し、選挙に立候補したときから一貫してその政治信条で政治活動が続けさせていただいております。これは私の政治家としての基本の思いでありますから、当然これは引き続きその政治信条にのっとして、この町がいかに発展していくのか、停滞は許されませんので、しっかりと政治信条にのっとりながら、町政運営担わせていただければというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） それでは、以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問準備のため、１０時５５分まで休憩いたします。

休 憩 （午前１０時４４分）

再 開 （午前１０時５５分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

続いて、通告第2号、15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） それでは、私の通告してあります一般質問について実施させていただきます。

令和7年度政策方針から問いたいと思います。令和7年度政策方針を踏まえて質問をいたします。次世代に向けたまちづくりの取組の中で述べている高田、本郷、新鶴、3地域それぞれの特色や地域資源を生かした振興を図るという趣旨、目的は、魅力ある地域づくりに資する住民と共に取り組むとしてとても重要と考えております。このことは、過般の一般質問等、度々の機会に申し上げているように是としたいと思っております。これら3地域の事業は、重点プロジェクト事業に位置づけられております。そこで、個別最適化ではない全体最適化が大事である観点を踏まえつつ、以下について町長の所見を伺います。

①、高田地域のまちなか賑わい創出のための取組についてです。令和5年度の賑わい創出ビジョン方針を踏まえ、今年度、10月16日から11月12日にかけて3回のワークショップを開催しておりますが、それぞれにその整理はどのようにされているのか。また、核であり肝と考えるべき天海大僧正や歴史を踏まえた回遊性の仕掛け、反映は考えられているのか。そして、目標数値を持つとしている10年間の実施計画策定に向けて、今年度の進め方と令和7年度の取組はどのように考えているのかを伺います。

②、本郷地域の旧本郷第一小学校跡地公園整備事業についてです。令和5年度の実施計画を踏まえ、今年度、この跡地において8月4日、本郷地域恒例催事のせと市が開催された後、8月11日に試行的に子どもたちの水遊びを通じて仲間づくりと跡地の認知向上企画「あとちであそぼう」を実施しております。そして、11月17日には実証ワークショップ「ほんごうパークフェス」、商工会主催の「マチミセ本郷」と連携して開催され、天候にも恵まれて、想定以上のにぎわいが見られました。いずれも地域住民有志の大いなるご協力のおかげでもありました。私は、一つのこの跡地の利活用の在り方として示唆を多く感じ受けました。所管としてはどのように評価し、どう認識を持たれているのか。また、今年度内の整備計画策定の進め方と令和7年度に基本設計の策定に着手し、早期着工を目指すとしていることについて、年次を追って進めると理解してよいのか、現在の考え方を伺います。

③、新鶴地域のふれあいの森公園等整備利活用基本構想についてです。基本構想策定の進捗はどのようになっているのか。また、地域住民と将来的な方向性を共有し、様々な主体を巻き込みながら健康、スポーツ、観光の拠点づくりを進めるとしているが、具体的な整備に着手としている内容は、ハード面のみならず、ソフト面の充実が相まって初めて地域の活性化に寄与していくと考えます。つまり個別最適化ではなく、エリアの全体最適化を描いた基本構想をつくる認識が大事であります。どのように考えているのか、可能な限り具体的に分かりやすい説明を求めます。そして、令和7年度の取組の考え方を併せて伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

令和7年度政策方針から問うについてであります。1点目の高田地域のまちなか賑わい創出のための取組についての1つ目、ワークショップの整理につきましては、対象エリアを旧高田温泉あやめの湯、伊佐須美神社周辺と横町門前町通りから大通り、旧会津美里公民館跡地と会津高田駅周辺に絞り込んで3回に分けて実施いたしました。昨年度の大まかな方針やアンケート結果を踏まえた町の方針を提案し、参加者から意見を伺う手法でワークショップを開催しております。整備の方向性として、人口減少に伴い、公的な施設をはじめ、小売店や飲食店などの維持が困難になる中で、対外的にも内向的にも人が集まるエリアを選定し、施設と機能を集中して取り組むことが望ましいとの意見をいただいております。また、利便性とコストの面からも、観光客と住民が共に利用できる施設を共有していくことが望ましく、施設と機能の効率的なすみ分けを行うことでエリア全体のにぎわいを創出する意見も寄せられました。

1点目の2つ目、天海大僧正を含む歴史を踏まえた回遊性につきましては、高田地域の成り立ちの要因である六斎市の理念をマルシェが取り入れていることや旧会津美里公民館跡地に天海大僧正の石像が存在することを考慮し、これらの整備方針を計画に盛り込んでまいります。

1点目の3つ目、実施計画策定に向けた今年度の進め方につきましては、現在まで第1回の協議会を開催するとともに、ワークショップを3回開催し、先進地視察も実施しております。これまでの住民の要望や意見を取りまとめた素案を作成するとともに、今後、協議会を2回程度開催し、年度内における実施計画の策定を目指してまいります。

1点目の4つ目、7年度の取組につきましては、実施計画を高田地域の未来ビジョンとして位置づけ、地域のプレーヤーを集結した運営母体となる組織を編成し、拠点整備から取り組んでまいります。

2点目の本郷地域の旧本郷第一小学校跡地公園整備事業についての1つ目、跡地での実証実験に伴う所管の評価と認識につきましては、いずれのイベントにおきましても多数の来場者があり、公園整備後の将来のにぎわい創出につながるものと実感いたしました。特に直近で開催した「ほんごうパークフェス」では、町民有志のグループが主体的に運営に関わり、新たな地域コミュニティの形成と公園の管理運営の方向性が見えてきたものと考えております。

2点目の2つ目、今年度の整備計画策定の進め方につきましては、実証ワークショップの考察内容を反映しながら建築物の規模、機能、設備を決定し、令和5年度に策定した実施計画との整合性を図り、整備計画の策定に取り組んできたところであります。今後は、町民懇談会を開催し、整備計画の素案へのご意見をいただきながら、町民の皆様にも計画策定の一翼を担っていただければ幸いです。

2点目の3つ目、令和7年度以降の進め方につきましては、令和7年度に公園の基本設計、令和8年度に公園の実施設計を行い、実施計画における他の重点事業との均衡や優先順位を考慮し、工事着

工を目指してまいります。

3点目の新鶴地域のふれあいの森公園等整備利活用基本構想についての1つ目、策定の進捗につきましては、これまでに基本構想の検討委員会を3回、施設整備に関する分科会を4回、その他町民ワークショップや関係機関へのヒアリング等を実施しており、現在、素案がまとまりつつある段階であります。今後、素案の内部決定を経てパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を伺いたいと考えております。

3つ目の2つ目、基本構想策定への認識と令和7年度の取組につきましては、陸上競技場の整備のみではなく、温泉やワイナリーなど、このエリアにある豊富な地域資源を組み合わせ、掛け合わせることで、相乗効果と新たな価値が生み出されるような構想としてまいります。この構想では、健康、スポーツ、観光の拠点づくりを進めるために、町民の意見からそれぞれに関連する将来像を描くとともに、利用者に「来てもらう」ことをコンセプトとした3つの基本方針を定めてまいります。まず、基本方針1としまして、スポーツを楽しむに「来てもらう」ために、施設の改修やスポーツ合宿の誘致などを行います。次に、基本方針2としまして、自然に癒やされに「来てもらう」ために、ヘルスツーリズムの推進や健康回復の環境整備などを実施してまいります。最後に、基本方針3としまして、体験交流に「来てもらう」ために、食と健康の連携や多様なイベントとの連携などを進めていく考えであります。令和7年度の取組につきましては、基本構想で示すビジョンの実現に向け、地域住民や事業者を主体とした推進体制の構築を支援し、将来的な地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それでは、まず1点目から再質問させていただきます。

答弁によりますと、昨年度の大まかな方針、アンケートの結果を踏まえたというふうになっております。私も当然見させてもらっておりますけれども、あまりにも幅が広くて、いろんな町民の思いを確認する上では有効だったかもしれませんが、あまりにもテーマがイメージ的に町民の参加者の皆さんには広く捉えられ過ぎているのかなというふうに思ったところです。それから、町で提示している前提としてのにぎわい創出の地区のエリアを4か所設けているわけですが、あまりにもちょっと広くし過ぎてきたかなというふうに思っております。ですので、それを連携して回遊性を持たせるにはなかなか困難な部分が多い印象を持ってきておりました。そこでどうなったかというそのワークショップの結果、いわゆるあやめの湯の跡地の利活用、この点については、漏れ聞くところによりますと、建物そのものも含めて相当な改修には費用がかかる。そのことについては所管としてはどのように整理されたのでしょうか、具体的に伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのあやめの湯の部分でご質問でございます。こちらにつき

ましては、10月16日に高田温泉あやめの湯をテーマとしたワークショップを開催してございます。その中で、今議員おただしのように、改修に一定程度費用がかかるということから、利活用をしないというようなご意見をいただいております。ただし、このご意見につきまして、今後、賑わい創出協議会の中の協議会において検討する必要があるございますので、先ほど町長答弁にもありましたように、今後2回の協議会を経て町の方針としては決定していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ちょっと分かりにくいですね。あやめの湯は、町なかのにぎわい創出にどのような影響を及ぼす一つのエリアとして捉えたのか。捉えられないから、あるいはその改修にお金がかかると、相当、思われる。私は距離的に問題があると思っている、もともと。それを町なかのにぎわいにつなげようというふには私は無理があると思って。あそこは、町民のコミュニティ施設として利活用は存分に生かせると思っているのですけれども、町なかのにぎわいにどう関与させるか、コミットさせるかというには私は無理があると思っているから、この改修にお金がかかる部分についてこれは無理があるよねというところで考え始めているというふうに伺っていたので、そこを伺っている。それを町議会で再度検討するなんて話は私はちょっと方向性が違うと思うのですけれども、確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの町なかのにぎわいにそぐわないのではないかとというようなご意見でございますが、高田温泉あやめの湯につきまして、施設自体は利活用がなかなか困難であるというご意見をいただいておりますし、その困難であるというご意見とともに、隣接するあやめ荘のほうの利活用についてもご意見をいただいております。当然昨年の取りまとめの段階においてスポーツ施設としての利活用とか、いろいろな利活用についてもご提言をいただいております。こういったことから、町の提案としましては、コンビニ誘致ということで、コンビニ、ジムの誘致にいけないかというようなご相談もさせております。そういった部分についてはご意見をいただいておりますので、先ほど議員おただしである町なかのにぎわいの部分とも連携した形で検討はしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 私はそれには賛同しません。よく理解したいなと思っています。あそこは子どもの支援施設として十分に活用がいのあるところだと思いますけれども、それが町なかのにぎわいにどう結びつけるかというのは、これは理屈上は机上論としては成り立つかもしれませんが、実際としては私は無理があると思っています。これはここで留めておきます。

町なかのことに入ります。昨年的一般質問でも度々申し上げましたように、温故知新ではないですけれども、歴史を、古きを温ねて新しきを知るという言葉あるではないですか。その部分を私は力説してきて、一定程度の賛同をいただいて受け入れられて、資料も提供しながら協議会の中でしっかり

考えていきたいということだったと思いますけれども、会議録を見る限り全く町側の姿勢もそれ出し
ていませんし、町長のビジョンの中にもあるとは思えないし、実際にまとめようとしている中身につ
いてもその具体性が見えない。その点はどのように受け止めておりますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 例えば歴史の観点からの意見が見えないというご質問だと思います。
この部分につきましては、昨年度からも歴史を取り入れた形でということで協議会を開催するという
ことでお答えさせていただいております。次回の協議会におきまして町の歴史に詳しい方からご意見
をいただいた形で、協議会の委員さんにそういった情報を伝えながら次回の協議会のほうに取り入れ
ていきたいというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 何、これからですか。これからそれをするということですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回、1回目の協議会が開催が終わっておりまして、2回目の開催
ということで近々開催をする予定をしておりますが、その中で歴史の観点から再確認という意味合い
を持って協議会の中で協議をしていきたいというような観点を持っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 協議会の委員の皆さんがそもそもの理解、歴史を、あるいはこの高田地域の
成り立ちをしっかりと理解しないで、認識しないで、専門家から聞いた話を資料として出すだけで、さ
あ、こういうことですから考えてくださいって、それで議論進みますか。

課長、聞きますけれども、この冊子御覧になったことあります。天海大僧正の冊子。これ平成30年
に発刊されています。観光協会から。これは27年、この冊子はね。これすばらしい。こういうのを観
光協会も顕彰事業として一生懸命長年取り組んできています。これがまだまだ日の目を見ていないの
です。町民も含めて、私は本郷地域ですけれども、なかなか向き合う機会がなくて、理解も認識もま
だまだ不十分だと思っています。ましてや協議会で、これからの高田地域の未来ビジョンをつくるっ
て言っているのでしょうか。その方々がこういう歴史を認識、共有をしないで果たしてしっかりしたも
の、地に足のついた計画ができるのでしょうか。だから、私は歴史の勉強をまずしましょうよと、して
くださいよと、すべきですよって度々申し上げてきた。その点がなかなか会議録を見ても見えない。
町からの説明にも本当に反映されていない。私はとても危惧していますけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのご質問につきましては、天海大僧正の歴史を踏まえた考
え方というふうに認識はしております。今回、ワークショップのほうで開催をしております、3回
のほうで旧会津美里公民館跡地の議題ということで、跡地利用について一応ワークショップを開催し
てございます。そちらの中におきましても、今議員がおっしゃったような天海大僧正の話になってお

ります。そちらにつきましてはいろいろご意見をいただいております、一定程度の展示スペースを必要だねというようなご意見であったり、建物についても検討が必要だよねというような忌憚のないご意見をいただいております。こういったご意見を、その今議員お示しいただいた冊子のほうも踏まえまして、第2回の協議会のほうで協議をしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） にわかの情報提供で認識が深まるとは私はとても思えません。その点を私はとても心配しております。

では、さらに本質的なことに入ります。この答弁にありました「人口減少に伴い、公的な施設をはじめ、小売店や飲食店などの維持が困難になる中で、対外的にも内向的にも人が集まるエリアを選定し、施設の機能を集中して」って言っています。だから、基本的な考え方はこれでいいと思うのです。では、具体的にどうするのだと。だから、そこで歴史を踏まえないととんでもない、その場限りの、その場の思いつきのなもので整備やっぺてしまいますよと。それが今までの反省ではないですか。ですから、10年先、20年先、あるいは50年先を見据えたまちづくりという観点からあそこをどうしたらいいのか、どう整備したらいいのかというのを考えるべきではないのですかと。それが今回つくる未来ビジョンではないでしょうか。町長、そうですね。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

そもそもこの町なかのにぎわい創出、やっぱり高田の商店街と言われる地域も含めていかにしてにぎわいを戻すのかということをもまずはその地域の方にお話を聞いて、どうしたらいいかと、この町としての方向性を決めていきたいということで立ち上げさせていただきました。その中で、やっぱり私も参加をさせていただいてお話を聞く中では、今現在の商店街そのものを新たにといいますか、それをその方々がまたにぎわいを戻すようなことというのはなかなか難しいだろうと、実際にその商店を営んでいる方々からお聞きをいたしました。そんな中で、いかにしてこのにぎわいというものを戻すか、つくっていくかという中で出たのが、やっぱり人が集える場所ではないのかという話と、あとやっぱり伊佐須美神社周辺だろうという話が出てまいりました。伊佐須美神社もそうです。今のやっぱり中心となるのは公民館跡地になってこようかというふうに思いますけれども、そこに天海大僧正というものがありまして、そういったものを絡めた、施設も含めてこれから考えていかなければいけないわけですが、取りあえずはまちなかマルシェ、いい結果を出しておりますから、そういったものをまずは行いながら将来的に、今議員がおっしゃったように10年後、先になるかもしれませんが、しっかりとしたものをつくって、そこでその天海大僧正だったり町の歴史だったり含めたり、いろんなそこからにぎわいをできるようなものをできればなということで、今協議会の委員からのお話をまとめながらこれからしっかりとしたものをつくって、後から失敗したということがないように、にぎわいを取り戻すような検討、立案していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 町長の考え方、方向性はそれで私もいいと思いますけれども、ただしその未来ビジョンをつくる方々、いわゆる協議会がまずつくるわけですね、案をね。協議会でね。ですから、その方々の認識共有をしていただかないと、それが町民には広がっていかないのではないのでしょうか。象徴的に天海大僧正を取り上げさせてもらっていますけれども、歴史はその方だけではありませんよね。それも含めて言っているのです。先ほど同僚議員から六斎市の話も出ました。これは私も度々申し上げました。これをしっかり勉強するとどうしたらいいのかというのが見えてくると私は思っていますから。そもそも六斎市って何で起こったかというところからやっぱり見ないとなかなか、では今の形が理想形かといったら私は違うと思っていますから、だから歴史をまず勉強したほうがいいのではないですかということを申し上げました。やっぱりこの町に人が来る、それから町の人動く、その仕掛け、必然性をしっかり、物語性をそこに私はつくる必要があると思っています。これは一長一短でできません。時間もかかります。ですから、10年計画をつくるというのでしょうか。物をつくるのに10年でつくりますって話ではないと私は思います。だから、そういう相対的にソフト面もハード面も含めてまずは10年の計画、目標数値をつくるって言っているのですから、より具体的にやっぱり落とし込まれていくのかなというふうに思いますから、そこにいろんな歴史もちゃんと下に、底辺にあって、それでつくられていくという形にして、必然的に人が流れてくる、来街者も多く増えていく、そういうことだと思います。ですから、そのためにはやっぱり拠点施設は必要だろうと。その拠点には、やっぱり現在考えられるのはあの公民館跡地であるし、それから天海大僧正さんが一人今ぽつんと立っていますよ。あんな寒風吹きすさぶところにね。あのままにしておいては私はいけないと思います。ましてやその向かいには生誕の地だって言われているのですよ。あそこをもっともっとしっかり考えて、天に向かってもしっかり届くように、しっかり磨き上げていかないと私はいけないと思っています。それから、日常的な交流の場としてコミュニティ施設もそこに合わせたらすばらしいところになる。あそこ広いようで狭いという意見もあります、会議録見ると。私もそれはそうだねと思う。だから、そこで一応例として挙げられるのが長野県小布施のあの換地分合のまちづくりの手法です。もっと広いエリアをつくるために土地を交換したり、しっかり補償して移ってもっと商業施設を固めたり、いろんな手法があるわけです。それで、私は議会として見に行っていますから、何度も。だから、例は参考になるところいっぱいあるわけです。それで、先進事例の視察してきたというところですけども、どこをどういう目的で何を見てこられたか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの視察先でございますが、南会津町の田島のほうを視察してまいりました。内容的につきましては、先進的な事例ということで、これ田島のまちなかエリアプラットフォームということで、運営組織の考え方でございますけれども、まずはまちづくり法人や商工会、あと観光協会が入った組織となっております、こちらのほうの運営母体のほうが活動をして

いるということでありましたので、空き店舗の活用も含めまして視察に行っていました。内容的には、まちづくり法人や地元の商店街の方々が構成しております。さらに、町のほうの関係課のほうも加盟してございまして、そちらが連携をしながら、空き店舗を活用し、まちづくりのほう、にぎわいづくりのほうに進んでいる団体ということでお話を伺ってきたところであります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 時間も押してきたので次に行きたいので、最後にしておきますけれども、空き店舗活用も確かに大事な観点ですけども、高田地域の場合は住居と一緒になっているということで、問題点、課題があまりにも大き過ぎます。では、実際に使える空き店舗どれがあるのだったら本当にあるかないかですよ。本当に難しい。ハードルが高い。そこにいつまでも関わっていても私は仕方ないと。ですから、まずは拠点だと、拠点の整備だというふうに思います。それを進めるにはやはり町長のビジョンが必要なのです。町長は課題、認識は語るのですけども、町長のビジョンがその会議録見ても伝わらない。まずは、これやるって固まったことを言う必要は私はないと思います。こういうことにしてはどうか、私はそう思っています。それについては、皆さんの知恵もそこにどんどん入れて、磨き上げて、しっかりしたものを集約していきたいとか、そういうことで言っています。私はこういうふうにしたいのだ、この町をと、この地域をと、そういうビジョンをやっぱり語っていくべきだと思います。最後にこの点についてだけ町長の答弁いただきたいと。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

今議員がおっしゃったように、やっぱり高田の商店街の中の活性化といいますか、にぎわいを創出するには、今おっしゃったように、先ほども申し上げましたけれども、公民館跡地が拠点になるだろうという考え私も持っています。私の中では構想いろいろございまして。ただ、例えば物を造るとなるとお金がかかる。今、町の中でも様々な事業が進められようとしている中で、財政ともいろいろ話した中で、担当課、そしてまた財政にも私の基本的な考え方、あそこを拠点とした、今議員がおっしゃったのに私も近いものを持っています。ただ、それを現時点で公にするものではないなというふうに思っています。ただ、いずれそういったものを町民に発することになりますけれども、そういった構想は打ち出さなければいけないというふうなものは持ち合わせてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） これ以上深掘りするつもりありませんけれども、その町長の考えを出すタイミングは3月会議かなと思いますので、マニフェストの提示を要請することも含めてそのときに質問したいと思います。いずれにしても、歴史を踏まえることを大事にしていただきたいと。それを再度申し上げ、次、2番目の旧本郷第一小学校跡地公園整備事業について伺っていききたいと思います。

いわゆる直近のほんごうパークフェス、これにもにぎわいは本当に想定以上であったということで評

価されている。本当にいろいろ今後に明るい兆しを見つけられた内容だったなというふうに私も思っております。本当にご協力いただいた関係機関の皆さんに感謝を申し上げたいと思いますけれども、そこでいわゆる今後の管理運営の仕方、ここではこのように言っていますよね。「ほんごうパークフェスでは、町民有志のグループが主体的運営に関わり、新たな地域コミュニティの形成と公園の管理運営の方向性が見えてきた」と言っております。この見えてきたというのは、どのように見えているのでしょうか。ただイメージだけではちょっと心もとないところありますので、もう少し分かりやすくお願いできませんか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

公園の管理運営の方針、計画づくりに町民が直接参画し、関わりを持っていただければと考えております。さらに、将来的には町民を中心に設立された新たな事業者により公園の管理運営を担っていただければ理想的であると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） これいわゆる実施計画の概要版、ここの最終ページにもあります。管理運営の方針イメージということで出ております。ここの中で具体的にいろいろ3パターンが出ていますけれども、私はCタイプのことをおっしゃっているのかなと思いますけれども、これとて簡単にできる話ではない。私は、NPO法人の考えはやっぱり必須かなとは想定はしています。私が言うようにつてをたどって勉強しているところでありますけれども、これとてそんな簡単な話ではない。まず、地域住民の方がその気になっていただかないといけませんよね。その点の努力はそれは地域住民の中でやればいい話ではなくて、やはり町もこれが理想形だと、本郷地域の場合はここができていというところも含めてやはり具体的に、先導的に、あるいは知見をしっかりと取り入れながら地域住民の意識を高めていくと。その方法は私は絶対必要だと思うのですが、今のところどのように考えていますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

住民有志の方々に町が入り込みまして、十分意見を求めながら、それに対して方向性を見いだしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） いや、だから住民の意見をよく聞きながらって、住民はここまでまだ意識高まっていませんよ。ただ、関わっていきたいという気持ちは、これは間違いなくあると私も思っています。ただ、実際に責任ある、その組織に入るということはどういうことなのかとか、でも自分たち

の望む地域づくりにしっかり関与していけますよ、次の世代にもちゃんとつないでいける、ただ行政任せの、何であんなったの、何でこうなったのという話ではなくて、私たちはみんなで力を合わせて今つくっているのだ、育つ公園づくりに今入っているのだという、そこに行くまでにはまだまだその前段のこなし方が足りないと思っています。そのところを聞いているので。それがいきなり町民の声聞きながらなんて簡単に言える話ではないと思うので、再度すみません。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

他市町村で行っている先進事例等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。それで、町民の方々の公園の参画につきましては、今後制度化するようなことも必要であるとは考えているところですが、直接的に関わっていただきたいのが、中には清掃、除草、花壇づくりと町民の方々が主催するイベントなどに自らの意思により公園の愛護活動としての一環等も参画していただければなどというふうに考えておるところですが、それにましても町としては十分先進事例地の考え方等、運営方針の仕方を勉強しながら町民の方と一緒に勉強していければいいかなというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そういうことで、一緒に勉強していくということで進めていっていただきたいと思います。つまり地域協働型の公園管理運営になるべきだと思っています。先ほど言いましたように、地域住民と共に育てる公園の管理運営が肝ですよということだと思うのです。公園は地域の縮図だと言う方もいらっしゃるのです。そこでしっかり町民が深く関わっていけば、それが後半のまちづくりにもしっかり反映されていくだろうと。だから、その効果は無限大ではないでしょうかという話になります。しっかりそこは踏まえてやっていただきたいなと。先進事例も私としても提案していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次、3点目に参ります。ふれあいの森の公園等整備計画ですけれども、なかなか会議録出てきませんので、進捗内容があまり見えないので、こういう問い方しかできませんでした。それで、陸上競技場を含めて優先としては高いというのは、それは理解できます。やはりあそこをしっかりとまずつくるのが先決だなというふうに思ひます。それにしても、ビジョンとしては、基本構想としてはしっかりと広範に、エリアをちゃんと捉まえて何やったらいいのかということで、健康、スポーツ、観光という視点で構想がつくられます。そこで、この答弁見せていただきますと、私が一番気にしているのが健康の部分です。健康増進とか何かそういうことだけで言っている嫌ひがあるのです。会議録、資料等を見ても。やはりメンタルヘルス、これも含めているということは再確認させていただいていいですか。結局グリーンクラフトツーリズム、今取り組んでいるところですが、そういうところにもいろいろ絡んでくるのです。だから、360度もう可能性がある、ポテンシャルの高いやっぱり

新鶴地域なのです。これを生かす、一つのビジョンの中に位置づけるということで私はいくべきではないかなというふうに思いますので、再度その辺の確認をさせていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

メンタルヘルスに関してでございますが、やはり住民のワークショップの中でもそういった意見は出ておりまして、町としましてはメンタルヘルスツーリズムだけではなくて、ヘルスツーリズムという形でフィジカル、メンタル両方を回復させていくというようなことで、この構想の中で整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 一応確認させていただきましたけれども、それならそれで答弁すればいいではないですか。それをやっていましたよね。やり取りはしていましたよね。しっかり文章化、文字化する必要があるのではないですか。今こういう議論しているという認識は共有、ある意味できますけれども、時代が変わり5年、10年たった後に文書を見たときに、そういう部分が載っていなかったらやはり一面的なものになるおそれがあるのです。ですから、こういう議論というのは大事なのではないですか。こんなふうに皆さん議論して、苦労して、しっかりこの計画がつくられてきたのだと、検討委員会の中の議論も含めて、そういうのを文章化するというのがあなたたちの得意分野なので、そこはしっかりやっていただけますね。基本構想の中に今の部分がちゃんとしっかり入ってきますね。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

基本構想の中では、先ほど私答弁しましたヘルスツーリズムまたはメンタルヘルスツーリズム、そういったところの記載を明確にして、皆様にお分かりいただけるような内容にしていきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） いわゆるツーリズムってもう今幅広い、概念的に幅広くなってきたわけ。もう多岐にわたっているのです。ただ単に観光旅行というだけではない範疇がありまして、これを生かせば本当に個別最適化ではない、全体最適化に向かう大事なツールだと私は思っています。そういう意味では、民間の活力も存分に使って、いろんな会議の中でも出ているではないですか、P F I のね。面白い取組かなと。そういうのを勉強すればいいのです。私は一定程度やりましたけれども、なかなか3億以上の事業でないと難しいということで、今はもっと高額かもしれません。それも含めてしっかり取り組んでいただきたいと思います。可能性はもう大ですから。そういう地域であるということ。それが反映されて高田地域、本郷地域にもしっかりコミットしてくるというのは間違いないと私は感じているので、町長、どうですか。その概念的なことも含めて町長の感想は。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） いつもですけれども、議員からはいろいろな提言をいただいております。今話によるとごもっともだというふうに感じますので、しっかり政策財政、担当課とも話をしてそういったものを取り入れたものにしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） いずれにしても、この3地域のそれぞれの取組、計画づくり、現実的にまた財源、事業費、今回額は出ていませんけれども、容易にとんでもない額になることは想像できます。そこで知恵の出どころだと私は思います。幸い基金も積み増してきております。これもしっかり将来的な福祉施策にも教育分野にも振り向けながら、しっかり一定程度確保しながら計画にのっとって着々と進めるお金の使い方、これも併せてやっていく。長期財政計画、そこにもしっかり反映されてある程度くるといふことの理解でよろしいですね。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。これちょっと質問からずれるので、この財政計画のことはいいです。これは次の機会にします。私はそういうふうに思っていますので、3月会議においてはそこもしっかり踏まえた質問をさせていただきたいと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたい。皆さんの手にかかっているところ大でありますので、期待して、私たちもしっかり関与していきたいなというふうに思っております。

私の一般質問これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時46分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 1番、櫻井幹夫です。通告書に従い質問します。

町地域コミュニティの現状と、町の支援状況について。町が抱える人口減少問題をはじめとした多くの課題は、地域コミュニティの再生によって、その多くが解決されていくものと私は考えます。しかしながら、他市町村同様、本町においてもこのままでは地域コミュニティは衰退し、その機能を失うことは明白です。これまでの区長を中心とした地縁団体の活動はその機能を果たせなくなると予想されます。これからは、地域コミュニティの発展のために、自律的に発展していこうとする団体への支援、関係構築が必要と考えます。そこで、本町の地域コミュニティ活動の現状と町が行っている支

援状況について伺います。

1つ目です。町が考える地域コミュニティとは、どのような団体や活動のことか。現状と重要性についてどう捉えているのか伺います。

2つ目です。令和6年度会津美里町第3次総合計画における実施計画では、集落の課題や取組状況を把握するためアンケートを実施し、地域活動活性化のための取組を行うとしている。アンケートはいつ行ったのか、その結果をどう捉え、どう生かす考えなのか伺います。

3つ目です。同じく実施計画では、各取組を通じて事業を円滑に運営するための人材及び積極的に参加する人材の発掘、育成に取り組むとしているが、発掘はできたのか、今年度行ったまたはこれから行う育成の取組は何か。また、発掘した人材を今後どのように育成し、活用していく考えなのか伺います。

4つ目です。同じく実施計画では、地域コミュニティの活性化に資する活動に対し助成金を交付するとしているが、直近3か年の予算額と交付実績を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

町地域コミュニティの現状と町の支援状況についてであります。1点目の町が考える地域コミュニティにつきましては、集落や自治区のような地縁的なつながりを軸として、地域生活に関わる身近な活動を共同で行う団体のほか、NPO法人やまちづくり組織のような町全域を活動範囲とし、一定の目的を共有しながら共に活動する団体も地域コミュニティと捉えております。人口減少や過疎化に伴い、地域を支える人材も減少し、住民同士のつながりが希薄になってきている現在、地域コミュニティがそれぞれ自主的な活動を行いながら、町と連携し、あるいは町の施策を補完し、地域の課題解決に向けた取組を行っていくことは大変重要なことであり、今後ますますその重要性は増していくものと考えております。

2点目の集落の課題や取組状況を把握するためのアンケートにつきましては、自治区長に対して今年度5月に実施いたしました。このアンケートを通して、各区長がそれぞれの現状や将来に対して抱く不安、危機感の大きさを改めて認識しております。この結果を踏まえ、現在策定中の第4次総合計画において地域づくり政策を次の10年間の最重点課題と位置づけ、地域コミュニティ活動に対する補助や集落支援員などの人的支援を拡充してまいります。

3点目の人材の発掘、育成につきましては、毎年度、集落支援員が企画、運営する地域づくりのための先進地視察研修等を通して、人材の発掘や育成を図っているところであります。近年は、地域づくりに関心を持つ若い人材も増えつつあることから、あらゆる機会を通して協力関係を築き上げ、将来的には地域づくりの中核を担っていただけるよう支援をしてまいります。

4点目の地域コミュニティの活性化に資する助成金につきましては、まちづくり活動等を支援する

助成金として、まちづくり団体活動支援事業補助金を交付しております。直近3か年の予算額及び交付実績につきましては、予算は例年令和3年度から令和5年度まで各年50万円ですが、交付実績は令和3年及び令和4年度はそれぞれ1団体50万、令和5年度は1団体36万7,000円となっております。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは、質問を続けさせていただきます。

ただいまの答弁において、町が考える地域コミュニティについては集落や自治区、いわゆる地縁的な団体を示されているのかと思いますが、私さきに申し上げましたとおり、区長を中心とした自治団体活動はほぼその機能を果たしていないのではないかと私は考えています。それでも町はそういった区長を中心とした団体をメインとして考えているというのは、実は地域コミュニティというよりは町にとって都合のいい連絡網でしかないのではないかというふうに考えています。町は、自分たちにとって都合のいい集団はつくるけれども、今の答弁にもありましたが、あくまでも自分たちを中心とした活動団体ばかりを意識されているのではないかと思うのですが、改めて担当としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々都合のいい自治区長を地域コミュニティとして重点を置いているというわけでは決してございませんで、やはり自治区であれば150以上ですか、今いらっしゃいまして、広範囲にわたって業務をやっていたけるといいますか、地域コミュニティの地縁的なそのつながりを維持できる組織だというふうに思っております。我々先ほどの答弁にもありましたとおり、それ以外にもNPO法人であったりまちづくり組織、そういったものについても支援しておりますので、ただそういった団体につきましてはなかなか広範囲での活動も今のところできていないようなところもございますので、そういった意味で、町全体に行き渡るようなという意味で自治区長についてお願いしている部分もございますので、その辺は決して町のほうが、町から都合がいいようにというようなことでは決してございませんので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 区長さんは毎年入れ替わったり、今ですとやはり年代的に随分下がってしまっていて、日中は勤務されている若い人たちが区長を担っているケースも少なくありません。そういった人たちが地域をまとめるのが果たして可能なのか、そういった部分に地域コミュニティという役割を本当に任せていいのか、私はすごく疑問を感じます。今町が把握されている団体が随分あるというお話はありましたけれども、町が本当に把握しているかはどうか分かりませんが、一部では自発的に町の活動とは異なりながらも地域を盛り上げるために活発な活動を行う、行っている、行おうとしているような団体があります。そういった団体については、町として地域コミュニティの活動団体と捉え

てはいるのでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おただしのありましたとおり、そういった様々な団体についてももちろん町としましては地域コミュニティを維持するための団体であるというふうに捉えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） かしこまりました。今の答弁を基にこの先の質問を続けていきたいと思えます。

2 つ目のアンケートについてお尋ねをいたします。ただいまの答弁で、毎年 5 月に自治区長に対して実施していると答弁をいただきました。先日、私はある区長さんから伺った話なのですが、自発的に行っている地域コミュニティ活動の一環として、町に講師、このときの場合は体育指導をしていただけた方だったようですが、その派遣を依頼されたのだそうです。しかし、派遣した日は土曜日だか日曜日で、その日は派遣はしていないと町から言われたということでした。住民の多くは日中は勤めに出ておりまして、そこで地域コミュニティ活動としての団体の集まりを設けることはなかなか難しく、どうしても土日等を利用しなければいけない状況で、町は土日だから派遣できないよ、やらないよというのでは、実は地域コミュニティという部分を軽んじているのではないかというような話を受けました。恐らくこの 5 月の時点ではアンケートにこの答えはなかったのかとは想像できるのですが、今私からこの内容を聞いてどのような考えをお持ちでしょうか、伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

具体的な例ありました体育指導委員の派遣につきましては、ちょっと私どもの所管ではないので簡単にはお答えできないのですけれども、基本的にはやはりできるだけ土日でもそういった対応はしていきたいなというふうには思っております。

なお、このアンケートにつきましては、先ほど毎年 5 月ということで議員おっしゃられましたけれども、5 年に 1 回程度で、今年は 5 月に実施したということでございます。当然、このアンケートの中には自由意見の中にもそういったご意見はありませんでしたが、やはり土日であってもできるだけそういったことについてはやりたいと思っておりますし、ほかに私どものほうで担当しております職員の出前講座、こちらにつきましては土日に関係なく実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 今聞くと、毎年ではなく 5 年に 1 回ということで、今年度は 5 月には実施をされたということですね。とすれば、可能でしたらそのときに区長さんのほうからどのような意見だったり、アンケートだからマル・バツなのかといったことを聞いて、それに対してどんなような答

えが返ってきているのか、今お話しできる部分があったらお話しいただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 5月に実施しましたアンケートの内容でございますが、全区長さんにアンケートをお願いいたしまして、質問は10問でございます、そのほか自由意見ということでお願いをしたものでございます。内容につきましては、現在の住民生活などに関してどのように感じているのかとか、あとはその地区で現在活動している団体はありますか、そういったところをお聞かせいただいております。結果につきましては、この答弁にもありますとおり、我々が思っていた以上に深刻な結果という部分もございます、例えば青年会などの維持に難しさを感じているという割合が90%、あとは後継者がいない家が増えてきたなんていうところを感じている割合が95%ということで、かなり数字が高い状況になっておりますので、この辺について我々も重く受け止めているところでございます。あとは、やはり自由意見の中で、空き家対策であったりとか、集会所などの施設の維持管理が難しくなっているというような意見もいただいているところでございますので、この結果を今後のまちづくりのほうに生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 先ほども申し上げたのですが、もう区長さんを中心にした地縁団体活動というのはほぼほぼ衰退していて、その中で区長さんのみを対象としたアンケートを実施したのはどういった目的なのか。本当にそれを集めて問題を掘り起こして、それを解決するためのアンケートなのか、あくまでも自分たちがアンケートをしていますよというのを示すための行為なのか、ちょっとよく分からない状態です。本当に深刻な問題だって今おっしゃっていましたが、本当にそう捉えるのであれば区長さんではない団体に対してもアンケートを実施するなり、あるいはそういったコミュニティがないって感じているのはむしろ住民のほうなわけだから、住民に対してのアンケート調査なんかも実施すべきではないのでしょうか。ましてや5年に1回では本当の現状はつかめないし、現状をつかんだ頃にはもっと違う問題が起きているはずなので、根本的なアンケートのやり方を変えませんか。お考えお聞かせいただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） アンケートのやり方についてでございますけれども、確かに区長さんに限定したアンケートを5年に1回程度やっているということになりますけれども、このほかにも、議員ご存じだとは思いますが、毎年、行政評価等々に関係するアンケートということで、町民1,000人を対象に実施をしております。そういったアンケートの中にも地域のコミュニティに関するような内容も含まれております。ですので、決して地域コミュニティに関するアンケートが不足しているわけではないかというふうに思っております。ただ、この区長さんに限定したアンケートというのは、これまで5年に1回やってきた中で、やはりその地区の中心となられる区長さんが地区をどのように捉えているかというところをあえてお聞きしてきたのかなというふうに私思っております。ただ、これ

からもこの形だけがいいのかということについては、再度広く協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） もしここでお話しできる数字を把握しているのであれば、アンケートの回収率ってどのくらいあったのか聞いてみたいのですけれども、例えば区長さんであれば全員から回収できている、1,000人に対して行ったのであれば半数の回収ができているとか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） アンケートの結果でございますが、回収率でございますが、配布件数が158件で有効回答数が120件でございますので、回収率としては75.9%ということになっております。

〔何事か言う人あり〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 申し訳ございません。町民アンケートについては、今手持ち資料がございませんので、申し訳ございません。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 8割方、区長さんからの回収ができていると。その中で、先ほど幾つかの問題点挙げられたと思うのですが、それに関しての具体的な対策というのは今お示しいただける部分はあるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） アンケート結果に基づいての対策でございますけれども、先ほど青年会などの維持であったりとか、後継者がいない家が増えてきたなんていうところもありますが、地域おこし協力隊であったり集落支援員の活用という部分で非常に低い数字がありましたので、我々周知不足だなというふうに強く感じたところでございますので、そういったところの周知にさらに努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、あと先ほどもお話ししましたが、出前講座などを使ってさらに周知に努めてまいりたいというふうに思っております。あとは、空き家対策等々についてのご意見もありましたので、そういったところもさらに関係課で連絡を取って、一層の整備といいますか、対策を強化してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 先ほども申し上げましたが、決して行政の自己満足のアンケートではなく、きちんとそのアンケートが生きる体制に持って行ってほしいと思います。

続いて、人材発掘、育成についてを伺います。これについては私は以前から何度も意見をしてきた

ところなのですが、もうこの町、この地域にそんなに人はいません。もういいかげんに次の手を考えるべきではないかと。このままでは今やっている人たちが失ってしまうのではないかと私は思っています。そこで、まずは町の職員が積極的に関わっていくというのも一つの考えになるのではないかと思います。町内にある地域コミュニティ団体、コミュニティ活動に登録をしていたり参加されている町職員の数とか、あと割合なんていうのは把握されているものでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、町職員がそういった団体活動であったり団体に登録している割合でございますが、かなり団体も広範囲にありますので、我々としては把握していないところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） ちなみにですが、町の規定やルールなどで、登録をしたり参加したりしてはいけないなんていうのはあるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） そういった規定はないと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） そういったルールはないということであれば参加自体は可能なのかと思いますが、なかなか、私の周囲だけかもしれませんが、あまり町の職員さんが参加したり協力してくれるというのが少ないようにどうしても今感じています。町としてもある程度地域コミュニティの現状は把握されている中で、積極的にそういうところに職員を参加させたり、可能であれば中心的な位置で活動をサポートしてもらえると、活動がしやすかったり、あといろんな情報や知識を取り入れることができると思うのですが、そういった考えはありませんか。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今職員がそういうような団体に積極的に参加させてほしいというような形だと思いますけれども、正直申し上げまして強制はできないというのはあります。ただ、職員が進んでそういう団体に加盟といいますか、入ってやるということについては大いに賛同できるものだというふうには解釈しているのですけれども、ただ正直申し上げまして私自身、今現在その自治区というような単位ではなくして、櫻井議員がおっしゃるまちづくりのそういう団体というのが具体的にどのくらいの数あるのだから、私自身まだ把握していない部分がございまして、果たして、ではそれに対してどのくらい職員が積極的に参加できるのかということについてちょっと明確にお答えすることはできないのですけれども、ただ総じてそういう団体に参加したいという職員がいれば、大いにそれは活躍していただきたいというような思いは持っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 今ほど強制はできないという答弁があったのですけれども、町民側からしま

すと役場さんのほうから要請や依頼を受けるとどうしてもやらされ感が強いものかと思います。そういう感が強いと行きたくないし、やりたくないし、できれば交ざりたくないというふうになってしまうので、それは多分役場の中も、役場対町に関しても同じだと思うので、決して上から強制して参加させてくださいということをお願いしているのではありません。その上で、多分町としては、町民や地域が抱えている問題を決して見逃そうとはしていないと思いますし、そういったものに対して政策を打っていくのだと思います。そうすると、この庁舎側から町をのぞく、見ているよりも、実際にそういった現場といいますか、そっちに行ってみたほうがいろんな問題や解決策も含めて見えてくるのではないかと思うので、なかなか派遣ということは私も望んではいませんが、少なからず地域コミュニティ活性化を考えればやはり町職員をどんどんと活用した体制を取っていくことが今後必要だと私は思っています。

その上で、お金の使い方について少しお話をさせていただきたいと思います。以前の一般質問で私話したことがあるのですが、私の住む地域には以前高齢のご婦人方の集まる団体活動がありました。ただ、その活動が、それまで活動の拠点としていた町の施設が廃止されることによって、ほかの町の施設のほうへ拠点替えを進められ、さらには使用料が発生しますということを言われて、その方たちは、僅かな使用料ではあったけれども、年金暮らしの自分たちにはきついということで解散をされました。その後、私たちは地域で町の施設を無償でお借りして運営することを決め、その高齢のご婦人方に対しその旨を伝えて、もう一度やりませんかというお声がけをさせていただきました。しかし、一度冷めた、離れた思いは戻ることはありませんでした。最近その方々にお会いする機会がありましたが、私の目には一気にふけたように、失礼な言い方かもしれませんが、見えませんでした。どこか元気がないようにも私には映っていました。結局町は地域コミュニティやそういった活動をさも大事にしてくれているように見えながら、実はそういった活動をできなくしている、消滅させる、そういった行為をしているようにしか私には感じません。いろんな活動をするには拠点が必要だし、場合によっては資金も必要になってきます。それがないと、それができないと結局解散、消滅、そうなるしかありません。そうなってからでは遅いので、町としてやはり最低限の補助や支援は必要だと考えます。町の施設使える間は拠点の費用に関しても少額で済んでいるかもしれませんが、そういった施設がなくなればおのずと自分たちで拠点を探し、拠点を整備し、拠点を運営していかなければなりません。それは決して容易なことではありません。別に全額町で持ってくれなんていうことを願っているわけではありません。少なからず最低限活動ができる範囲の補助をしてほしいと強く願います。

その上で、最後の質問に対する答弁は、予算はこの3年間、毎年50万円、交付はそれぞれ1団体50万なので、それ以外の団体に対する予算措置も補助の考えもないと捉えてしまうのですが、それで間違いありませんか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 今回お答えいたしましたコミュニティ活性化に資する助成金、まち

づくり団体活動支援事業補助金につきましては、確かに直近3か年におきましては1団体のみの申請であったということでこのような実績になってございます。やはりこの補助金、こういった利用状況などからいろいろ我々も協議をしまして、少しハードルが高い部分もあるのかなというふうに思っておりまして、現在、この補助金をもう少しその補助金額を小さくしたり、あるいは要件を緩和するなどして、少し手を出しやすいような内容に修正を加えたいなというふうに思って、今現在見直しをしている最中でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 今ほど申請そのものが1団体ということなので、ほかの団体が申請することは想定ない、想定がないというか、そもそも申請をしたい団体が申請できるルールだったり、支援の内容だったりしているのでしょうか。先ほど少し見直しというお話もありましたが、多分今までのやり方のままでは申請数も増えなければ、申請しようという思いもしないし、多分ただこうして声を上げているだけで終わってしまうので、何とかその見直しを考えていただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

現在のこの補助金につきましては当然要件がございまして、例えば5人以上の会員で組織していることなどなど、いろいろその条件がありました。こういった条件がハードルが高かったから申請数が少なかったのかというところもありまして、先ほどお答えしましたとおり、こういったところを少し緩和して、敷居を低くして、少しでも多くの方が申請できるような内容に今見直しをしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 現在、自発的に活動している団体は地域コミュニティが重要だというふうに思っていますし、その思いで活動を続けています。失礼な言い方になるかもしれませんが、町の職員の多くの方々よりも地域や町を愛し、大切に思っています。予算作成を含めて執行できるのは皆さんです。私たちは、どんなに強い思いを持って頑張っても、町の大切な税金を使うことはできません。ぜひ町の職員の皆さんに、自分たちだけではなくて町民のために大切な税金を使う考えや体制を整えてほしいと思います。私の目からは、これまでの計画は失敗だろうとしか映りません。今新たな計画づくりに取り組むのだらうと思いますけれども、一切これまでの部分を見直して新たなルールをつくるして、この町のコミュニティの立て直しを図ってほしいと思います。お気持ちお聞かせいただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 第4次総合計画についての意気込みというか、そういうご質問だと思います。今令和8年度からの総合計画の策定に着手をしているところでございます。ワークショップをやったり、いろいろ町民の方の意見をお聞きしながら進めているところではございます。策定

に当たって近隣の町村の総合計画なんかも参考に見させていただいておまして、やっぱりそれぞれ様々な取組をされているというのが改めて分かったところでございます。会津坂下町であれば、7つのコミュニティセンター単位で町民の方が自ら地域の課題であったりとか、そういったものを洗い出して、総合計画と一緒に計画の一部として載せていたりとか、様々なようでございますので、本町に合った総合計画を策定していきたいというふうに現在思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

櫻井議員からのご指摘、ご提言、私も感じるころではあります。ただ、町の職員がこの町のことに関して、私の1期4年ですけれども、本当に真剣にこの町をよくしようという思いで仕事をしている姿は私も見ていますので、それは評価をさせていただきたいというふうに思っています。ただ、住民側から見た、そしてまた議員の皆さんから見た職員の姿だったり、地域コミュニティの関わりとかはそれは人によって違うものがありますから、それはそれとしてしっかりやっぱり伝えていただく。伝えていただかないと分からない部分も多分にあります。私も努めて町民の声、そしてまた議員の皆さんの声だったり聞いて、それを政策に反映しようとしています、そう思っているながらも、ああ、そうだったのというような、初めて聞くようなこともありますから、私は町民に対しては常に何かありましたら役場に来てください、そしてまた私に声をかけてください、教えてくださいという話をさせていただいております。ですので、我々も議員の皆さんもこの町をよくするという点に関しては一致しているはずですから、そういった面はやっぱりしっかり共有しながら今後の様々な施策展開をしていきたいというのが私の気持ちでもありますし、私の気持ちは職員全体の思いであるというふうに思っていますので、議員の皆さんからも様々な提言、そして今の話でやっぱり理解しづらい部分もありますから、議場ではなくて一对一の話でも結構ですから、そういった思いを伝えていただければなというふうに思います。全面的にそういったものには応えていきたいという思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 町が置かれる厳しい現状は、現実には把握しているつもりです。ただ、それも含めてやはり町民が夢を持てる、そんな計画を、そんな未来を見据えた計画を作成してほしいと心から願います。

以上、終わります。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問準備のため、1時55分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時45分）

再 開 （午後 1 時 5 5 分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第4号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

1 問目、本庁舎屋根の工事内容等について。去る11月16日土曜日、正面玄関1階屋根の一部について工事が行われていました。しかし、この部分の修繕工事は以前にも行われ、完了しているところがあります。今回の工事はどのような内容の工事なのか伺う。

2 問目、町職員のハラスメント相談件数と内容についてであります。町職員のハラスメントの防止等に関する要綱（令和3年訓令第6号）は、令和3年4月1日から施行されている。そこで、現在に至るまで、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、SOGIハラスメント等、それぞれの相談件数と内容についてお伺いいたします。

3 問目、懲戒処分に係る法的根拠について。定例会9月会議において、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定について上程されたが、賛成少数により不認定となった。それは、担当事務職員の財務事務に関わる不適正な事務処理によるもので、それにより関係職員の懲戒処分を行った。その処分に係る法的根拠について具体的に伺う。

4 問目、監査等の目的について。監査委員は、行政委員会的一种であり、独任制の機関である。そして、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に関わる事業の管理並びに地方公共団体の事務の執行を監査することにある。そこで、次の事項についてお伺いします。

（1）、定期監査の目的。

（2）、財務監査の目的。

（3）、行政監査の目的。

（4）、例月出納検査の目的。

（5）、決算審査の目的。

以上よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。なお、監査等の目的についてにつきましては、監査委員から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本庁舎屋根の工事内容等についてであります。今回、令和6年9月25日に建築基準法に基づく定期点検の結果報告があり、正面玄関上部の小屋根部分に屋根軒先に損傷があることが判明いたしました。降雪の影響によるものと考えられますが、脱落のおそれも想定されることから、既存のカバーの上にもう一枚鋼板を設置し、固定ビスも下地のコンクリートまで達するように止め、箇所数

も増やすなどの対策を講じた上で、降雪前に修繕を行ったものであります。なお、前回実施した修繕工事につきましては、同じ小屋根部分にはなりますが、今回とは反対側の箇所であります。

次の町職員のハラスメントの相談、苦情件数についてであります。年度及び種類別の件数につきましては、令和3年度はパワーハラスメント3件、セクシュアルハラスメント1件、モラルハラスメント1件の計5件であります。令和4年度はパワーハラスメント3件、令和5年度はセクシュアルハラスメント1件、令和6年度は10月末現在でパワーハラスメント2件、モラルハラスメント1件の計3件であります。なお、具体的なハラスメントの事情につきましては、個人のプライバシーや個人情報保護の観点から、内容については控えさせていただきます。

次の懲戒処分に係る法定根拠についてであります。初めに懲戒処分につきましては、公務員の服務上の義務違反に対して公務組織の内部秩序を維持する目的を持って行う行政上の制裁であります。この公務員の服務上の義務違反は、地方公務員法第30条に規定する公務員の服務に関する根本基準である「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とする規定に反する行為がこれに当たります。

次に、懲戒処分に関する法令等の根拠につきましては、懲戒処分の取扱いに関する法令等として、地方公務員法、会津美里町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、会津美里町職員の懲戒の取扱いに関する規程及び会津美里町懲戒処分の指針に定められており、また懲戒処分の審査に関しましては、会津美里町職員懲戒等審査委員会規則に定められているところであります。このたびの職員による財務事務に係る不適正な事務処理は、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に反する行為として、公文書を不適正に取り扱ったことにより公務の運営に重大な支障を生じさせたことから、会津美里町職員の懲戒の取扱いに関する規程に基づき、所属長は当該職員の義務違反の事実について、総務課長より事実確認の意見を付して任命管理者に報告することになります。その報告を受けた任命権者からの指示により、当該職員の懲戒処分に当たり、会津美里町職員懲戒等審査委員会規則第5条の規定に基づき審査委員会での審査を行い、その審査結果を踏まえ、関係職員の懲戒処分を行ったところであります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、代表監査委員、小島隆一君。

○代表監査委員（小島隆一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

監査等の目的についてであります。1点目の定期監査の目的につきましては、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令に基づき適正にかつ効率的に行われているかについて、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて定期的に確認することです。

2点目の財務監査の目的につきましては、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令に基づき適正かつ効率的に行われているかについて確認することです。

3点目の行政監査の目的につきましては、事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われて

いるか確認することであります。

4点目の例月出納監査の目的につきましては、会計管理者等の現金出納事務が正確に行われているかを毎月日にちを定めて確認することであります。

5点目の決算審査の目的につきましては、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査することであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、再質問に入させていただきます。

今回の修繕に係る工事の内容というか、大きな原因は屋根の、屋根にたまった雪ですか、降雪による雪の圧力でなったということですよ。だけれども、昨年度はそんなに降っていないですよ。どうしてこれがあったのでしょうか。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） お答えさせていただきます。

まず、この損傷が発見されたのが建築基準法に基づく定期検査のところで、いつどういう形で発見されたか、なったかということまで詳細は分からないところではございます。ただ、これが発見されてから業者、あと設計会社等々協議をさせていただき、原因調査をした結果として、そういったことが原因ではないかと推測されるということでございます。過去に3年前にも同じような形で、反対側ですか、左側のほうも同じような事象が発生したということで、原因は同じものということで判断したところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これ3年前も私見ているのです。こちらもうやっているのです。

それで、私見つけたのは、7月頃にもう既に見つけてあるのです。写真に収めてありますのは8月26日。これは鋼板の伸び縮みの関係で、V型に、谷の部分ですね、屋根切妻になっていますから、その切妻のケラバなのです。化粧になっている。ケラバ包みが雪の圧力で谷間になっているために、上の大屋根から落ちて、そこに圧力かかって転んだのです。まさしくちゃんと写真も撮ってあります。原因は雪なのは分かっているのですが、包んだのもあれ化粧のためにやっているわけなのです。今回のあれは化粧に見えなくなっちゃったのかな。分かっていますか。こう凹凸になっているでしょう。これがこうなったでしょう。そうすると、そもそも雪国に合ったような屋根の作りではないと思うのです、そもそもが。だから、そうやっていくと、こういう同じところを何回もやるということは設計ミスなのか、施工ミスなのかということになってくるのです。そこで直せばよかったのです。

それで、業者はどこでしたか。業者。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 業者といいますのは、これを直した業者ということでよろしいでしょう。

か。まず、その前段として、これが発見された。先ほどお話しさせていただきましたが、設計業者、あと工事業者と打合せ、原因等の調査をさせていただきました。それは、あくまでこの庁舎を設計、工事施工した業者、修繕も同じ業者のほうでやらさせていただきました。業者が東北入谷……

〔「いや、私言ってんのは屋根のほうです」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） 屋根のほう。

〔「修繕」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） はい。入谷のほうで……

〔「ケービールーフじゃねえの」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） はい。

〔「ちょっとすみません」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時08分）

再 開 （午後 2時08分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 業者につきましては、株式会社安藤・間東北支店でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは元請ですよ。私言っているのは、下請の屋根の施工をやった業者は誰ですかと聞いている。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 今回、これ協議をさせていただいて、設計会社、あと施工業者のほうで費用負担をしますという協議に……

〔「それはいい。業者の名前を教えてくださいというの」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） こちらのほうで把握しているのは、下請まではちょっと把握はしておりませんでした。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これはケービールーフだと思うのです。前にやった業者。したがって、今までやったので、今課長が申し述べたように、お金はかからないということだよね。保証でやったということ。前にも町長、なったばかりの頃ですか、保証については経過措置になっても修繕はやりますよという約束事を私あのとき取り付けたよね。分かっているのですよね、町長ね。だからそこを聞いて

たのです。そして、この壊れた屋根というのは、上りのところケラバというのだけれども、専門用語では、ケラバ隠す、それを包んである部分が化粧になるのだけれども、ケラバ包みというのだけれども、そこが雪のあれで持っていかれたということで、このとき屋根の鋼板は0.45で増えているのです。いろいろ問題あってね。横ぶきであんなになる。今回は幾らで増えたでしょうか。なぜそれ聞くかという、修繕したのですから、点検も当然やっていると思うのです。鋼板の厚さなり、写真を撮ったり、修繕の完了検査をしたりね。そこまで見ていないのですか。

「すみません、ちょっと休憩をお願いします」と言う

人あり]

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時11分）

再 開 （午後 2時12分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 申し訳ありません。厚さについては把握してございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これ修繕したときにはやはり記録として残すわけですよ、次の段階にも。恐らく推測するには0.4で増えたと思うのです。なぜならば、あのとき0.45というのは元旦のオリジナル製品で、工場が焼けたということでできなかったのです。これでは工場はなくなったわけです。私言いたいのは、そういうオリジナル製品をあえて使って、だから修繕になってくると地元業者はできなくなるのです。鋼板は公共事業の場合は0.4以上であれば通るのです、屋根は。それさえ使っていれば地元業者でさえできるのです、はっきり言えば。こういうのがどんどん出てくるのです、こういうのは。だから、業者選定するに当たってもやはり地元の業者を育成という、これも前から、前の町長もいろいろ、今まで先代も言いました。では、そういうことでやはりやって、指定してあったのですよ、これは。元旦の特注で。設計書の中にも0.45と。0.45が元旦の特許メーカーですから、誰も手出さないのです。だから、ここに落ちるのだよね。それで、直すときになったらまた遠方から、これ直し、直し、直しなんていつまでやっていなくてはならない場合もできている。なったら困るでしょというのね。だから、そういうの、金額はただでいい。当然そういう理由だと思うのですが、雪で圧力がかかって、それで毎年壊れるような屋根造ってもらったではいつになったら屋根ができるのだから。それも主要構造部ですよ、屋根ですから。雨をしのぐね。主要構造部の一部ですから、これがなかったら家屋としてはみなされないでしょう、建築基準法でいっても家屋評価でいっても。外壁と屋根があって、雨風をしのぐことができるのが固定資産という家屋という定義づけですから。だから、一番大事な、これは先ほど言いましたが、私8月26日のときには、写真収めたときには既に鋼板

がこの暑さのために伸びて、空いていたのです。分かっておりますよね。ぱかっと。ここに私見つけたのは、7月の前に見つけてあります。だから、私はいつこれやるのかなと見ていたのです、はっきり言って。だから、自分たちは全然点検はしていなくて、業者の、今町長答弁の中にあるように、その定期点検のときに見つけられたということなのだ。それ以前にやはり庁舎管理はきちんとやっていかないと。これに関するばかりでなく、これからちょこっとずれますけれども、これに関する、非常口なんかは雪降ったらもう駄目でしょう。建築というほうばかり、消防法で違反になりますよね、封鎖すれば。その辺の雪。だから、そういうものがあるため、そういう危険性がないようにやはりいつでも見ているというか、注意深くやっぱり見回る必要があるのではないのでしょうかというようなことで私はこの質問を今やったのです。だから、やっぱり早め早めに、見つけたときにやればいいのです。それで、やったとしたらまた同じ、切妻ですから、谷が必ずできます。右があつたら左に来るの当たり前ですよ、同じ大屋根から来るのですから。その真ん中に屋根があるのでしょうか、こう。上がこうでしょうか。ちょうど谷ができるのです。同じく雪が降るわけですから。そこにストッパーがかかっているわけ、いわゆる。化粧の部分。あれがあつたから持っていかれたのです。7分目から曲がっていましたよ。写真後で見せてもいいですけども、かなり。あれ落ちなかったらいいものの、あれが落下してけがしたなんていったらやっぱりまた事は重大だ。だから、やはりどんなところにも危険性はあるわけですから、よく点検していただきたい。何をあだこうだというわけでないのです。

そういうことで、本来ですと、さっきも言いましたが、0.45でやった場合は同等以上のものでやるのが普通なのです、修繕。そうでしょう。入札かけてやったが入らなかった、その理由は何ですかと。こういうわけでこの機種を選んだけれどもできなかったのも、同等以上のもので出しますよという承認願を出すのです。建設課長は承知の上だと思うのです、こういうことは。お互い承認するわけです。以下では駄目ですよ。ただ、この時点ではもう0.45はないのです。あえてこれ。だから、やっぱり今後の点検、それより鋼板の厚さになったら合わないときもあるし、この鋼板も私業者に聞いてみたのですが、厚いから高いと思うでしょう。安いのだって。分かる。分からないでしょう。厚いと加工がしにくい。ちゃんと収まらないのだって。だから安いのだ。確かに厚ければいいですよ、見た目。だけれども、外観的に見たときには、やはりああいう屋根なんていうのは凹凸というか、ぶかぶかって、そのために軒板を張って押さえているわけです、みんな。きれいに平らに。だから、必ず軒板を張るのです。軒板なかったら雪でもどおんと引っ込むでしょう。だから、やはりなるたけこういうものがあったとしても、本来は経費負担をしてもらってでも地元の業者にやっぱりできるような手配というかな、今回はこういうのでひもつきになっているからしょうがないですが、今後はやはり地元業者が少しでも、まず地元業者というのはここに住んで税金も納めているわけです。やはり生活もしていかなければ。そういうものも多少酌み取った上でのことをやっていただきたいなということであります。では、どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 2点ほどだったと思います。点検、定期的な点検ということ、あと業者、地元の業者を活用してということで、議員おただしのおとり、やはり定期的な目視等でも点検をして、不良等がないかということはやはり必要だと考えますので、今後、定期的に目視等でも点検していきたいと考えております。

あと、修繕等の地元業者の活用という点につきましては、可能な部分について地元業者を活用できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、もう少し発言は簡潔にお願いします。

渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私簡潔にやっているつもりなのだけれども。分からないとしようがないと思う。専門用語を使ったから簡潔って、私は正規なことを言っているのです。

○議長（大竹 惣君） ちょっと話が少し長引いてしまっていて分かりづかったので、その部分です。専門用語は大丈夫です。

○9番（渋井清隆君） では、簡潔にやります。

では、次の2問目のハラスメントなのですが、様々これ件数はありますよね。ですが、この要綱の内容を見ると、要綱ね、これ内部における規程で、町職員のみにも適用されるものと思われる。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） この要綱につきましては、町職員が受けたものという形の要綱となっております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 町職員が受けたものってなっていますが、町職員が職員を、受けたということでしょうか。外部から受けた。どういうことでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 町職員が外部、あと内部、職員同士もそうですし、外部からも受けたといった部分についても、ハラスメントを受けたという形で相談をすることができるという内容になってございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、対外的にも適用するということですね。そうしますと、仮にですよ、特別職、町長、副町長、教育長がハラスメントを行った場合はどのような。この中ではちょっと想定つかない、見つけることができないようなところなのですが、この件については何をさせて該当させるのか。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 要綱上の話ということでよろしいのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） 職員がハラスメントを受けたということで、例えば外部の団体等で受けたという場合について、町の相談員等に相談をしていただく、それが特別職からハラスメントを職員が受けたということであれば、その旨を相談していただくことができるという内容でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、様々ハラスメントがこれ件数あるのですが、その中にも含まれているという解釈でよろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 様々なハラスメントもあるけれども含まれているというのは、例えばの話、特別職が職員に対してハラスメントを行ったという、パワーハラスメントであれ、モラハラであれ、そういうことを行った場合には職員は相談することはできるということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私できるというのは聞いたのだけれども、それも含まれているのですかって聞いているの。あったかないかといったのがあったのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 申し訳ございません。今回説明した件数の中に含まれているかということですか。今回、この中には特別職とか外部からというものは含まれておりません。含まれていないというよりも、ありません。職員間という形でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、相当ルールを守って三役の方というか、特別職の方は対応しているということですね、職員に対して。そう理解していいのですね。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 外部及び特別職からのハラスメントに関する相談は一切なかったということで、対応はきちんとさせていただいているということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、分かりました。

それで、このハラスメント要綱、要綱ですから内部規定ですけども、純然たるね、だから外部は本当はならないのですよね。内部の中のをやるわけですよ。だから、本来からすれば、特別職が云々って言いましたけれども、そちらも入るのだと。そうなってくると、やはりこの要綱そのものに足りない部分があると思うのだ。要綱だから。だって、本来は内部の職員対職員という形でしょう。だけれども、そこには、これずっと見てみますとそういう三役の云々というのは一つも書いていないのだよな。やはりそうなってくれば要綱そのものを見直す必要が出てくるのではないかと思うのですが、

いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員おただしの部分につきましては、全国的に自治体の例を見ますとやはり特別職も含めた内容としているところもございます。うちのほうは、一般的に一番多い内容のつくり方となっておりますので、そういった先進的な部分等調査させていただいて、必要な部分については改正等していきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） やはりこのハラスメントというのは一つの、法令ではないですけども、ルールに基づくやつでありますから、要するに職場上のね、ですからやっぱりルールはきちんと明確に、誰が見てもなるのだ、これ該当しないのだと、やっぱりそこは明確に定めておくべきではないかと思う。だから、我々我々というの、課長のときはこうだった、それを明確に定めておかないと、人が替わって解釈が、判断も違うというでは困るわけです。したがって、文面とか、紙ベースとかそういうのになっているわけです。誰が替わっても物差しは同じだと。だから、やはり見たときに簡潔明瞭に分かるように内容も改正なり見直し等があればやっていただきたいと私思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員おただしのよう、分かりやすい、必要な部分等見直しをさせていただきますと思います。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、分かりました。

それでは、懲戒処分についてですが、これは根拠法令等はこのとおりであるのかもしれませんが。だけれども、処分となれば地公法の第29条第1項になってくるのですよね。お分かりですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員おただしのとおり、第29条第1項で間違いございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それで、この懲戒処分というのは秩序罰なのだよな。秩序罰。その義務違反だということですよ、簡単に申し上げます。そうなので、そういう懲戒処分というのはそれぞれの指針とか規定とかいろいろあると思います。それにのっとってしんしゃくしてやるわけですよ。その指針もあると思いますけれども、尺度の関係ね。それについて私のほうでは、執行者のやる文面ですから、何も権限がないので言いませんけれども、いわゆる公の場合、例えばですよ、さっきのと同じになりますが、これも規定だから内部だね。対外的行為ではないですよ。権利義務あれするわけでもない。条例でないから。そうなってくると、先ほどの特別職が何かの関係で財務上の会計行為、いわゆる伝票に判こを押したという場合があるわけです、一連の行為に。そういう場合は、これ誰が誰をやるのかってなってくるわけです。できないでしょう。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 特別職を処分する、懲戒処分するといった場合につきましては、地方自治法施行規程の中に市町村の懲戒処分等委員会を活用してという形にはなっております。

〔「具体的に言って」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） はい。副町長をという形で。ただ、その際には、その地方自治法施行規程の中に委員３名という形、職員１名、あと専門知識を有する者２名で、議会の同意が必要ということになってございます。それをもって懲戒審査を行うということになります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○９番（渋井清隆君） そういうふうにいろいろな規定があるのです。普通、例えばこういう場合は、要は秩序犯ですから、懲戒処分と。これが最悪というか、その場合はやはり道義的責任というところでやっているのでしょうか、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員おただしのように、そのように理解しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○９番（渋井清隆君） そうですね。あと当てはめるところがないのです。やはりこういうことがある場合は、職員はそれでやるけれども、その上司たる総括責任者、事務方のトップとか教育長とかというのはやはり関連性があるので、道義的責任になってくるのです。ここがやはりきちんと、特別職の人も頭に入れておいてやはり事務の執行に携わっていただきたいなと。今回はそういうのがあったわけですから、はっきり申し上げて。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 今回については、10月の議会におきまして減給という形での道義的責任という形で、町長、副町長、教育長が責任を取るという形でやらせていただいたということで理解しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○９番（渋井清隆君） それでは、最後の監査委員についてであります。ここに答弁がありましたが、全くそのとおりなのです。しかしながら、９月の決算のときの歳入歳出の決算及び基金の運用状況審査意見には、今回のあれは請書の契約相手方の役職名の肩書に誤りがあったことが１つ。加えて、代表取締役社長の名義変更がなされているにもかかわらず発見ができなかったというか、ここがあったわけです。それがこの審査意見書の中になかったものですから、あえて今お聞きしたいと思っている。どうなのでしょう、これ。この部分です。監査委員は分かっていたのか、分からなかったのか教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） このたびの不適切な事務処理に係ります監査に当たりまして、今ほ

ど渋井議員からおっしゃられたような部分については、その部分についてはその時点で分かっておりませんでした。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、私この監査の目的というものをしっかりもう一回見直してやる節々はあるのです。定期監査というのは、執行率とかそういうのあります。それで、成果品のときには必ず、成果品を言うとね、前回もあったのですが、630円の条件付特約契約の登記の関係、ああいうのも書類なのです。あれは成果品ですから、来るのです。だから、そのときそのときに合った目的があるわけです、今述べたように。ここをしっかりと監査委員としてやはり職員には来て指摘をしたり、それは監査の役目ですよ。嫌われたってこれは役目上やらなくてはならないのですよ。それで初めていい監査に、執行というか、町長に対してこういうことがあったよと、次はあれだよとやってやっぱり注意喚起をするのが監査の役目だと私は思っています。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） 今回の事務処理につきましては例月出納検査で見つかったものでございますが、この例月出納検査、さらにはその後の決算審査、それを行うに当たりまして、監査のいわゆる対象物といいますか、監査を行うに当たりましては起工何とか請書とか契約書、それから納品書、請求書、検収調書、さらには支出票、そういうものを全て集めて書類を審査するわけでございますが、その書類も多岐にわたりますことから、行き届かなかった面もあったのかなと思います。監査の効果を上げることの必要性ということのおただしでございますが、この監査が例月出納検査から決算審査までも相当な期間を要した部分がございまして、監査基準で基準を定めておりまして、その監査基準に基づきまして監査計画を定めて、それぞれ計画的に行っているわけでございますが、この実施、実際にするに当たりましては、さらに今ご指摘ありましたような点を踏まえて監査の効果が上がるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そういうことだということでございますので、一応分かりましたので、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認め、本日はこれで延会といたします。

延 会 （午後 2時37分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 3 号)

令和6年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第3号

令和6年12月4日（水）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１５名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	1 0 番	堤 信 也 君
2 番	小 柴 葉 月 君	1 1 番	鈴 木 繁 明 君
3 番	荒 川 佳 一 君	1 2 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	1 3 番	横 山 義 博 君
6 番	村 松 尚 君	1 4 番	根 本 剛 君
7 番	小 島 裕 子 君	1 5 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	1 6 番	大 竹 惣 君
9 番	洪 井 清 隆 君		

○欠席議員（１名）

4 番	山 内 豪 君
-----	---------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政 策 財 政 課 長	渡 部 雄 二 君
政 策 財 政 課 参 事	金 子 吉 弘 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	児 島 隆 昌 君
町 民 税 務 課 長	猪 俣 利 幸 君
健 康 ふ く し 課 長	渡 部 朋 宏 君
健 康 ふ く し 課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産 業 振 興 課 長	鵜 川 晃 君
建 設 水 道 課 長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こ だ も 教 育 課 長	大 竹 淳 志 君
生 涯 学 習 課 長	小 林 隆 浩 君
代 表 監 査 委 員	小 島 隆 一 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
---------	-----------

事務局長
兼 総務係

関

本

達

君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） おはようございます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項1、英語教育の現状と考え方についてであります。企業でのグローバル化が進み、社内公用語が英語となっている国内企業が少しずつ増えています。有名な企業であれば、楽天は2010年より社内公用語を英語に、またユニクロを展開するファーストリテイリングでは国内オフィスにおいても、幹部レベル以上は全て英語で会議や資料配付を行っています。そのほかソフトバンクや日産自動車など、多くの国内企業で社内公用語でのグローバル化が進んでいる状況です。将来的に国内企業において英語の語学力が必要との考えから、次のことについてお伺いします。

1点目、現在小中学校での英語教育は十分との認識なのか、見解を伺います。

2点目、現在町では英語検定料を補助する制度を行っていますが、毎年度1回のみであります。直近5年間での申請者の増減はどのようにになっているのかお伺いします。

質問事項2です。人材育成の考え方についてであります。日本は島国であり、物資が乏しい国であることから、多くの物を輸入に頼っています。戦後、日本は諸外国の技術を学び、それを基に独自の技術を組み合わせ、外国に販路を開拓し、輸出することで先進国、経済大国となりました。企業のグローバル化が進む中において、将来を担う子どもたちには諸外国に見聞を広げる機会が必要であると思います。中学、高校生を対象とした短期海外研修を行い、見聞を広げることで交流ができ、子どもたちが将来様々な形で町に貢献できる一助になると考えるが、見解をお伺いします。

3問目です。冬期間の観光についてであります。例年1月には会津高田大俵引きが開催されていますが、冬期間のイベント事業はどうしても少なく感じるところであります。冬の間でも観光客を呼べるスポットやイベントが必要であると考えますが、町の考えをお伺いします。

4問目です。空き店舗等の利活用についてであります。現在町内においては、様々な団体がマルシェや施設などを通じて農産品の販売を行っていますが、空き店舗や空き家を活用し、販売を行う視点も必要と考えることから、町の考えをお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、英語教育の現状と考え方について及び人材育成の考え方につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、冬期間の観光についてであります。冬期間について新たなスポットやイベントを創出することは、誘客においても有効であると考えます。本町にも大俵引きや文殊祭などの冬の祭事がありますので、対外的に冬の魅力の情報発信を進めるとともに、既存の資源を掘り起こすことで冬の観光資源化を図り、誘客につながる取組を検討してまいります。

次の空き店舗などの利活用についてであります。空き店舗や空き家を活用し、農産品などを販売することは、地域の活性化に向けて必要な方法であると認識しております。本年度に開催したマルシェにおいても、空き地や空き店舗の店先を利用し、旬の野菜や果物販売を行う生産者もあり、一定の成果があったと分析しています。今後は生産者へイベント情報を提供するとともに、生産者の意向を踏まえた空き店舗等の利活用について検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

英語教育の現状と考え方についてであります。1点目の英語教育への認識につきましては、これまでの英語教育の取組として英語検定に係る受験料を小中学生対象に補助することや、質の高い指導を目指し、英語専科教員や外国語指導助手であるALTとの連携を強化するとともに、中学2年生を対象にブリティッシュヒルズ研修を実施しております。さらにはICTの活用により、児童生徒がより楽しく、効率的に英語を学べるよう支援しているところであります。また、英語教員の研修を積極的に進め、指導力の向上を図っているところでありますが、令和5年度の全国学力・学習状況調査においては全国平均を下回るなど、英語の学力については課題もあることから、現在の施策を効果的に展開し、今後とも学力向上に努めていかなければならないものと認識しております。

2点目の英語検定料補助申請者の増減につきましては、小学校児童においては令和2年度から補助対象に拡充したため、直近4年間の増減となりますが、令和2年度は2名、令和5年度が6名であり、4名増加したところであります。中学校生徒においては、令和元年度は個人申請の42名で、令和2年度から全学年において学校での英語検定受験を推進したため、令和2年度は400名、令和5年度が364名であり、生徒数の減少に応じて36名減少しております。引き続き児童生徒が英語検定に挑戦し、英語の基礎力を養うことができるよう、経済的な支援を行っていく考えであります。

次の人材育成の考え方についてであります。見聞を広げるための中高校生を対象とした短期海外研修につきましては、異文化への理解を深め、英語能力の向上のみならず、グローバルな視点を持つ

ことで今後のキャリア形成に有意義であるとともに、自立心を高め、人間形成にもよい影響を及ぼすものと認識しております。また、研究者による海外研修体験者への調査結果からは、グローバルな視点で進路先を選択したり、将来の職業観においても海外に目を向けたり、諸外国との橋渡しに関わる仕事を希望したりするなど国際志向が強くなる傾向が見られるようであります。これらのことから人間形成上の効果はあるものの、将来のまちづくりへの貢献を期待できるかどうかは不透明であり、現時点では教育施策として短期海外研修を実施する考えはございません。教育委員会といたしましては、現在展開しております次代を担う人材育成プロジェクトを力強く推進し、引き続き郷土を愛し、貢献しようとする人材の育成に努めてまいる考えであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 一定の答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問させていただきます。1 点目の認識の部分でありますけれども、非常に分析もしっかりできているなど感じておりますが、確かにブリティッシュヒルズでの研修であったり、そういったものはどうしてもその日 1 日限りのものであります。そういった目線から見ても、これ何を私ちょっと言いたいかといいますと、やはりグローバル化が進んでいく中で、今までは国内の一流企業に勤めたいと思っていた方々が、やはり海外に目を向けるようになってくる子どもたち、要は若い世代の子たちが増えてくるのではないかと。そういった中で、やはり英語というものは非常に力を入れるべきではないかと。その中で、まだまだ令和 5 年度の学習状況調査においても全国平均を下回っていると。これについて、実際向上するため、平均を下回らないように向上していくためには、今具体的にどのような形がいいと思っていられるのか、そのお考えお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今のご質問の中で、どのような形がよいのかというようなご質問ですが、これは学習スタイルということでご理解申し上げてよろしいのかどうかということなのですが、答弁させていただいたとおり様々な施策は打っておりますけれども、やはり私は英語教育に関しましてはモチベーションをつくるということが一番大事だというふうに思っております。議員ご指摘のとおり例えばグローバルな企業に就職したいであるとか、世界的に活躍をしたいとか、そういうモチベーションを持っている子は積極的に学ぶのは当然でございますし、ただそうでない子どもたちにどうやって英語を学ぶモチベーションを与えるかというのは非常に難しいところかなというふうに思っているところであります。現在小中学校両方において、例えば海外の子どもたちとのオンラインの交流であったり、回数はまだ非常に少ないわけですが、そういうものでモチベーションを上げたり、去年も台湾の子どもたちと英語で会話して、同じ第 2 外国語なのに、自分たちよりもはるかに上手な相手の子どもたちを見て驚くような子どもたちもいましたし、そういうことがモチベーションになっていくというものもあると思います。

それからもう一つ、英語で一番今課題となっているのは、いわゆる読む、聞く、そして書く、話すというふうな4領域、これは非常にトータルで教育していくことが大事だと言われていますが、特に書く、話すというアウトプットが弱いという現状がございます。一昨年度の令和5年度の全国学調においても、初めてC B T、いわゆるコンピューター・ベースド・テスト、要はオンラインによるテストで、話すことが問われたわけですが、非常にこれが私どもの町の子どもたち苦手でありました。これは、県内も同じだと思うのです。そういうところに今後力を入れていかななくてはならないのかなというふうに思っているところであります。

なお、来年度から新学習指導要領に向けて、多分改定が、準備が始まると思うのですが、英語についてはご存じのとおり今A Iによる自動翻訳の進化が激しくて、一部ではもう言葉の壁を取り外されたとまで言われています。そういう中でどう子どもたちに英語を学ぶ意欲をつけていくのかというのは、教育界全体にとっての大きな課題だというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 今子どもたちは、非常にメディア、またユーチューブ等の、そういったSNSみたいなものから情報を得る機会が非常に多いです。確かに海外に行く、一般的にユーチューバーという職業の中ではほとんどは英語がしゃべれないけれども、携帯電話の翻訳機の中で情報を見ることができる。ですけれども、先ほど教育長がお話ししたとおり書くこととやっぱり話すことくらいは当然大事だとは思いますが、興味を示していただく。結局先ほど教育長からもお話あったとおり英語に触れる機会というのですか、例えば友達、同級生に1人英語を話せる人がいるとかという環境ではなかなかないものですから、丸いというのですか、いいも悪いも。教育自体が丸いのではないかなと。何かしら少しとがった部分というのが教育現場でもあっていいのかなと。それがやはり英語なのかなというような私なりの考え方なのです。今教育長がお話ししたとおりやはり興味を示していただく努力をされているということですから、やはりそういうのが早い段階、小学生くらいからもうやはり興味を示していただくということを、やはり身近に英語というもの、外国語、英語とは限りませんけれども、とにかく外国語というものを身近に感じれる機会、英語だけではなくて、様々な言語の言葉もありますから、そういった方々とのコミュニケーション、ただし授業としては英語というような話になってしまいますので、どうしてもやはり英語に力を入れるしかないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。やはり今の段階では英語だけ、例えばスペイン語だったり、様々な言語ありますけれども、そういったところとのコミュニケーションを例えばオンラインを通じてとか、そういった時間をつくるなんていうものは、お考えというのはいかがなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 学校としても、いわゆる国際理解教育というところではある程度教科の学習などを通じてしているところもありますし、それから例えば我が町はございませんけれども、諸外国の都市との姉妹都市交流であったりなんなりということで、様々なそういう機会を得ている環境を

持っている学校、地域もあると思います。ただ、我が町でなかなかそういうところありませんので、先ほど申し上げましたようにオンラインによって外国の子どもたちと交流したりするということがやはり今考えられる国際交流を学ぶ、その手法の一つかなというふうに考えているところであります。ただ、今後子どもたち、興味のいかんによっては、今コンピューターを通してもう何でも学べる時代になってきておりますので、興味があればもう第2、第3の外国語を学ぶ子どもがいてもいいですし、それは様々に展開できるものだというふうに思っていますし、多分我々が想像している以上にSNS等を通じて子どもたちは様々なそういうメディア、そして外国の文化や言葉などにも接しているものというふうに考えております。なかなかこれ全体で進めることは、非常に難しいと思っています。

それから、グローバル視点で申し上げますと、よく言われるように英語は中心でありますけれども、中国語なんかも次のグローバルな言語として非常に学ばなければいけない人も増えているような状況があるようではありますが、私先ほど申し上げましたとおり、本当に外国語を通してコミュニケーションを取る必要がある子どもたち、大人は当然そういうふうになっていくべきだと思いますし、そうでない人たちにとってはそこまで努力しなくても、AIによる自動翻訳等を活用しながら、今言葉やコンピューターとの対話についてももう自然言語が通用する時代になってきておりますので、多分そんなふうにだんだんシフトしていく世の中になっていくのかなというふうに考えております。いずれにしても子どもたちの視界を広げてあげることは大事ですので、今後とも機会を見つけて取り組んでいきたいとは思っているところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） まさに今教育長がお話ししたとおり、やはり機会を捉まえて子どもたちの視野を広げていただく、そういった努力をしていただくということがやはり大事なのかなと思います。確かにICT、様々なAIが進化していく過程の中で、きっと覚える必要もなく、先ほどお話があったように翻訳されるような時代が来るのかもしれないですけども、ただしそこに行き着くためには基礎という部分も当然私はやっぱり必要だとは思っていますので、ぜひとも今後とも努力のほうをお願いしたいなと思います。

それでは、2点目のほうお伺いします。申請者、令和2年度、小学生に関しては2年度からというふうになりますが、これも4名増加したというところでありますけれども、こちら、特に小学生のほうでお伺いしますけれども、主にやはり高学年の子たちが多いのか、申請される方々。それとも、低学年の方も含めた上で多いのか、その辺のデータ持ち合わせているようだったら教えてください。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、大竹淳志君。

○こども教育課長（大竹淳志君） 小学生の受験された方の実績でございますが、主に中学年から高学年の方がやはり多いということです。

〔「中学年」と言う人あり〕

○こども教育課長（大竹淳志君） 小学校4年生の方と6年生までの方が多いという状況でございます。

す。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 4 年生、6 年生というお話でしたけれども、先ほどお話ししていたとおり、ちょっと若干前の質問なんかともかぶる部分もあるかもしれないですけれども、やはり A I が進んでいく中で、やはり子どもたちの言語能力という部分も低年齢化になっていくのかなと。早い段階でそういうものに触れる機会、先ほどお話のあった S N S であったり、ユーチューブであったり、様々な媒体を通じて子どもたちがそういうものに、他言語に触れる機会が非常にやっぱり多くなる、英語等も含めて。その中で、少なくともやっぱり 2 年生、3 年生くらいから、早い段階から、1 年生は当然入学したてですから、なかなかやはり自分の生活を規律正しくする時間というものは必要だと思うのですけれども、2 年生ぐらいから全体的にやはりこういった英語検定という部分を、やはり中学生では全生徒に推進したという部分もありますので、確かに費用面も含めて果たしてそれが適切かどうかという部分はありますが、やはり小学校に対しても個人申請だけにとどまらず、そういったものを考えていく必要もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺のお考えお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 英語検定についての考え方でありまして、ご存じのとおり大学入試に英語検定のみならず、いろいろな英語のスキルを求められているわけでありまして、確かにそういうこともありまして、低年齢層から英語検定を受験するお子様たちが全国的に増えているというのは事実だというふうに思っております。我が町も徐々に増えているところでありますが、ただ今回の現行の学習指導要領において、小学校 3、4 年生で英語活動が導入されているわけですが、これについてはあくまでも英語活動でございますので、書くとか読むというよりは、やっぱり聞いて話すということが基本になります。ですから、英語検定となれば、書くというアウトプットが必要になりますので、あまり学習指導とはそぐわない部分があるというのが 1 つでございます。5、6 年生になりますと、その英語活動に加えて今度は書くということが必要になってきますので、ある程度英語検定にも対応できる子どもが増えてくるのかなというふうに思っております。ただ、英語検定というのは、学習内容と即イコールではございませんから、検定を受けるための特別な勉強をしたりする子どもも非常に多くて、そういうことを考えると学習指導要領の中身イコールではございませんので、即座に全員に受けなさいというのは、今のところ小学生に対しては難しいのかなというふうに思っているところであります。

中学校についても、今中学 1 年生を含めて全員受けてくださいというふうに言っているわけなのですが、現場の英語教師からはなかなか英語検定のための勉強をさせてあげる時間がないので、なかなか全員に受けなさい、そして合格しなさいというのは厳しい状況があるというふうな話も聞いております。なので、英語検定の在り方については今後見直しも必要かなと。つまり何回も受けたい希望を持っている子どもたちに複数回受験の機会を与えとか、様々な方策を検討していく段階に来ている

のかなというふうには認識しております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） まさに教育長がおっしゃったとおりで、やはり 1 回だけではなく、複数回受けたという子どもたちにやはり門を広げてあげるということは確かに必要だと思います。私もそれに関しては本当に異論がない話です。確かに英語検定という部分と、あと例えば高校、大学入試であれば TOEIC と様々な中身の部分で受験資格等々が決まってくるので、先ほど教育長からお話あったとおり 5 年生ぐらいからは書くことという部分が入ってくるとこの部分を見ると、果たしてそれを即座にでは全生徒に、確かに現場サイドでの様々な課題もあると思います。確かに受験に向けて勉強する時間も必要だ。なかなかふだんの勉強にプラスアルファで勉強する時間が取れないという。確かに時間ばかりは 24 時間とって、もう有限ですから、何せその中で生活していかなければならないのですけれども、積極的に受けたいと思えるようなやっぱり環境づくりも必要だと思いますし、そういった方々に対してやはり複数回受けれるような補助という部分も必要だと思いますけれども、その部分のお考えちょっとお伺いさせてください。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 検討しているところではございますが、現在全員に対して補助しているということも大きく意義のあることでございますから、急にこれを変えるという今考えはございませんけれども、ただ今議員ご指摘のとおり複数回頑張って受けたいから、もっと補助してくれという声もあることは確かでございますので、どういう在り方がいいか、今後 7 年度、8 年度あたりに向けて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） それでは、そのような形で、ぜひとも美里町の子どもたちが、やはりふだんからちょっとしたことで英語を話せるような子どもたちが育ってくれることがいいな、そういう環境がいいなということで、ぜひともご努力願いたいと思います。

それでは、2 番目の質問のほうに移らせていただきます。こちらのほうでは短期間、今のところは実施する考えはないという部分ですけれども、これは理由とすれば地域貢献を期待できるかどうか不透明であるという部分と、現時点での教育施策として現段階では考えがないという部分なのですけれども、これを私は中学 2 年生くらいのときにやはり見聞を広げるという部分は、人材育成の観点からすれば、やはり早い段階で視野を広げる。将来的なことを、では人間の将来は確約できるものでありませんので、やはり不確定の中でどのような形で町に寄与してくれるか。ひょっとしたら外国の一流企業になるのか、それとも国内の一流企業で例えば創業者になるのか、そういった形で、では町に対してあのときお世話になったから、人材育成の観点から寄附を行うとか、それは将来的な部分ですから分かりません。確かに不透明な形であります。ですけれども、やはり視野を広める、見聞を広げるという視点では、やはり中学生という部分で海外研修、中学生、高校生と、高校生はちょっと教

育委員会から離れると思うので、別になると思いますけれども、やはり中学生、早い段階でそういったものを、みんながみんな送るわけではなく、やはり先ほどお話しした英語検定もしかりですけれども、望む子どもたち、そういった子どもたちがまずいるのかいないのかの実態の考え方も含めて、そういったところの調査も必要だと思うのですけれども、その辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 海外研修について実態調査等は全くしておりませんので、どのような希望があるか分かりませんし、これも結局例えば経費の問題であったり、様々な条件を絞っていかないと、どのくらい手を上げるかというのはそれに応じると思っていますから、ただですから、行ってくださいと言ったらみんな手を上げるかもしれませんし、いや、半額自己負担ですと言ったら行かないかもしれませんし、その辺はちょっと分からないところだと思います。ただ、視野を広げるというのは、先ほどの議論とまた戻ってしまいますけれども、やはり様々な方法を通じて視野を広げるというのは非常に大事だというふうには思っているところであります。その費用対効果であるとか、それから様々な教育施策であったり、PTAや様々なところからいただいている学校の環境改善の対応であったり、様々なところでやはり経費はかかっていきますので、そういうところと何を優先していくのかというのがやっぱり教育施策としては大事なのかなというふうに考えているところであります。そういう意味で、意味がないものとは思いませんけれども、今ほかの教育施策を全部なげうってそちらに予算を回すというのは、今のところ教育委員会としては考えにくいというところで答弁を申し上げたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 教育長のお考えも分からなくもないのです。ただし、前にも、過去の一般質問でもしましたけれども、町内の中学生が町外の中学校に通っている比率という部分も二十数名、あの当時26名だったか、あの当時お答えいただいた。そういった子どもたちが何を目的であるときも、当然ご家庭の考え方なのか、個人の考え方なのかという部分で、確かに分かりません。確かに調査もしていないので、どのような子どもたちが考え方を持っているかという部分は分かりません。ただし、これは、これからの教育の中では私は必要になってくるのではないかなと思うのです。確かに中学校の部分では、確かに義務教育でありますから、やらなければならないこと、確かに予算もあるでしょう。ですけれども、その予算の中でやはり子どもたちの将来性という部分、美里町で教育をさせてもらってよかったなと、美里町の中学校に行っていてよかったなと思えるような、そういう教育環境、またそういった経験。この海外研修というのは、ただ単にオンラインだけでやればよいという部分も確かにあるかもしれませんが、それは、情報量としてはあるかもしれませんが、ただし、やっぱり肌で感じる空気感、人との中で触れ合う肌感、そういったものをやはり学ぶ。自分の人格形成の中ではやはり育成の一つに寄与はしていくのではないかなと思うのですけれども、その点、今すぐ考えるとも思いませんけれども、そういった例えば保護者からのアンケートでいくのか、どのような、

子どもたちが今何を求めているのか。例えば海外に、将来的に行きたいと思っているのはどこの国に行きたいのか、そういったような視点も、将来的な視点という部分も少し調査する必要もあるのかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 子どもたちのキャリア形成に関して、やっぱり非常にキャリア教育というのは必要でございますし、小学校から今キャリア教育はある程度進めているところでもありますけれども、自分の認識であったり、自分は将来どんな生き方をしたいのかとか、そういうところは学んでいくわけでもありますけれども、そこにいきなりグローバル、世界を押しつけるというよりは、やっぱり自然に成長、学んでいく中で、いろんなことを学びながら、私はここに興味がある、ここに興味があるというふうに、個別最適な学びの中で自分の行き先を見つけていくというのがやっぱり今の教育の在り方なのかなというふうに考えているところであります。そういうことを考えますと、議員のおっしゃるように視野をある程度早いうちから広げてやるというのは一つの方法だとは思いますが、そこに全てを注力するというところでは私はないかなというふうに思っています。やはり議員おっしゃる将来の町を担う子ども、人材をつくっていくという点では、やはり私は今やっている地域学校協働活動なんかを中心に、地元を愛する、地元のよさを理解する、海外よりはまず地元、足元をしっかりと見詰めながら、自分の生まれた故郷のよさを見直すような機会をもっと与えてやるのが大事なかなというふうに思っています。

先日宮川小学校4年生が総合的な学習の時間の中で、高橋の虫送りの映像を見たり、親と一緒にそれを見たり、地域の方と一緒に見たりして学び、自分たちが学んできたことを発表するということで、つなぐ会の方々と一緒に活動する様子を見させていただきましたけれども、ああいうふうにやっぱり子どもたちもそういう学びの環境を与えれば、自分の地元にしっかりと目を見据えながら、生まれ故郷をよりよくするためにはどうしたらいいのだろうか、そういうふうな広がる視点を持つことは必ず出てくるものと思っていますし、それがやっぱり将来のまちづくりの人材を育てるために、今大事なかなというふうには思っているところであります。ですから、議員おっしゃるような、そういうグローバルな視点を持つ、自分たちと違う考えや文化を持っている方々のことも理解しながら、しっかりと今自分の生きるこの地に目を向けて、ここをどうしていくんだという視点を持たせることも大事なかなというふうに今取り組んでいるところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） できれば地元の子どもたちが地元の中学校に全て通っていただけるような、そのくらい思いができるように早い段階から育てていただければいいのかなと思いますし、何を目的で町外のほうの中学校に行かれるか、様々な考えがあると思いますけれども、そういった部分もなかなか分かりにくい部分でもありますけれども、今のところなかなかやはり時間的な部分、金銭的な部分も含めて、予算的な部分も含めてなかなか厳しいという部分は一定の理解はしますので、ぜひとも

子どもたちが学校、大学も終わった後、地元を愛してくれるような、そういった人材になってくれるよう、引き続き教育現場のほうで頑張りたいと思います。

では、中学校ではなく、一方高校生のほうに少し視点を向けさせていただきます。私これ一応中学生、高校生という部分の分野でご質問したので、高校生の分野でのお考えはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 高校生に対してというご質問でございますけれども、高校生に対してのそういった海外研修等につきましては、やはり教育長と同じ考えでございます。ただ、政策財政課といたしまして、人口減少対策の部分で、やはりグローバルな人材育成については非常に重要だというふうに捉えております。ほかの自治体のグローバル人材育成の先進的な取組としまして、やはり海外からの外国人の留学生と地元の高校生の交流であったり、あとは外国人の留学生が地元の地域のイベントに参加したりとか、そういったところで地元で根差してもらうというような、そういった取組をやっているというのも非常に参考になるのかなというふうには思っております。うちの町の場合ですと、なかなかそういった外国人の留学生なんかも少ないですし、非常になかなか課題が多いかなというふうには認識しておりますが、隣の若松市なんかでは人口は減少しておりますけれども、外国からの移住者が1,000人を超えたというような状況になっております。それは、確かに国際交流事業に力を入れているようなこともあるのかなんていうふうには思っておりますが、うちの町としてはそういった部分でもなかなかハードルが高い状況ではありますけれども、国のほうでも外国人の地域おこし協力隊の導入についても力を入れ始めておまして、うちのほうにも問合せはあるような状況でございます。採用になるかどうかは別でございますが、そういったところから入り口として、外国人の地域おこし協力隊などから町のほうで入っていただければ、そういったところから高校生と外国人の地域おこし協力隊の交流であったりとか、そういったところからこつこつと人口減少対策になるような取組につながっていければなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） ちょっと話が大幅広がってしまったのですが、見聞を広げるという部分、将来的な人材育成としての考え方の部分で、やはり私は中学生も当然大事ですが、早い段階でやっていただくこともいいと思うのですが、高校生の段階でもやはりそういった海外の短期留学という部分は、私は将来的な部分でどこかしら力になってくるのではないかなと思うのです。というのは先ほど課長がおっしゃったように、外国人の方が移住されてくる。ですけれども、家の孫は英語が話せるのだ、家の息子は英語が話せるのだ。そういうご家庭が増えてくると、集落に対して子ども、外国人の方が入ってこられても、比較のお互いにコミュニケーションであったり、そういったものが取れていくのかなと。こつこつやっていくことも当然大事なのですが、例えば一つの視点的には、人口減少で考えれば、なかなかこれは待ったなしというところもありますので、やはりこういった子どもたち、頭がまだまだまだやはり柔軟に物事に対応できる世代の子たちをやはりそういった文

化があるようなところ、そういったものもひとつ調査しながら、今後先を見据えて進めていくと。例えばこれ今高校生の分野ですから、所管が違いますけれども、そういったお考えというのはいかがなものですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 高校生の海外短期留学等につきましては、県の補助事業でも実際福島の高校生海外留学応援事業なんていうことで制度はありますけれども、非常に利用頻度が低いというような情報は得ております。ですので、あとはほかの県にはなりますけれども、奨学金の中で海外留学するに当たっての助成をするというような取組をしている自治体もあるようでございます。現実福島県の補助事業でも応募が少ないというような状況でございしますが、本町に合ったといいますか、活用できるようなものについて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしましたら、やはり何はともあれ今住んでらっしゃる方がどういうふうな要望があるのか。先ほど例えばアンケートであったり、そういったものの中に少し織り入れながら、どのような今住民の方々が要望する部分もあるのか。確かに使用頻度が低い、それは様々なハードルもあると思います。確かに国でやるもの、県でやるもの、それが町になった場合比較的身近に感じれるのかもしれないですし、みんながみんな行かせるって、先ほど教育長申し上げたように全員に行かせるわけではないです。当然一定のハードルを置いた上でやはり行って研修させると、留学させるという形になりますので、やはりまず町が、先ほど課長もおっしゃったとおり外国との交流という部分、地域おこし協力隊からのスタートでこつこつやっていきましょうというのは、ちょっと大分何か少し寂しいなとも思ったのですけれども、前の一般質問でも外国人の移住に関しては問合せはあるけれども、今なかなか難しいというお話ですし、やはり町の中でそういった英語を話せる子ども、外国語を話せる子どもたちがやっぱり増えるということが大事だと思うのです。その中でやっぱり高校生になればもうある程度体も大きいですし、ですけれどもまだまだ柔軟な考え方を持っている。そういった子どもたちをやはり美里町の代表者として、そういう目標を持った子どもたちの下支えをするという部分でもやはり私は必要だと思うのです。ただし、今町には外国との例えば姉妹都市とかというのは確かにないと思います。そうなったときに、なかなかではそれをどこにするのだという問題も多分出てくると思うのですけれども、そういったやはり調査をした上で、これだからできないという部分がやっぱりなかなかちょっと曖昧で、ただ予算がないからできない、あれがないからできないと言うのは、それはみんな簡単なのですけれども、まずやっぱり調査という部分も必要だと思うのですけれども、その辺のお考えお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 調査の実施についてのおたまだと思いますが、高校生だけということではなくて、やはり先ほどから教育長答弁ありますとおり中学校、高校、一貫して町の教育とし

てそういったアンケートの在り方について検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） まず、調査も何も例えば小中学校の保護者を対象にしたアンケートでもいいでしょうし、今子育てをしている世代の人たちがどういうものを求めているのか、どういう教育環境を求めているのか、そういったものも、やっぱり美里らしさという部分も出すのは私は必要だと思うのです。丸く収めればいいではなくて、どこか1つ教育現場の、ここは1つ光っているのだと、うちの町のここは特化しているのだという部分が私はあっていいのかなと思いますので、ぜひとも調査のほうしていただいて、やはり可能な限り、確かに限られた財源でもあります。ですけれども、住民の方々、例えば子や孫、ほかにお金を流すわけではないですから、確かに。そういった人材育成の観点で、そういった予算の在り方という部分も必要だと思うのですけれども、最後にやはり例えば渡航先の問題であったり、どういった地域がいいのか、そういった調査も必要でしょうし、確かに今何を求めている、教育環境の現場で子育て世代の人たちがどういったものを求めているのかという調査も必要なのですから、その辺は今後しっかりやっていただけるのか、最後その部分だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 同じような答えにはなってしまうのですけれども、やはり教育に関することでございますので、教育委員会と連携を取りながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） しっかりお願いします。

では、3問目のほう、冬期間の観光についてであります。様々な冬期間のイベントありますけれども、やはり何かのイベントを開催するというのはどうしても一過性、その日だけ、例えば2日間だけとかというようなスタンスになってしまうと思うのです。例えば観光スポットというものに関しては、常にスポットとしてあるものですから、ある程度お客さんがイベントをやっていないくても寄っていける場所という部分を考えて、やはり観光、イベントだけをやれというと、イベントはやっぱりこれ予算もかかりますから、人的要素であったり、時間的な要素というのは様々かかってくると思うのですけれども、やはり極端な話、1つ例を挙げると、私もちょっと二、三日前から一応考えているのですが、例えば冬で雪のスクリーンを作って、そこで映画の上映会をすとか、果たして雪で映画が映るのかどうかも分かりませんが、極端な話です。そういうような雪に特化したような何か事業という部分、中学生、高校生たちに例えば宮川沿いに灯籠を作ってもらって、そこを例えばライトアップをすとか、そういったような夜でも昼でもちょっと地元に行きたいなと、美里町行きたいなというような形のものというものがあってもいいのではないかなと思うのですけれども、課長のお考え、もう一度再度お伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの新雪を、雪を生かした観光スポットということでおたしをいただきました。この部分につきましては、当然観光スポットをつくるにしても、先ほど議員のほうから中学生や高校生などということでご意見をいただいております。そちらにつきましては、当然地元住民の協力というのが必要になってこようかというふうに思いますので、その点につきましては関係機関も含めまして、検討はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 雪ばかりは、これ自然なものですから、その年は降っても、次の年は降らないなんていうことも十分にあります。だから、これは、先ほどの案に関しては、本当に結構割と雪が降ったときの案の一つなのですけども、やはりずっと同じことをやることも、当然継続も大事です。ですけども、新しいやっぱり何かものも少しずつエッセンスとして加えていくことはやはり大事だと思いますので、ぜひとももう冬に入っていますから、今すぐどうの、今年からやれという話ではなくて、やはり今から次年度に向けて、そういったような関係団体とやはり様々協議しながら、こういった様々な案、住民の方も含めて、若い方々も含めてやはり案を出していただいて、何か冬に新たな考えという部分、そういった協議という部分を、どうですか。来年まで少し関係団体と協議していただくことという部分は、お考えはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま議員のほうから、来年度に向けてどのような取組を考えていけるのかという問いだと思います。現段階で本年度に町内外で物産をしていた会津美里町振興公社ということで協議を進めておりまして、参考までですが、今回、今年度で開催する文殊祭において、今までコロナ禍でイベントを縮小しておりました。今回試験的ではございますが、路上においてそういったキッチンカー、マルシェを5店舗程度計画しておりますが、そういった取組を少しずつ進めていきたいというふうに考えておりますし、来年度に向けて、そちらにつきましては現段階のところでは協議している団体等はございません。しかしながら、冬期間において誘客できるイベントとしまして、伊佐須美神社の種まきであったり、雀林のへびの御年始等の事業、催しもございます。そういった催しする団体と協議をして、そういう観光スポット化できるかどうか検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 時間というのもやっぱり過ぎていきますから、昨日まではよかったものが、雪が降らなくなれば雪祭りはできないだろうというような、様々なものも変化というものがある中で、先ほどのお文殊祭の話は、ちらっと話は聞いてはいましたけれども、今年からまたやるという話も聞いていますし、様々なものがまた新しく動き出すということもありますから、そういったものも含めてぜひ協議していただければなと思います。

では最後、4 問目です。4 問目ですけれども、生産者の意向を踏まえということもありますけれども、まずやはり今やっている既存のマルシェとか軽トラ市など非常に力を入れて、やはり少しでも多くの生産者の人たちの参加を願うということが大切なのかなと思いますけれども、その辺のお考えだけ伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまイベント、マルシェ等の開催に合わせて、少しでも参加を募ってはいかがかというようなご質問だと思いますが、当然マルシェにつきましては運営母体のほうで、今基本的に町も連携しまして運営をしております。そういった運営の組織、町も含めた組織の中で、農産物の直売についても今現在は1 団体から2 団体ほどでございますが、将来にわたって参加できるような仕組みづくり、特に今現在各地域において、直売所を運営されている組織もございますので、そういった組織と協議をしながら、農家のほうの希望される方の募集をしながらということで、ぜひとも町としましても少しでも参加いただけるような仕組みづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 少しでも、やはりなかなか運営母体のほうには声はかけられないけれども、町のほうに例えば少し出させてもらえないかなとかという声はあるかもしれませんが、やはりそこら辺を積極的に町のほうが間に入って、うまい線引きをしていただきたいなと思います。回答は結構です。

私の一般質問は、これにて終わります。ありがとうございます。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問の準備のため、11時5 分まで休憩いたします。

休 憩 （午前1 0 時5 6 分）

〔2 番（小柴葉月君）退席〕

再 開 （午前1 1 時0 5 分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

まず、ご報告いたします。2 番、小柴葉月議員から、急に体調不良ということで、早退の申出がありました。急を要する事態ということでしたので、許可をいたしたところであります。以上でございます。

それでは、一般質問に移ります。

次に、通告第6 号、5 番、長嶺一也君。

〔5 番（長嶺一也君）登壇〕

○5 番（長嶺一也君） 5 番、長嶺一也でございます。通告に従い質問させていただきます。

なお、質問に入る前に、一般質問通告書の質問要旨欄の訂正をお願いします。通告書の2ページ目、1、こども家庭センターと子育て支援についての⑦の1行目、「11月14日開催の県虐待から子どもを守る連絡会において、」までを削除されますようお願いいたします。

それでは、質問を始めます。まず、こども家庭センターと子育て支援について尋ねます。令和4年6月の児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から全市町村はこども家庭センターの設置に係る努力義務が規定されました。センターは、妊産婦への支援から幼児教育、いじめ、不登校、ヤングケアラーの相談、支援、障がい児支援、子どもの健全育成など、幅広く切れ目のない支援機能を有する母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う施設であることとされております。この法律改正に基づいたことと思いますが、本町では令和6年4月より健康ふくし課内にこども家庭支援室が設置されるとともに、こども計画策定とセンターの令和7年4月設置に向け、子ども・子育て会議において議論を重ねてきたことと存じます。

一方、子育て支援については、総務厚生常任委員会の行政視察、これは本年10月30日から11月1日まで長野県宮田村と群馬県嬬恋村を訪問し、調査してきたのですが、子育て支援施策が手厚いほど子育て世代の移住者が多いような相関関係があるものと思った次第であります。

そこで、以下お尋ねします。①、センター設置に向けた進捗状況は、どのようになっているのか尋ねます。

②、センターの設置場所はどこか尋ねます。

③、センターの運営は現職員で対応するのか、新たに専門職を採用するのか。新たに採用するとき、町定員適正化計画では町職員は減員の方向性なので、その整合性も含めて尋ねます。

④、センター運営に当たり、町長部局の健康ふくし課と教育委員会のこども教育課の両者の所管を有する施設となるわけですが、両者どのように連携してセンターを運営していくのか尋ねます。

⑤、センターは、子どもの健全育成、児童福祉、児童施設、幼児教育、保育、不登校、いじめ相談、ひとり親家庭支援、母子保健など多岐にわたっております。各課横断的、総合的な運営をどう合理的、効果的に推進する考えなのか尋ねます。

⑥、妊産婦や出産後の女性の支援は必須だと考えております。町は、従来からの支援に加え、センター設置に伴う新たな支援は考えているのか尋ねます。

⑦、妊産婦の死亡原因に自殺が多いとの報道があり、妊産婦のメンタルヘルスケアが重要であるとの報道でありました。妊産婦は、1人で過ごす時間が長いと思います。1人で抱え込まないような継続的なケアが必要と考えますが、町はどのように捉え、どのように対応していくのか尋ねます。

⑧、県内いじめ認知件数については、令和6年10月31日の文部科学省発表によると、前年度より減少したとの報道がありました。本町は、令和5年度と令和4年度とでどのような状況なのか、いじめの対応と認知件数及び重大事態の有無を伺います。

⑨、昨年私が質問した学校給食の無償化については、食材等の物価高騰分を町が負担するとの答弁

があり、本施策は継続しているところであります。しかしながら、この子育て支援策はみさとネウボラガイドや移住定住ガイドブックには記載されておりません。子育て世代の移住者を増やす上でも、子育て支援に係る施策は全てリーフレット等に記載すべきと考えますが、所見を尋ねます。

次に、2、農業担い手の支援について尋ねます。地域計画については、令和7年3月までにまとめることとされており、町の支援を受けながら各地域で策定を進めているところであります。私の集落を見ると、10年後の農業担い手は35世帯中、二、三人程度となる見込みであります。ほかの集落も同様に、担い手は必然的に減少するとともに、農機具の大型化を図らなければ適期の農作業が困難になることが予想されるところであります。令和6年産米価は大幅に上がり、消費者の負担は大きくなったとの報道だけが流れましたが、23年前の価格に戻ったにすぎないとのことであります。肥料、資材及び燃料費が高騰し、現在の米価でも賄い切れない状況であります。

そこで、以下お尋ねします。①、地域農業を町の基幹産業として持続可能とするため、地域の農業担い手を育成、支援する新たな施策を策定すべきと考えますが、町の考えを尋ねます。

②、規模拡大に伴い、省力化や適期作業のため大型農業機械を購入しなければならない状況に当たり、補助単価や補助率をアップする考えはないのか尋ねます。

③、持続可能な稲作を推進するに当たり、水田は場整備の土地改良事業後、経年劣化なのか、当初の設計ミスか分かりませんが、水田の高さ、これは水田の圃場面の高さのことですが、用水路の水位よりも高い圃場が複数の集落で散見され、水田への給水に苦勞している農業従事者がいると聞いております。離農者の水田に隣接する用水路の土砂上げ管理も含め、用水路の土地改良工事が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、3、学力向上について尋ねます。令和6年7月29日、文部科学省が公表した全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本県は国語、算数、数学ともに全国平均正答率よりも低く、算数、数学は国語よりも正答率が低い結果でありました。正答率で全国を下回り、課題があるとの評価でした。県内の地域別正答率を見ますと、会津はほかの地域に比べ低く、特に中学3年の国語、数学は大きく下回る結果でありました。

一方、福島県独自で行ったふくしま学力調査の10月31日の公表結果を見ると、国語、算数、数学全てにおいて、前年に比べ学力の向上が見られるとの評価でした。さらに、県教育委員会は令和6年の2学期から小中学校の授業改善に向け、指導主事の派遣体制を強化したところであります。これまで算数、数学のみだった対象科目を国語にも拡大するというものです。

そこで、以下お尋ねします。①、本町の全国学力テストとふくしま学力調査の結果は、どのような結果であったのか尋ねます。

②、本県の全国学力テストは、全国平均を下回っておりますが、ふくしま学力調査結果によると学力が伸びていると評価されています。町教育委員会として、全国と県の結果についてどのように評価しているのか尋ねます。

③、ふくしま学力調査結果を踏まえ、課題をどのように捉え、本町の児童生徒の学力向上につなげていくのか尋ねます。

④、県教育委員会の指導主事の活用については、各市町村教育委員会から派遣要請があったとき学校を訪問して、教員に助言することとされております。本町においては、当該指導主事をどのように活用する考えなのか尋ねます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、こども家庭センターと子育て支援についての8点目、本町の令和5年度と令和4年度のいじめの状況につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、こども家庭センターの業務内容は、妊産婦や乳幼児の相談を受ける母子保健機能と虐待を未然に防止し、支援を必要とする子育て家庭からの相談を受ける児童福祉機能を一体的に運営するものとなっております。幼児教育、いじめ、不登校、子どもの健全育成などにつきましては、こども家庭センターの業務ではなく、従来の所管において実施していくものであります。

1点目のセンター設置に向けた進捗状況につきましては、まずこども家庭センターの要件として母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長の配置、母子保健機能と児童福祉機能の双方の業務を俯瞰して判断することのできる統括支援員の配置、児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うことの4点が挙げられています。一体的運営については、既にこども家庭支援室において両機能の業務に当たっておりますので、円滑な運営ができると考えております。

次に、統括支援員については、既に業務に当たる上で必要な研修の受講を終了しております。また、センター長と統括支援員は兼務できるとされておりますので、現体制を維持した上で、それぞれの配置について検討してまいります。

なお、今後においては、要綱を整備するなど、令和7年4月からの設置に向け、準備を進めてまいります。

2点目のセンターの設置場所につきましては、こども家庭センターは施設として設置するものではありませんので、現在の健康ふくし課こども家庭支援室内に設置してまいります。

3点目のセンターの運営は、現職員で対応するのかにつきましては、本センターに配置する職員としては現職員を想定しておりますので、町定員適正化計画に影響を及ぼすものではないと考えております。

4点目のセンター運営に当たっての連携につきましては、これまでも様々な困り事を抱えた家庭の支援や虐待対応などについて教育委員会や関係機関と連絡を密にしながら取り組んでおります。こど

も家庭センター設置後も今まで以上に連携を強化し、支援に取り組んでまいります。

5点目の各課横断的、総合的な運営の推進につきましては、冒頭で述べさせていただきましたとおり子どもの幼児教育、保育、不登校、いじめ相談などは教育委員会でこれまでと同様に対応し、それらの背景に家庭環境を含めた複雑な要因が考えられる場合にはこども家庭センターが連携し、対応してまいります。これまでも連絡を密にしながら、切れ目のない支援に取り組んできたところですが、さらに連携を強化し、子育て家庭への支援に切れ目なく、漏れなく取り組んでまいります。

6点目の妊産婦や出産後の女性の支援につきましては、こども家庭センターを中心に、妊産婦や子育て家庭に対し、子育て支援に関する情報提供、養育環境の助言、指導を総合的に行ってまいります。

7点目の妊産婦のメンタルヘルスにつきましては、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業により、全ての妊産婦等と面談やアンケートなどを実施しております。その際、支援が必要と思われる妊産婦に対しては、改めて相談の場を設定をし、不安や悩みの解消に努めるとともに、母子に対しての心身のケアや育児のサポートなど、産後ケア事業の勧奨を行っております。また、支援が必要な妊婦については、事前に病院から情報の提供を受け、個別に妊婦宅を訪問するなど、きめ細かい対応を行っておりますので、今後も継続して妊産婦の支援を行ってまいります。

9点目の子育て支援策のリーフレット等への記載につきましては、学校給食費の無償化については、あくまで物価高騰対策として保護者への経済的支援を目的に実施したものであり、子育て支援策として恒久的に実施する事業ではありませんので、ネウボラガイド等には掲載しておりません。

なお、子育て支援策については幅広く子育て世帯にご理解いただくため、リーフレット等の充実を図ってまいります。

次の農業担い手の支援についてであります。1点目の農業担い手を育成、支援する新たな施策につきましては、地域計画の話合いにおいて、大規模農家への農地の集積が想定されたことから、規模拡大のための設備や機械導入が課題として挙げられております。この規模拡大への支援につきましては、国の新たな制度にも盛り込まれていると考えますが、地域の話合いを継続する中で挙げられる新たな課題も想定されますので、農業者や集落の取組に合った施策を検討してまいります。

2点目の大型機械購入時の補助単価や補助率の見直しにつきましては、受益者の適正な負担割合を保つ観点も重要でありますので、国や県、近隣市町村の動向を見極めながら、必要に応じて対応してまいります。

3点目の1つ目、離農者の水田に隣接する用水路の土砂上げ管理につきましては、農地や周辺環境が適正に管理されるよう、引き続き地域の共同活動による取組を支援してまいります。

3点目の2つ目、用水路の改良工事の必要性につきましては、整備後の経年劣化により修繕や更新が必要になったものと考えられます。このため、不具合のある箇所については、用水路管理者と必要な調整を行い、多面的機能支払交付金など各種補助事業の活用による支援を行ってまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川……

〔「3番の学力向上については……」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 堤議員、もう一度お願いします。どうぞ。

○10番（堤 信也君） 3番の学力向上についてはどちらのほうでの説明になるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） それは、教育長……

○10番（堤 信也君） それ抜けていたから、教育長に答弁させるという、それが抜けていた。だから、3番は町長やらなければいけないよと。

○議長（大竹 惣君） では、町長、訂正をお願いします。

○町長（杉山純一君） 大変失礼いたしました。3番目の学力向上についても教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

こども家庭センターと子育て支援についてであります。8点目の本町の令和5年度と令和4年度のいじめの状況につきましては、小中学校における認知件数として令和4年度は163件で、令和5年度は166件であります。主ないじめの内容としては、小中学校ともに冷やかしからい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするの項目が最も多く、重大事態に当たる案件はございませんでした。

次の学力向上についてであります。1点目の本町の全国学力テストとふくしま学力調査の結果につきましては、全国学力・学習状況調査は小学6年生と中学3年生で実施されており、平均正答率が小学校国語、算数並びに中学校国語、数学において全国平均を下回る結果となりました。ふくしま学力調査におきましては、小学4年生から中学2年生までの全学年で実施されており、国語の平均正答率は一部の学年が県平均を上回りましたが、その他は県平均を下回る結果でありました。算数、数学においても一部の学年が県平均並みでしたが、その他は県平均を下回る結果でありました。

2点目の全国と県の結果についてどのように評価しているかにつきましては、本町の全国学力・学習状況調査における結果は県平均並みであります。それを下回る学校もあることから、さらなる学力向上を目指せるものと考えております。ふくしま学力調査結果においては、令和5年度の児童生徒本人の学力レベルに対して、令和6年度は6割以上の児童生徒に学力レベルの向上が見られましたが、向上しなかった児童生徒も多いことから、児童生徒の実態に応じてICT機器を活用するなどして、さらに丁寧な学習指導に努めていく必要があると考えております。

3点目の課題をどのように捉え、児童生徒の学力向上につなげていくのかにつきましては、課題としまして、1つ目に読解力があります。文章をはじめとする設問から何が求められているのかを正確に読み取る力が弱い傾向が見られますので、本町が実施しているリーディングスキルテストの結果の

活用などを含め、全ての授業において読解力を高める工夫が必要であると考えます。

2つ目には、教師が画一的に教え込む授業が挙げられます。このような授業においては、現在求められている資質、能力や子どもたちが主体的に学ぼうとする意欲が育ちにくい傾向が見られます。教師主導の授業から、子ども主体の授業へと転換していく必要があると考えております。

3つ目としては、非認知能力の向上と親和的な学級集団づくりです。自己効力感や学級風土づくりなどが学力との相関が高いことが分かっておりますので、授業において本人の意見が尊重され、認められること、そして安心して自分の考えを伝えたり、友達の発表を聞いて意思表示したりすることができるよう、親和的な学級集団を形成する必要があると考えております。

それらを踏まえて、具体的には次のような取組を進めてまいります。1つ目は、結果の分析と課題の明確化です。学力調査の結果を詳細に分析し、成果を上げている指導を共有したり、課題となる教科や学習内容を明らかにしたりします。また、個別の児童生徒のつまずきに着目し、リーディングスキルの視点を生かした授業づくりやICTの効果的な活用など、個に応じた学びをサポートできるよう手だてを講じてまいります。

2つ目は、教員の授業力向上です。児童生徒が主体的に学習する授業を目指し、研修会や指導法の研究を充実させてまいります。また、調査結果を活用し、指導の工夫や改善につながる情報共有の場を設けてまいります。

3つ目は、家庭との連携です。学力向上には学校だけでなく、家庭の協力が不可欠です。調査結果の共有を通じて、保護者の方々と連携し、家庭学習の充実を目指してまいります。

4つ目は、児童生徒の学習意欲の向上です。学力向上は、子どもたちが自ら学びに向かう意欲を育むことが鍵となります。そのため、興味や関心を引き出す授業や、できた、分かったなど、学習における成功体験を積み重ねる授業づくりに努めてまいります。また、互いのよさを認め合いながら切磋琢磨する雰囲気醸成し、達成感や自己肯定感を高める学級づくりに努めてまいります。本町では、ふくしま学力調査の趣旨を生かし、結果を単なる指標とするのではなく、日々の教育活動の改善につながるよう、引き続き取り組んでまいります。

4点目の指導主事の活用につきましては、算数、数学において町立学校の一部で活用しており、学校からの要請に基づいて県教育委員会に要請し、教員への指導や助言を受けております。この取組により、教員の授業力向上に一定の成果を上げていると認識しております。国語科の指導主事も派遣するよう拡充されたことを受け、引き続き各学校のニーズに応じた活用を進めてまいる考えであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 当初の質問項目が多かったので、再質問につきましてはちょっと絞った形で再質問させていただきます。

まず、1の②のことでございます。センターという名称なので、間借りも含めて、新たな施設整備

かという先入観がございました。第1回の町子ども・子育て会議の開催記録を見ますと、委員から、センターが役場の中にあっても、人は集まってこない、拠点は見えないところにあるより、見えるところにあったほうがよいという意見があり、町の回答は検討するでありました。どのように検討したのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議において、新たなこども家庭センターというところがやっぱり広く皆さんに知っていただくということで、どうしても建物の意識というところが強くありました。実際子育て支援センターと同じ中でそういった相談業務をしているという市町村も多くあるところではありますけれども、今回来年度4月からこども家庭センターを設置したいと考えておりますが、まずは機能強化というところを考えております。こども家庭センターのそもそもの関しては、ちょっと答弁にもございましたけれども、母子保健、児童福祉の両機能を連携強化を深めるというところがございます。これまでの事業について、母子保健、さらには児童福祉、虐待等の予防的な対応というところで、子育てに困難を抱える家庭への支援というところで、まず機能の充実を図るというところがございますので、本町においては今現在、今年の4月からこども家庭支援室ということで健康ふくし課の中に新たに創設しまして、母子保健、児童福祉、一体的、窓口の一元化を図ってまいりましたので、そのような形をさらに一歩進んだような形で、こども家庭センターを機能として加えて支援に努めていきたいと考えるものでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 特に子どもを産んだ母親なのですけれども、乳幼児を連れて役場の窓口に来るわけです。そうしますと、窓口で泣いたりした場合、母親は気使って、相談したくても、泣いた場合を想定して相談に行きづらいというようなことは想定しなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今の質問にお答えします。

現在の実際窓口にお子さんを連れてこられるケースで、やはり泣かれるというケースがございます。そうしたときには保健師なり、また職員のほうが子守といいますか、ちょっとあやしながら、また子どものおもちゃなんかもちょっと備えてありますので、そういったところで母親がしっかり窓口で対応できるような形で、ちょっとそういったところも一体的に実施しているところでもありますので、やはりちょっと気にされてというところはありますけれども、子どもの声というのは皆さんやっぱり大人の方が泣く、怒るというよりは、やっぱり優しく見てもらっているという部分もありますので、そういったところでその場、ケース、ケースで職員のほうがしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 厚生労働省の資料を見ますと、センターは設置に努めることとされておりました。機能を有したセンターとしてもよいというようなことはちょっと読み取れなかったのですが、その辺はどのように解釈したのか。あと、保健センターや子育て支援センターに併設するというような選択肢はなかったのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） こども家庭センター、機能として捉えてというところなのですが、実は今現在こちらの健康ふくし課の業務の中で、子育て支援世代包括支援センター、または子ども家庭総合支援拠点事業を行っております。これを統括したものが、移行して包含したものがこども家庭センターというような位置づけであるということの理解から、今現在こども家庭支援室が担っているところで担当していくということとしているものでございます。実際場所については、今こども家庭支援室ができて1年たってきて、ある程度広く子育てに関することの窓口として理解を得られているのかなと考えておるのですけれども、それを一步発展するような形に捉えておりますので、現状、現段階においては新たにどこかに移ってという考えは持っておりません。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 2人体制のことについてちょっと改めてお聞きしたいのですが、相談支援につきましては多岐にわたる課題が多いのですけれども、それを2人で対応するとなりますとなかなか難しいとは思いますが、役場内に設置ということで、マンパワーがいっぱいいるから、その辺対応は可能かとは思いますが、その辺はどのようなふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 職員の配置に関してなのですが、今お二人ということではありますが、実際今現在母子保健関係と児童福祉関係ということで保健師3名、さらにはこども家庭支援員1名、さらにはこども家庭支援室の室長がいて、また事務方で係長がおります。そういった体制を存続したいと考えております。ですので、こども家庭センターの要件としまして、センター長1名配置、また統括支援員を新たに配置するというところなのですが、今後の人事にも絡むところがありますけれども、現在の機能を崩さず、センター長と統括支援員が兼ねることもできるということもありますので、それを踏まえまして、もう事前に統括支援員の研修ということは既に済んでいるところなので、スムーズに移行できるものと考えております。さらに、今現在の係長なのですが、今年度児童福祉に関する研修ということで、県が行う事業ではありますが、本日も実際行っておりますので、そういった児童福祉に関しても強化していくというような体制づくりで努めているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 体制につきましては確認できましたので、しっかりと対応していただければというふうに思います。

⑤のことなのですが、母親のメンタルヘルスケアにつきましては、虐待防止も含まれていると考えております。早期発見、早期対応が必要なことから、どのような対応をしているのかお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの質問でございますけれども、今現在妊産婦、乳幼児の関連と、あと児童福祉の要支援、要保護を要する子育て家庭の福祉の支援という形で実際やっているところでもありますけれども、早期的な把握というところで、まず妊娠から出産、子育てのタイミングで、やっぱり導入部分というのを重要視しているところでございます。妊娠に関しては妊娠しましたということで、母子手帳交付のタイミングで、母親となる方の実際困ったときに相談する方はいるのかどうかとか、そういった事細かな家庭環境的なものも把握しつつ、本当にその方が支援が必要なのかという、知る手だてでもあります。あと、出産しましたというタイミングで、今度出生届に関して、今度子どもに関する児童手当なり乳幼児手当だったりとか、そういった手続でやはりこちらの窓口に来られるタイミングでそういった問診なども必要になってくるので、そういったことで把握しております。妊娠中に関しては、妊娠8か月のときにそれぞれの皆さんのほうに訪問させていただく。さらには出産後、出生2か月前、1か月ちょっとたった頃に乳児全戸訪問という形でやっておりまして、その中での生活環境等も把握しながら、本当に支援が必要なのか、困り事がないかどうかということで、1人個別にということで確認をしてやっておるところなので、そういったメンタルヘルスの未然防止の観点から、事細やかにというところでそれぞれ対応、相談支援を行っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。妊産婦についてちょっと分かったのですけれども、先ほどの町長答弁にも支援が必要な妊婦については事前に病院から情報提供を受けとありました。今の答弁も産後のケアという説明もございました。あと、産後、母親がストレスで乳児に対する虐待というものもあるように、報道もあるわけなのですけれども、そういった乳児の定期健診なんかも町でもやりますし、医療機関に行ってもやる場合もありますけれども、医療機関に行った場合の医療機関と町との連絡調整というのはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの病院からどのような形でというところなのですけれども、実際に妊婦の段階もあれですけれども、出産後も初めて1か月健診等でお子さんと親御さんが一緒に病院に行くというケースがございます。そうした中でのもしハイリスク妊産婦、または支援が必要だと思われる場合については、病院からこちらのほうに文書等で確認の依頼というところが来ます。それを受けまして、町のほうで実際お宅に訪問しまして、そういったお話を伺ったり、状況を確認したりということをしております。さらに、加えてなのですけれども、里帰り出産時というところ

で、やはり自分の住んでいるところから離れて、ほかの町村で里帰りで1か月とか2か月とかやはり子育てするという方もいらっしゃいますので、そういった方については他市町村としてもお互いに市町村間のネットワークがもう既に確立されていますので、そういったやり取りの中で訪問して、現状を事細かに報告して、その町村のほうに情報を提供する。先ほどの病院間についても、調査した報告はもちろん病院に返して今後につなげるということで実施しておりますので、今後も継続してまいります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 妊産婦の自殺のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

実績が本町ではないことを思っておりますが、産後鬱とか予期せぬ妊娠、あと配偶者なしの妊娠などが自殺の要因に挙げられております。精神的、経済的な悩みや不安を抱えた若年妊婦の支援についてどのような取組を行っているのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 本町においては、まず妊婦の方が自殺されたというような例はないところではあります。しかしながら、先ほどのちょっとハイリスク妊産婦の訪問によって、いろんな関係機関との連携、病院と他市町村だけではなくて、やはり子育てにおける関連、子育て支援センター、さらにはそのお子さんの関わりのある周りの方とのいろんな連携の下に、早期にそういった不安を抱えている家庭というのを把握するような形で努めているところではあります。ですので、今後ネットワークというのをもうちょっと広く強化しまして、そういったところを未然に防げればと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） しっかりとセンター運営を運用していただければというふうに思います。

いじめのことにつきましてなのですが、いじめと思われるちょっとした案件でも何でも報告しろというようなことで学校現場のほうにいつているから、160件ぐらいの件数になっているのかと思います。重大事態がなかったということで、ちょっと安心したところです。重大事態と想定した形のチェックリストで対応したというようなこともなかったという理解でよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。発言者以外は静粛にしてください。

教育長。

○教育長（歌川哲由君） 重大事態に至ることはなかったわけではありますが、いじめられた、例えば蹴られたとかということで友達関係が悪くなって、数日間学校を休んだとか、そういう事例がございます。しかし、それが長期に及んで不登校に至ったというような重大事態に発展するような事態はなかったということで、早期解決に努めて学校側でいただいたというような状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 子育て支援のことにつきましては、最後に町長にお聞きしたいと思います。

昨日町長の第2期目の出馬を正式に表明されたわけなのですが、将来の会津美里町を担う子どもは町の宝であると思っております。妊娠、出産、子育て世帯など、切れ目のない支援をどのように取り組む考えなのか、改めて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

将来を担う子どもたちの環境整備であります。私が町長に立候補する際の中にも子どもの教育、そしてまた環境の整備、私の公約の中の一つに挙げさせていただいております。そういったものも1期経過するわけですが、やはりこの町を将来担っていくだろう子どもたちの環境の整備というのは大変重要な課題でもありますので、引き続きその点に関しても継続して重点を置きながら政策展開してまいりたいという考えであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 将来を見据えた、希望あふれる会津美里町の未来設計を引き続きチェックしてまいりたいと思います。

次に、農業担い手の支援についてなのですが、県の施策の中にGPS活用によるスマート農業加速化推進事業というものがございます。これは、補助率3分の2以内、上限150万を補助するものでございますが、この額ではスマート農業に対応した大型機械を購入できないと思うのですが、その辺は町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのスマート農業の大型機械の導入についての補助金のお話だと思います。この部分につきましては、町としまして、国県の事業がございます。そちらの事業を活用しながらやっていると、事業展開をしているということもございますので、国の要綱のほうを十分に吟味しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） そうしますと、補助金の合わせ技というか、複数の補助金を使って大型農業機械購入に充てられるという考え方でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたでしでございますが、令和7年度におきましては今まで事業が複数ございましたが、事業として地域計画実現総合対策事業ということで、事業が統合されております。その中でスマート農業の機械導入の部分のメニューもございますので、一体となった総合対策事業ということで、町のほうとしても国、県のほうに要望しながら対応していくということでありまして、国の制度自体が今回の地域計画の策定に基づきまして、一部事業を統合したという形で補助事業も伴っているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） ということは、町単独事業ということはもう一切考えていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの町単独の事業ということでございますが、そちらにつきましては、ただいまの町の単独事業もございますので、そちらについては継続の方向で考えてございますが、こちらの国県の事業のほう採択した場合については町のほうとはちょっと切り離されることであろうかと思っておりますので、ただ、しかしながら今後地域計画の策定の段階で課題が出されておりますので、そういった分を考慮しまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 先ほど国県事業につきまして、県等に働きかけていくという答弁がございましたが、具体的にどのような働きかけをしていく考えなのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの働きかけというおたかしでございまして、今回地域計画の実現総合対策事業が令和7年度初めて提示されてございます。令和6年度までの対策から切り替わった形で、令和7年度ということで提示されてございますので、まずはその内容を吟味しながら、どのような内容なのかというものを確認しながら検討していきたいという内容でございまして。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 次に、地域計画によりまして、水田の集積化が図られるかと思っております。集積後、地域の農業担い手が効率的に農作業をするに当たりまして畦畔を除去するというようなことも考えられるかと思うのですが、そういった畦畔除去に係る土木工事、あとは表面を均一にするレベラーの工事等があるのですけれども、それに関する補助も必要かと思うのですが、その辺は町がどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの畦畔の除去並びに水田の均平を整えるレベルの工事ということでおたかしでございまして、まず畦畔等の部分につきましては農地耕作条件改善事業、これはレベルの分も含まれておりますけれども、機構集積促進事業条件整備支援事業という事業がございまして。こちらの活用を図ることにより、畦畔の除去並びに田面のレベル、整え方ということで工事の施工はできるというふうに考えてございますので、まずは地区のほうで十分に隣接地権者、当然当該田んぼのみの工事ということではないというふうに思いますので、集落内でまず意思統一を図っていただいて、当然その中に担い手さんも入っていただくことによって、地区、集落内で十分な意思統一を図った上で、特にトラブルのもとになる境界の確認ということも当然必要ですし、くいの打ち方ということで、境界ぐいの設置というのも必要でございまして、そういったもろもろの地区内での取り

まとめも意思の統一を図っていただいた上でご相談いただければなというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 地域計画、来年3月末まで策定するという事なのですが、その後も見直しは可能なわけなのですが、地域計画をつくったらもう終わりということではなくて、地域の担い手をしっかりと支えるような町の体制というか、町の支援についてはこれからも見守っていききたいと、注視していききたいと思います。

あと、③について再質問いたします。事業主体は、土地改良区の事業であることは承知しております。将来的に人口が減りまして、各集落も高齢化が進んで、これまで行ってきた地域の共同作業も困難となることが予想されます。春先の新聞等で消滅可能自治体なんていう報道もありましたけれども、自治体の消滅する前に、その自治体の中の集落がなくなってしまうのではないかという心配があります。それについて農村整備の観点から、どのように町は問題意識を持って、どう取り組んでいくのかをお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 少々お待ちください。

お諮りいたします。間もなく昼食の時刻となりますが、長嶺一也君の質問が終了するまで延刻したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、長嶺一也君の質問が終了するまで延刻いたします。

それでは、答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの集落が消滅する事態に至る前の町の考え方ということでございますが、こちらにつきましては現在の活用しております多面的機能支払交付金の活用をして、続けていただきながら、今現在導入していない地区についてもご相談をさせていただきながら、そういった交付金の支払いを受入れ団体というところで受け入れていただき、集落自体の営農の継続というところで、そちらについては継続を図っていききたいという考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 日本の食料の供給を担っている農業振興を図る町の事業につきましても、今後注視して、チェックしてまいりたいと思います。

次に、3番目の学力向上についてでございます。①と②についてなのですが、全国学力テストの中学校の数学を見ますと本県の正答率は特に劣っておりました。先ほどの教育長答弁見ますと、算数、数学は県平均よりも高いというような答弁もあったのですが、学習を進める上で、何かつまづきというか、そういうきっかけがあって、それからなかなか学習というか、吸収されていなくて問題が解けなくなってくるというようなことも多々あるかと思うのですが、そういったつまづきを見

抜くために定期テストの結果とか、ふだんの勉強の状況とか、担任の果たす役割は大きいかと思うのですけれども、その辺教員は子どもの理解のつまずきをどのように見い出して学力向上につなげていくのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

全ての児童生徒の学習状況をつぶさに見て、全てのつまずきを解決するというのは困難な状況であります。これは、なかなかやっぱり1対多の指導でございますので、困難なところはあるわけですが、つまずきについてはやっぱり日常的な授業の中で子どもの学習の様子をできるだけ細やかに観察しながら、そしてそこでつまずきをやっぱり解消してあげるという、そのフィードバックをしていくことがやっぱり前提となるというふうに思います。

それから、今求められている個別最適な学びと、それからみんなで学び合うという、その2つの視点がございませうけれども、学び合いの中で子どもたちがお互いに教え合ったりするというようなことも当然今学校の中でやっておりますので、やっぱり早い段階に学びの過程において、つまずきを発見して解決するというをやったり重要視して日頃の授業を進めていくというのが大事だというふうに思っております。そういうふうな授業をしている、勝手に教員が授業するのではなくて、子どもの学びを主体にしながら進めるような授業では、明らかにふくしま学調の結果を見ても、学力レベルが去年より今年は上がっていると、そういうふうなやっぱり指導者の様子が見えますので、そういうところを共有していくというのがやっぱり大事だなというふうに思っているところであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ありがとうございます。

先ほどの答弁で、家庭学習の充実というような内容がございました。全国学力テストの調査結果を見ますと、テレビゲーム、SNSや動画視聴を1日3時間以上やっている子どもがいるという結果があったのです。このような子どもは、必然的に勉強時間は短くなります。勉強時間がゼロという子どもが1割程度いたという結果でございました。あと、テレビ等で目に受けるブルーライトの関係で、睡眠不足になって、翌日の授業にも何か身が入らないとか、そういった懸念もあります。

そこで、自宅におけるICTのタブレット端末の活用という答弁も先ほどありましたけれども、家庭内でのテレビゲーム等の使用についてどのように指導しているのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 直接的にお答えできるところは少ないと思うのですが、通告の中身でいきますと、家庭学習の充実という視点で申し上げたいと思いますけれども、SNS等のメディア対策につきましては当然我々も非常に問題視しておりますし、我々としても親の学びの機会であったり、それから学校での子どもの学びの機会であったりというものをつくって、講師を呼んで講演していただいたりというようなことはやっております。そういうことを基にしながら、やっぱり家庭内でいかに

コントロールしていただけるか。子どもに勉強しろと言いながら、隣でスマホをいじっている親御さんがいたりしたら困りますから、そういうところをきちっと潰していくようにしないといけないなというふうには思っているところであります。これは、本当に啓蒙ということに尽きると思いますので、今後もメディア対策については力を入れてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 子どものことなので、親とか教員が幾ら口酸っぱく言ったとしても、相手がいることなので、なかなか言ったから、効果が上がるというものではないと思うのは私も認識しております。繰り返し繰り返し言っていくしかないのかなと思いますが、引き続き指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ふくしま学力調査結果の分析協力者の宮城教育大学教職大学院、田端健人教授の考察結果の一つに、勉学での自己効力感という言葉がございました。先ほど自己効力感については答弁でもおっしゃってございましたけれども、これは国語よりも算数、数学の学力値との強い相関があるということだそうです。算数、数学でよりよい成績や評価を得られたり、算数、数学に自信を持てたりすることが勉学全般の自己効力感につながっている可能性があると言っております。すなわち算数、数学の学力を伸ばせば、ほかの教科全般の成績がよくなると私はちょっと解釈したのですが、この評価をどのように捉えて学力向上につなげていくのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

ご指摘のとおり私もその情報は認識しておりますけれども、ふくしま学調は大本になる、もともと項目反応理論という理論を基にした学力調査ということで、埼玉県が始めたわけでございますけれども、そこに福島県が今乗っかっているという状況でございます。埼玉県でも今までの累次に及ぶ調査結果を分析して、学習方略という、以前長嶺議員もご質問なされたその中に、こんなふうなところを努力すれば学力が上がるのではないかというようなところを幾つか指摘しておりますけれども、その中の一つに今ご指摘なされた自分の苦手な教科を粘り強く学習する子どもほど学力を伸ばしているという結果が出ております。エビデンスです。ですから、算数、数学苦手な子結構多いので、そういうものに諦めずに粘り強く取り組んだ子どもが学力を上げると。これは、まさにふくしま学調の結果、そして埼玉県でやっている同じ学調の結果で出ているエビデンスでございます。ですから、やっぱり粘り強く、根気強く、諦めないで学習に取り組むよう、やっぱり今後も指導していくことが必要であると思っておりますし、本県の全国学力・学習状況における調査結果あんまり芳しくありませんけれども、質問紙調査の中で粘り強く、最後まで問題を解こうとしたりする、そういう傾向は、これ全国平均を上回っているような状況も出ておりますので、そういうところを励みにしながら、子どもたちに指導していく必要はあるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、親和的な学級集団づくりとか学級風土づくりが学力との相関関係が高いという答弁でございました。授業に集中できない子どもがいるのではないかというふうに思っているのですが、次代を担う人材育成プロジェクトで園、小中プログラムを実践するとうたっております。私は、入園中の幼児に対しても落ち着きのある指導教育も重要と考えているのですが、私立の園の独自性もあり、なかなか教育委員会として連携していくには困難な部分もあろうかと思えます。町立の園も含めて、どのように連携していく考えなのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

幼児教育の重要性については、今誰もが認識しているところでございますけれども、本当に幼児期から集中力も含めたいわゆる非認知能力、これを高めていくことは非常にやっぱり大事だというふうに思っております。ご指摘いただいた園、小中連携プログラムの中にも、昨年度改定したものの中に新たに非認知能力の項目も入れさせていただきまして、幼児から15歳までの間にどんなふうにどの項目を育て、この辺まで育てたいというゴールを示しております。それに基づいて各園、小中学校で今取り組んでいただいているところでありますが、園長、校長の合同会議の中では具体的に園や小中学校の経営のビジョンの中に盛り込んでくださいと、教育課程の中にもできるところを盛り込んでくださいというようなお願いをして、少しずつ実施しているところであります。

それから、今落ち着きのないというお話もあって、落ち着いた環境が必要だと、そういう子どもを育てることが必要だというご指摘ありましたが、逆に幼児教育というのはご存じのとおり遊びを通して学ぶというのが今一番大事になっておりまして、私立のこども園で取り組んでいるような中身もまさにそのように合致したものだというふうに認識しております。ですから、集中して、遊びを工夫しながら遊ぶというのも本当に大事な財産だというふうに思っています。逆に今架け橋プログラムといまして、幼児期と小学校1年生の教育をつなぐプログラムを町独自に今策定しています。その中でもやはり幼児教育の集中力、集中して遊ぶ、元気よく遊ぶ、そういう姿を、逆に小学校に入っても急に消すのではなくて、元気のよさや積極性、集中力、そういうものを学習に結びつけていくというふうなやっぱり取組が必要だろうということで今全国的にやっているわけなのですが、我が町でもプログラムを具体的にしながら、幼児教育のよさを小学校でも生かす、そういうふうな架け橋プログラムを充実して、今おっしゃったような集中できる子ども、自己肯定感を持って、学びに向かうような子どもを幼児期から育ていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ありがとうございます。

先ほど町長からは、子育て支援のことにつきまして述べていただきました。次代を担う子どもの学力向上につきましては、より一層取り組まれることを期待しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。
これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 零時 1 3 分）

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 4 号)

令和6年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第4号

令和6年12月6日（金）午前10時00分開議

- 第1 報告第21号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置について
 - 第2 報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
 - 第3 議案第68号 会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者の指定について
 - 第4 議案第69号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）
 - 第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第6 総括質疑
 - 第7 議案の常任委員会付託について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１４名）

１番	櫻井幹夫	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
５番	長嶺一也	君	１２番	横山知世志	君
６番	村松尚	君	１３番	横山義博	君
７番	小島裕子	君	１４番	根本剛	君
８番	星次	君	１５番	根本謙一	君
９番	渋井清隆	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（２名）

２番	小柴葉月	君	４番	山内豪	君
----	------	---	----	-----	---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	佐々木吉一	君
総務課長	平山正孝	君
政策財政課長	渡部雄二	君
政策財政課参事	金子弘吉	君
会計管理者兼 出納室長	児島隆昌	君
町民税務課長	猪俣利幸	君
健康ふくし課長	渡部朋宏	君
健康ふくし課主幹	福田富美代	君
産業振興課長	鵜川晃	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	大竹淳志	君
生涯学習課長	小林隆浩	君
代表監査委員	小島隆一	君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子	君
------	------	---

事務局長
兼 総務係

関

本

達

君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第21号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第1、報告第21号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第21号 令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置についてご説明いたします。

報告の冒頭ではありますが、このたびの決算不認定の原因となりました不適正な事務処理の発生につきまして、この場をお借りしまして改めて深くおわび申し上げます。

それでは、議案書1ページを御覧ください。令和5年度会津美里町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じましたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき報告するものであります。

講じた措置の内容といたしましては、委託料などの支払いに係る不適正な事務処理等を踏まえ、再発防止対策として、次のとおり必要な措置を講じたものであります。

契約及び会計事務処理の適正な執行に向けた措置についてであります。1点目といたしまして、予算執行等における法令、規則等の遵守の徹底であります。法令遵守、事務の管理、監督、事業の完了を確認するための関連制度を周知し、法令及び規則等の遵守並びに適正な事務執行の徹底を全職員に指示したところであります。具体的には、法令遵守をはじめ、契約事務や伝票処理、予算執行状況の確認など、庁議または課長会議を経て、全職員へ周知徹底を図ったところです。

2点目といたしまして、予算執行状況の確認及び執行体制の整備であります。年4回の議会定例会の補正予算時期、6月、9月、12月、3月に合わせて予算の執行状況を各課において確認し、政策財政課へ報告する体制を整えたところであります。財務会計システムにおける予算執行状況の確認手順や報告体制を、課長会議を経て、全職員へ周知徹底を図ったところです。

3点目といたしまして、事務執行及び執行管理体制強化に向けた職員教育等であります。採用10年未満の職員に対して契約事務、財務事務、会計事務に関する研修会を実施し、職員教育の充実を図り、また係長以上の管理職に対して予算執行状況管理の徹底を指示したところであります。具体的には、初めに今回の不適正な事務処理の経緯から原因、その影響について共有した上で、採用10年未満の職

員に対する研修におきましては、より実践的な研修とするために各担当職員を講師としまして、本町における契約、財務、会計事務や公文書管理手順などを各システムに即し、このたびの問題点に特化した研修会として実施したところです。特に処理中の見積書等については、個人管理せず、ファイリングシステムに基づき、他の職員が見ても処理中の文書があることを視覚的に分かるようにするとともに、管理職が定期的にチェックすることを周知徹底しております。また、係長以上の管理職に対しての研修におきましては、財務会計システムで確認できる様々な帳票をフルに活用し、伝票等の正確な処理、適正な時期での予算執行に努めるなど、予算執行状況管理の徹底を指示した上で、各所属内におけるコンプライアンスの強化、常日頃からの職場内でのコミュニケーション、マネジメント力の向上について、改めて管理職としてあるべき姿勢を示したところです。今後におきましても、二度とこのような事案が発生しないよう、職員一丸となって再発防止対策に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） おはようございます。2点ほど伺わせてください。

契約及び会計事務処理の適正な執行に向けた措置のところでは3点述べております。今詳しく説明も併せてありましたので、一定程度は理解できましたけれども、その中で1点目と3点目について少し教えていただきたい。

1点目ですけれども、予算執行における法令、規則等の遵守の徹底、これは述べるまでもなく当たり前のことだというふうに思うところから、改めてこういうことをしなければならなかったこのたびの事案については重く受け止めておるということは分かりました。全職員に指示したとありますけれども、どういう形で、どのような方法を取ったのでしょうか。先ほどの説明ですと、庁議、課長会議をもって全職員にってなりますけれども、これは通常のやり方とどのように違ったやり方だったのかも含めて教えていただきたい。まず1点目でいいですね。

○議長（大竹 惣君） これ1点目ですね。では、1点ずついきますので。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の予算執行等における法令、規則等の遵守の徹底の方法についてでございますが、課長会議、庁議等におきまして、課長以上にまず内容を共有した上で、課長から各課の職員に説明をしていただいて、さらに全職員に文書をもって周知をしたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それで伝わったというふうに思っておられるのですか。職員に確認されたか。こういうことで理解できたかということも含めて、それは各課に任せたということですか。こ

れは普通の、通常の大前提になる話ですよ、法令の遵守だから、当然職員になった以上は百も承知の上ですよ。それで、このたびのことがあった。それを踏まえて、徹底を全職員に通知した。ただ文書を回せば、読んでしっかりやってくださいねって、それだけでよかったのかなと。それは通常のことではないのですかということをお尋ねしているのですから、今までとは違ったことを何かやったのですかということをお伺いしているつもりです。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） まずは、先ほど私お答えしましたとおり、課長会議等々で情報を共有した上で文書を周知したところでございますが、当然課長のほうから各課の職員に対して説明はされたと思っております。ただ、私のほうで、全職員に対して説明があったかどうかという確認は当然取れてはおりませんが、それを踏まえて職員に対する11月19日に開催しました研修におきまして、この事案の詳細を説明した上で様々な研修をしたところでございますので、職員隔々に行き渡っているというふうに私は理解しております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 研修会やったというのは、研修をやったというのは10年未満の職員に対してでしょう。全職員に向けて研修会をやったのですか。職員に、末端の職員、末端というと失礼ですけども、やっぱり聞くべきです。伝わったかなということで確認すべきです。それで、はい、分かりました、理解できましたって言ったら、徹底されているなという確認が取れるじゃないですか。それやらないといけないと私は思いますけれども、最後に答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 再度のおただしでございます。

11月19日に開催しました研修につきましては、採用10年未満の職員と共に係長以上の管理職に対しても実施しております。私も課員に対しては、内容を理解しているかどうかということと、研修を受けての伝票の適正な処理について確認をしたところでございますが、他課の職員の若い職員にまで確認はしておりませんが、機会を見つけて、そういったところまで理解が進んでいるかどうかの確認をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それはやられたほうがよろしいかと思います。

2点目伺います。3番目の事務執行及び執行管理体制強化に向けた職員教育等についてです。その中で研修会を実施した、その研修会をして説明をされたのはどなたなのでしょう。

それから、このたびの事案は、いわゆる最高管理者の決裁が一番肝要なところを、それを法令違反してしまったわけですよ。そこのところは、これは絶対やってはいけないことをやってしまったのだということをちゃんと職員に対して言えたのかどうなのかも含めて研修会のことを伺いたいと思い

ます。どなたがやったのか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今ほどお答えいたしました、11月19日には2部構成という形で研修会を実施しておりまして、まずは管理職研修、係長以上を対象としました研修におきまして、まず副町長のほうから訓示をいただいて、私、政策財政課長、あと総務課長、会計管理者の3人が講師といいますか、3人のほうで担当しまして研修を行ったところでございます。あと、採用10年未満の職員に対しましては、総務課のほうで契約事務に関する説明を係長のほうから説明をしました。財務事務については政策財政課の担当、会計事務については出納室の担当、公文書管理について総務課の課長補佐という形でそれぞれ実施したところでございます。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長に申し上げます。法令違反だったという部分はきちんと伝えられたかという質疑に対してお答えをお願いします。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 失礼いたしました。こちら全職員に対しては、全職員といいますか、研修会に参加した職員に対しまして、この事件の、事案の概要について丁寧に説明しておりますので、法令違反について周知徹底図られたものと理解しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） どうしてそういう、言ったような、言わないような、含みを持たせるような答弁なのでしょう。絶対あってはならないことを今回やってしまったのだと、職員の皆さんにも本当に心配かけて、ご迷惑かけました。それがトップをはじめ、それをまず初めに言わなくてはびしっとしないではないですか。伝わらないではないですか。やらなければならないことはこうですよということを主な研修内容だったみたいなことで収めるようでは私はいけないと思いますけれども、私の受け止め方ですよ、今説明を受けて、そう思わざるを得ないような答弁の仕方って、どうしてもっと素直にされないのでしょうか。まずはそこからスタートだと私は思います。そうでないと、全職員には伝わらないと思います。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ございません。いずれの研修会におきましても、まず今回の不適正な事務処理についての概要を詳細に説明させていただきました。議員おただしのとおり、本当に今回の事案は我々重く受け止めておりまして、職員に対しても細かく説明をして、二度とこのようなことが起きないように職員一丸となって取り組んでいく必要があるということを説明をさせていただいたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） これを、3項目をしっかりと努めていただきたいなというふうに思います。く

どいようですけれども、いわゆる決裁責任者が一番重いことだったのです。そこが職員にちゃんと伝わってくるかどうか、私はそこが肝腎なところだと思ったので、くどくどとお尋ねいたしました。しっかり努めて、今後町民に向けての行政サービスの向上に向けていていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第21号を終了いたします。

○報告第22号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第2、報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

〔健康ふくし課長（渡部朋宏君）登壇〕

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書2ページ、3ページ、併せまして提出案件資料1ページを御覧ください。本件は、令和6年9月20日午前9時55分頃、町内字高田道上地内において、公用車を個人宅敷地内に駐車させる際、低い位置にあったコンクリート壁に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後、町内在住のH氏を相手といたしまして、15万4,963円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年10月31日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第22号を終了いたします。

○議案第68号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第68号 会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

〔生涯学習課長（小林隆浩君）登壇〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） それでは、議案第68号 会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書10ページ、提出案件資料2ページ中段、提出案件参考資料7ページから9ページを御覧ください。なお、議案書により説明申し上げます。本案は、令和7年3月31日をもって指定管理者の管理の期間が終了となる新鶴体育館をはじめとする新鶴地域の体育施設3施設の新たな指定管理について、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回指定管理となる公の施設の名称は新鶴体育館、吹上総合運動場、ふれあいの森公園で、指定管理となる者の名称につきましては、特定非営利活動法人、会津美里クラブ衆、理事長、佐治和則であります。

指定管理者の管理の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間であります。指定管理者の管理を2年間としましたのは、高田地域の体育施設の指定管理が令和8年度で終了することに合わせ、現在直営で管理している本郷地域を含め、令和9年以降は町内全域の体育施設を一括して指定管理による施設管理を行うことにより施設管理事務の効率化による経費の節減やスポーツを活用した地域活性化の取組により地域振興につなげるものであります。今回の指定管理につきましては、公募しましたところ、1事業者のみの応募であり、令和7年10月3日に開催しました会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会により、このたび指定する者を指定管理候補者に選定する旨の答申をいただいたところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、少々お待ちください。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時24分）

再 開 （午前10時24分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） ここで生涯学習課長より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 説明を訂正させていただきます。

会津美里町公の施設の指定管理選定審議会、「令和7年10月3日」と説明しましたが、「令和6年10月3日」の誤りでございます。大変失礼いたしました。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 少し伺わせてください。2点お願いいたします。

まず、7ページで、この審査に当たって、委員が6名ですけれども、2名の欠席だったということは、過半数の出席があれば有効だということなののでしょうか。その点が1点。

それから、2点目は、いわゆる審査基準がそれぞれあります。2番目、3番目で少し点数が低くなっております。具体的に言えば、100点満点で76点、審査基準2ですね。審査基準3は、100点満点に換算しますと78点、そんな低いとは思いませんけれども、ほかの4、5、6から比べれば低い点数です。通常、営業しているわけではないので、いろんな不具合や、もっと努力すべきことがあったのかなという反省も含めていろいろやり取りがあったかと思えます、その資料に基づいて。その中で、2、3が多少低くなっているということは、何か懸念とか問題点を指摘された等の意見等があったのか、内容、差し支えない程度にご説明いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 審査会の件につきましては、総務課のほうで所管しておりますので、総務課のほうで答えさせていただきます。

まず1点目、委員が2名欠席だということで、過半数でいいのかということですが、規約上過半数の出席があれば大丈夫だということになっておりますので、それは大丈夫です。

あと、審査点数結果の2及び3ですか、3、4ですか……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） 2と3ですか、点数が低い理由はということで、この部分についての各委員からの点数の平均ということでございまして、その一つ一つについての意見ということは特段はございませんでした。全体的なまとめということで、附帯意見等があったという形での取りまとめになってございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、委員の方々は何を基準にして点数つけられているのでしょうか。そこで何も質疑や質問、多分資料を見られて、いろいろと判断されての点数つけだったと思うのです。その中で、これはどうなっているのだ、もうちょっと努力できたのではないかとか、何かいろいろあるのではないかなと想像するわけです。点数がいろいろある、ばらばらあるから。平均点だからとい

うことではなくて、それぞれの個々の委員がいろいろな思い、あるいは考え、それに基づく知見を通して何かいろいろやり取りがあったのだろうというふうに思います。そうでなかったら、皆問題なかったら10点満点でいいはずではないかなというふうに思うところから、その低い点数は何かあったのかなというところでお尋ねしたわけです。何もないのに、附帯意見のところを見ればという話では、私はちょっと説明不足ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、この選定委員会の進め方といたしまして、候補者がこの選定委員会に出席していただき、候補に至った、各調査票の内容に合わせた説明等をしていただきます。その中で聞き取りを行うという形で行っております。実際に候補者から、私たちはこういうふうな取組をしてみますとか、こういう管理を進めていきます、こういうことをしていきますという形の説明をし、それに対するヒアリングという形で行っております。その中でのやり取りという形ですので、この審査基準を基にやっているかと言われると、そういう部分ではございません。難しいと思いますけれども、今手元にそのときの会議録というのをちょっと持ち合わせていないので、詳細な点は申し上げることができませんが、その中でいろいろやり取りがあったことは事実でございます。委員のほうから候補者のほうに対して、こういうことはできるのかとか、こういう点についてはどういうことなのかという質問は確かにございました。それらを踏まえた中で委員の中で協議をして、選定の諮問、答申という形でまとめさせていただいたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 会議録を公開できるわけでもありませんので、たしか昨年ですか、同僚議員からもその辺の質疑もあって、中身が全然分からないという話の中で、会議録は出せないことになっている話だったと思います。その中でのやり取りを集約して附帯意見として出されたということかなと思いますけれども、その中で、審査基準2の場合は、施設の効用の最大限の発揮とサービスの向上です。3は、施設の適切な管理です。この部分がやや低めになっているから、何か具体的に懸念的な意見もあったのか、そこをこうする、ああするという前向きな回答を得たり、あるいはちょっと困難なこともあったかもしれませんけれども、そういうやり取りの中で、結果として附帯意見は出たのでしょうかけれども、主たる問題点、何かあったら私は披瀝して、誰々がこう言ったではないのですが、こういう意見がありましたという程度は私は披瀝していいのかなというふうに思います。ほかの4、5、6は、みんな8点から9点なのです。80点から90点、100点満点にして換算すれば。だから、この70点代のところは何かあったのかなというふうに思わざるを得なかったのも、伺った次第です。再度、どうしても答弁として難しかったら、もうやめます。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 内容の点についてですが、資料を持ち合わせていないので、具体的にちょっと申し上げることはあれですけれども、私の記憶の中で指摘があった部分につきましては、まず

3番目の基準3、施設の適切な管理という部分で委員のほうからは、やはりグラウンドと体育施設とがございます。広範囲にわたる部分になるので、その部分の適切な管理ということは十分できるのですよねという形の確認ということは確かにございました。ふれあいの森から野球場、体育館という形になりますので、その部分の適正管理の確認ということで意見があったということは記憶しております。申し訳ございません。

○議長（大竹 惣君） 13番、横山義博君。

○13番（横山義博君） 今の根本議員の質問に関連しているのですけれども、この審査基準の中で、まず私がちょっと注目したのは、5番目の安定した管理、これで管理者はまず何人現在いて、管理されているのか。それから、それに対して選定基準の中で、委員会の中で質問的なものはどういうものがあつたのか。結局はある程度人的に人がいないと管理運営もなかなか難しいと思うのです。いろんな今言った2番、3番の不満が出てくるわけです。その辺についての内容の説明、あるいは質問はどのようなものがあつたのか、あれば教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 1点目の、今現在何人の管理者がいるかということについてお答えさせていただきます。

今クラブ衆の従業員数につきましては、常勤の職員が4名、パートの職員が3名で、計7名体制になっております。今現在は高田地域だけの管理になっていますが、この新鶴地域も入ってきますので、事業者としましても、やはり増員というのは当然しなければいけないというふうに考えていると聞いております。よろしいでしょうか。

〔「あと審査の部分は」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 説明や質問があつたら、具体的な部分。

それでは、総務課長、答弁をお願いします。

○総務課長（平山正孝君） 指定管理後の施設の人的体制という部分につきましては、委員のほうから具体的な人数という質問はございませんでした。要は管理できる人員を確保できるのですかという形の問いに対して、それをできるようにしてまいりますということの内容でございました。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） ある程度説明で分かりました。今課長が言ったように、これから新鶴のほうの施設の管理も入ってくるわけですから、当然公募としてくるでしょうけれども、施設は不満が出るのは町に来るわけです。運営がうまくいっていないとか、例えばトイレの掃除がうまくいっていないとか、それは管理を委託しているから、それはその人たちがやっているのでしょうかけれども、責任は全て町に来るわけです。ですから、そういう審議会の中できちんと意見がお互いに出て、改良し合うような形をしていかないと、なかなか直営でやったほうがいいのではないかという話が出てくるわけですので、その点を再度、人員は公募するのでしょうかけれども、多くする意向という形でいいのです

か。それとも、多くするという事でいいのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 人員につきましては、今のこの人数ではやはり管理し切れないというのは当然ですので、人員は多くするという話でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第69号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第69号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第69号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料3ページから34ページを御覧願います。なお、今回の補正の概

要でございますが、歳入では国県補助金額の確定による増減など、歳出においては入札等による請け
差や今後の予算執行見込みに伴う減額などによる補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ130億7,523万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして追加の補正を、第3条は地方債につきまして追加及び変更の
補正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。追加でございます。ま
ず人事給与・庶務管理システム運用業務委託事業から行政事務包括委託事業につきましては、債務負
担行為を設定することで年度当初から円滑な業務委託を執行するため、期間及び限度額をそれぞれ記
載のとおりを設定するものでございます。

次に、小中学校スクールバス運行業務委託事業（高田小学校、高田中学校分）及び義務教育学校ス
クールバス運行業務委託事業（本郷学園分）につきましては、令和6年度で債務負担行為の設定が終
了するため、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

次のページに参りまして、第3表、地方債補正でございます。まず、追加でございます。地域総合
整備資金貸付事業につきまして、町内に拠点を置く社会福祉法人の福利厚生事業拡大に伴う資金調達
について、一般財団法人地域総合整備財団との融資に関する協議が調ったため、新たに追加するもの
でございます。

次に、変更でございます。事業費の確定により、企業誘致促進支援事業から宮川小学校体育館LED
照明改修事業につきまして、それぞれ限度額の変更をするものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、
各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説
明いたします。

3ページをお開きください。歳入でございます。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林
環境譲与税299万3,000円の増額につきましては、交付額の確定見込みによるものでございます。

次に、14款国庫支出金につきましては、主に事業費の確定及び確定見込みにより、増額または減額
するものでございますが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金5,038万9,000円の増額につきまし
ては、障がい者自立支援給付費負担金でございまして、障がい介護給付費の増加見込みにより380万
円を増額するものでございます。また、児童手当国庫負担金でございまして、国通知により令和7年
4月給付分の児童手当を今年度の支出とすることから、4,826万8,000円を増額するものでござい
ます。

4ページを御覧ください。15款県支出金も同様に、主に事業費の確定及び確定見込みにより増額ま
たは減額するものでございますが、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金4,236万5,000円の減額
につきましては、ため池維持管理事業補助金でございまして、一の坊ため池廃止工事について、県補

助事業で採択されなかったため、3,080万3,000円を減額するものでございます。

5 ページをお開きください。17款寄附金、1 項寄附金につきましては、令和 6 年 9 月30日までに寄せられた各寄附金でありまして、3 目民生費寄附金42万円、4 目教育費寄附金49万5,000円、合わせて91万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金4,486万円の減額につきましては、今回の補正予算における一般財源調整のため減額するものでございます。

6 ページを御覧いただきまして、6 目過疎地域持続的発展基金繰入金及び8 目森林環境基金繰入金につきましては、基金を充当している事業の確定見込みなどに伴い、それぞれ記載のとおり減額するものです。

次に、20款諸収入、4 項雑入、2 目雑入379万1,000円の減額につきましては、松倉分収造林事業助成金でございまして、林道施設が被災したことにより事業の実施が不可能となったことから、457万7,000円を減額するものでございます。

次に、21款町債、1 項町債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、1 目総務債から7 目教育債まで、それぞれ増額または減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7 ページをお開きください。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費13万円の減額につきましては、8 節の費用弁償及び10節の印刷製本費でございまして、行政視察及び議会だよりの発行に係る事業費の確定見込みにより、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費873万3,000円の減額及び2 目自治振興費348万6,000円の減額の主なものにつきましては……

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、少々お待ちください。

堤議員。

○10番（堤 信也君） 113万のところを13万って説明なさっていましたよね。100抜けていたような気がしたのですけれども。

○政策財政課長（渡部雄二君） 大変失礼いたしました。

○議長（大竹 惣君） それでは、政策財政課長、お願いします。

○政策財政課長（渡部雄二君） 失礼いたしました。説明の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど議会費のところ、「113万円」の減額というところを「13万円」と説明いたしました。大変失礼いたしました。113万円の減額につきましては、8 節の費用弁償及び10節の印刷製本費でございまして、行政視察及び議会だよりの発行に係る事業費の確定見込みにより、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費873万3,000円の減額及び2 目自治振興費348万6,000円の減額の主なものにつきましては、地域おこし協力隊に係る事業費でございまして、当初予

定していた採用人数に至らなかったため、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

8 ページを御覧ください。3 目広報広聴費291万2,000円の減額につきましては、10節の印刷製本費でございまして、広報紙印刷製本費等に係る事業費の確定見込みにより、257万4,000円を減額するものでございます。

次に、6 目財産管理費561万4,000円の増額につきましては、9 ページをお開きいただき、10節の光熱水費でございまして、本庁舎の電気料金が不足する見込みのため、633万8,000円を増額するものでございます。

次の7 目企画費9,800万円の増額につきましては、地方債でもご説明しましたが、町内に拠点を置く社会福祉法人の資金調達に係る貸付金について増額するものでございます。

次の9 目電算管理費292万6,000円の減額につきましては、10節の消耗品費でございまして、液晶ディスプレイ導入に係る事業費の確定見込みにより、124万8,000円を減額するものでございます。

10ページを御覧ください。2 項徴税费、1 目徴税総務費275万3,000円の増額につきましては、人事異動などにより増額するものでございます。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費961万8,000円の減額につきましては、11ページをお開きいただき、27節の国民健康保険特別会計繰出金でございまして、国民健康保険税の本算定に伴い、保険基盤安定分の一般会計繰出金の確定見込みにより942万9,000円を減額するものでございます。

次の2 目障がい福祉費906万2,000円の増額につきましては、19節の自立支援給付費でございまして、歳入でもご説明しましたが、障がい介護給付費の増加見込みにより、760万円を増額するものでございます。

12ページを御覧ください。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費301万9,000円の減額につきましては、12節のこども計画策定委託料でございまして、こども計画策定委託に係る事業費の確定見込みにより、279万4,000円を減額するものでございます。

次の2 目児童手当費4,106万5,000円の増額につきましては、19節の児童手当でございまして、歳入でもご説明しましたが、国通知により令和7年4月給付分の児童手当を今年度の支出とすることから、増額するものでございます。

次に、5 目認定こども園費2,200万5,000円の減額につきましては、12節の保育業務委託料でございまして、転入等による途中入園児童の減少に伴い2,000万円を減額するものでございます。

13ページをお開きください。4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費232万7,000円の減額につきましては、12節の廃棄物収集運搬等委託料でございまして、一般廃棄物収集運搬業務委託料の確定見込みにより、減額するものでございます。

14ページを御覧ください。5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費1,125万7,000円の減額につきましては、18節の渇水対策事業補助金でございまして、農業用水渇水対策事業補助金の交付額

の確定見込みにより減額するものでございます。

次の3目農業振興費2,327万円の減額につきましては、主に18節のがんばる農業応援事業補助金でございまして、事業費の確定見込みにより1,290万円を減額するものでございます。

次の4目農地費3,380万1,000円の減額につきましては、15ページをお開きいただき、13節の土地賃借料から21節の立木補償費でございまして、歳入でもご説明しましたが、一の坊ため池廃止工事について、県補助事業で採択されなかったため、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

続きまして、2項林業費、2目林業振興費1,618万2,000円の減額につきましては、16ページを御覧いただき、18節の林業・木材産業循環成長対策補助金でございまして、補助金額の確定により802万6,000円を減額するものでございます。

次の3目林道整備費164万6,000円の減額につきましては、12節の設計支援委託料でございまして、林業専用道開設工事に係る設計支援について、県から支援を受けることができたため、減額するものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費150万円の増額につきましては、18節の創業等支援事業補助金でございまして、新たに1件の創業が見込まれるため、増額するものでございます。

次の2目観光費644万8,000円の増額につきましては、18節の日帰り温泉利用料助成事業補助金でございまして、利用者数の増加及び温泉利用料金改定により補助金額が増加したため、増額するものでございます。

次の3目企業誘致促進費1,523万5,000円の減額につきましては、7節の工場操業奨励金でございまして、高田工業団地に工場を新設する事業所が今年度の操業が見込めないことから、1,000万円を減額するものでございます。

17ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費402万6,000円の増額につきましては、10節の修繕料でございまして、道路などの修繕費用が不足する見込みのため増額するものでございます。

18ページを御覧ください。8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費223万4,000円の減額につきましては、人事異動などにより減額するものでございます。

19ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費203万6,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございまして、高田小学校昇降機改修工事などの維持改修工事の事業費の確定により、118万9,000円を減額するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費223万7,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございまして、新鶴中学校軒天改修工事などの維持改修工事の事業費の確定により146万6,000円を減額するものでございます。

次の2目教育振興費107万8,000円の減額につきましては、20ページを御覧いただき、12節の外国語

指導助手派遣業務委託料でございまして、業務委託料の確定見込みにより62万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、4項義務教育学校費、1目学校管理費130万2,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございまして、防火シャッター改修工事などの維持改修工事の事業費の確定により、99万1,000円を減額するものでございます。

次の2目教育振興費119万円の減額につきましては、13節のコンピュータ機器賃借料でございまして、賃借料の確定により108万5,000円を減額するものでございます。

次の3目施設整備費497万2,000円の減額につきましては、14節の施設整備工事でございます、本郷中学校プール解体工事に係る事業費の確定により、減額するものでございます。

21ページを御覧ください。5項社会教育費、1目社会教育総務費135万円の減額及び6目文化財保護費603万円の減額の主なものにつきましては、町道12009号線の開設工事に伴い実施が必要となる発掘調査の事業費でございまして、本年度の実施が見込めないことから、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

22ページを御覧ください。6項保健体育費、3目学校給食費174万6,000円の減額につきましては、12節の不動産鑑定等業務委託料でございまして、旧新鶴給食センター不動産鑑定業務委託料の確定見込みにより、107万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、13款予備費、1項予備費、1目予備費1,443万4,000円の増額につきましては、災害復旧等に係る事業に対応する予備費の充当を行ったため増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 予算書の16ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費の中で日帰り温泉利用料助成事業補助金644万8,000円の増額につきましては、利用者数の増加と料金改定に伴う補助金の増額というふうなお話でございました。その利用者数の増加につきまして、手元に今数字があれば教えていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたしでございます。温泉施設の利用者数ということで、今回補助対象の利用者数でございますが、今現在で令和6年上半期分ということで、新鶴、本郷地域合計で2万8,564名の人数でございます。令和5年度の同時期の比較としまして、約3,500人ほど増えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） かなり増加していると思うのですが、この辺の増加につきましては、

どのように評価しているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 増加の要因についてのおただしでございますが、まず令和5年におきまして、コロナ禍の5類移行という要件もあるというふうに認識してはございます。しかしながら、各施設における自助努力ということで、誘客を図り、増加しているものと認識しております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 最後になりますが、新鶴温泉施設につきましては、民間譲渡とはいえ、あの一帯は観光施設、観光スポット的な位置づけになっているかと思うのですが、そんなに場所として口出しはできないと思うのですが、今後どのような支援を町として行っていくのかお聞きしまして、最後の質問にさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、あくまでこの予算書に対する質疑なので。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。今の最後の質問は取り消します。すみません。

○議長（大竹 惣君） 3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 予算書の17ページ、7款土木費なのですが、道路橋梁費の1目道路橋梁維持費なのですが、その中の10節、修繕料400万の増額なのですが、これ道路等の修繕箇所と書いてあるのですが、その場所と修繕の種類は何だか教えていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） まず初めになのですが、提出案件資料の説明事項の訂正、申し訳ございませんが、修繕箇所となっておりますが、修繕料に訂正をお願いしたいと存じます。申し訳ございません。

それで、今までの予算化していたものを執行しておったところなのですが、3月まで見込んだ際400万ほど不足が起こるということで、今回補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、修繕箇所。どのような場所だったのかとか、どのような修繕だったのかという部分をお願いします。

○建設水道課長（加藤定行君） 修繕箇所におきましては、主にパッチングが一番メインとなるものでございます。

以上です。

〔「箇所数」と言う人あり〕

○建設水道課長（加藤定行君） 箇所数。申し訳ございません。今箇所数の資料を持ち合わせておりません。後ほどお知らせしたいと存じます。すみません。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、現在パトロール等を行って確認している箇所について、今回

3月までに行うということによろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在の執行をした金額におきまして、過去3年間分、今後必要とするものを平均化したものについて、不足額について算出して、それを補正したものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうしますと、パトロールした場所ではなくて、その見込みということで、今後必要になるのではないかとということでの数字ということですよ。そうしますと、これから降雪時期になるのです。修繕時期はいつ頃になるのか、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在冬期間の降雪、積雪時におきましても、危険箇所においては、その時期において修繕したいと思っております。主なパッチング時期に関しては、積雪終了後の融雪後の3月になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 22ページで、補正予算書でお願いいたします。保健体育費、3日学校給食費のところ、設計委託料の減額のことですけれども、旧会津高田学校給食センター解体工事設計業務委託料及び新鶴給食センター不動産鑑定業務委託料の確定見込みとなっております。このいわゆる跡地の利活用については、現在どのような検討をされているのか伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員、今の質問の内容は補正予算の内容に合っていないということなので、ちょっと質問を変えていただけませんか。

根本議員。

○15番（根本謙一君） 確かにそういう見方もあるかもしれませんが、これだけ解体していくということですので、もうとうにそこに入っているわけですよ。その後どうするのだということは、当然その後のことでくっついてくるわけですので、過去にたしかここは民間の利活用で公募もかけたかと思えます。そういう方針はあったと思うので、ここまで進んでいるので、その点はどうなっていますかという問い입니다。この質疑にふさわしくないというのであれば、次の機会にしたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時08分）

再 開 （午前11時09分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

根本議員、あくまで設計委託料の部分の質疑になりますので、別の機会にお願いしたいと思います。

ここで建設水道課長にお願いいたします。先ほどの荒川議員の質疑の中で、修繕箇所の提示を後から提出するというお話だったと思うのですが、いつのタイミングで提出するのかを確認したいと思います。

建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 先ほど私箇所と申しましたが、それも誤りでございます。申し訳ございません。過去３年間分の今後に起きるべき事業費相当を平均化したもので今現在不足する額を申し上げた次第でございまして、今後箇所数につきましては、今のところまだ出ていないような状況で、それでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） ９番、渋井清隆君。

○９番（渋井清隆君） ２点ほどお尋ねいたします。

まず、歳入なのですが、６ページ、２０款諸収入、４項雑入、２目雑入の造林木収益分収金６万４,０００円とありますが、これは公団、公社それぞれ契約分収割合が違うと思うのですが、どのような分収割合になっているのかお聞かせ願います。

もう一点は、歳出ですが、１４ページ、５款農林水産業費、１項農業費、２目の農業総務費の中の渇水対策事業補助金、減額の１,１２５万７,０００円とありますが、交付した補助金の交付件数は何件あったのか、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 造林木収益分収金につきましては、分収金の内訳としてちょっと手元の資料で公社分が１０分の８で、土地所有者分が１０分の２という形で、土地所有者分として６万４,６９９円ということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○９番（渋井清隆君） これ公団でしょうか、公社でしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） こちらは公社です。ふくしま緑の森づくり公社でございます。

○議長（大竹 惣君） ２点目の渇水対策事業補助金について答弁をお願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの渇水対策における申請件数でございますが、申請件数につきましては３件で、内訳としまして井戸掘削が２件、あと燃料費補助につきましては１件でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○９番（渋井清隆君） 補正予算でこれを上げたのですよね、見込みとして。しかしながら、このように余ってしまった。私あのときに言ったのです、本当にできるのかなと、こういうふうな申請が。

そうなってくると、かなりの見込み違いが出てきたということですよね。あのとき、この後状況が変わるのではないかって私説明したこともありますよね。過大な見積額ではなかったのかと私思っているのです。気候にもよりますけれども、それは状況にもよりますけれども、あまりにも多過ぎたなということで、もう少し、相手が気候ですからあれなのですが、件数が少なかったのも、一応そういう中身、燃料とか機械とかというのがどのぐらいかなということで聞いたものでございます。これからはそういう機械とか、もう少し詳細にやっぱり上げるべきだと思うのです、燃料費でも。よろしくお願ひしたい。答弁は結構です。

○議長（大竹 惣君） 13番、横山義博君。

○13番（横山義博君） 提出案件資料でお伺ひしたいと思います。22ページ、観光対策事業です。これで644万8,000円の増額ということで説明は受けました。日帰り温泉の利用者数の増加は分かるのですが、温泉利用料金改定も含まれるということで読めるのですけれども、温泉料金が改定すれば、それだけ町の補助金が上がるということでよろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの利用料金の見直しによって町負担が増加するということでおたしだと思ひます。今回補正に含まれている分につきましても、増加分を見込んでおります。おおよそ概算ではございますが、利用料金の増の分の見込額としまして、補助金額としては60万円程度を見込んでおります。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 今説明ですと、利用料金が、向こうは会社ですよ、運営主体は。そこに町から補助するというのは、健康増進のためのという理由でやっていると思ひます。私は定額と思ひていたのですが、今言うと、料金が上がれば、上がった分をまた補助していくというふうなことで、最初からそういう説明だったのですか。ちょっと記憶が曖昧なので、分かりませんが、健康増進のために、町の人が利用するために補助を出すのだということで、この制度はつくったと思ひます。では、その経営母体が50円でも100円でも上げていけば、その都度それも見ますよというような説明はしていたかどうか、それだけ確認したいのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今ほどの料金設定、料金改定に伴う補助金の説明があったかという点につきましては、今年度の、6年度の常任委員会におきまして、料金改定のご説明をさせていただいておりました。その中で、譲渡に伴いまして、町民に対して料金が変わらない、今までの従来の料金で入湯できるようにというようなご説明をしたというふうに記憶してございます。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 今課長言われた常任委員会、私出ているものですから、そういうちょっと自分ではその説明があったところが曖昧です。後で確認しますけれども、利用数が増えて、補助金を増

えるならば、それは利用者に対する補助だから、分かるのだけれども、何か今の課長の説明だとちょっと腑に落ちないので、私自身は考えたいと思いますけれども、もう一回、6月の常任委員会ということですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 6月の常任委員会でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第69号を終了いたします。

ここで11時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時18分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） ここで産業振興課長より答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま料金改定に伴いまして、料金改定の説明の時期について、6月定例会における常任委員会という答弁をさせていただきましたが、正確には令和6年5月29日に開催しました全員協議会において、料金改定について説明をしております。この中で、町民における料金については今までどおりという答弁、説明をさせていただいておりますので、修正をお願いしたいと思います。大変失礼しました。

○諮問第2号の議題、採決

○議長（大竹 惣君） それでは続いて、日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号はお手元に配付した意見書のとおり答申することに決しました。

○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号 会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 (午前 1 1 時 3 4 分)

定 例 会 1 2 月 会 議

(第 5 号)

令和6年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第5号

令和6年12月12日（木）午前10時00分開議

第1 常任委員会委員長の報告

- 第2 議案第66号 会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第67号 会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第69号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）
- 第5 議案第70号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第71号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第7 陳情第9号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

第7まで同じ

- 追加日程第1 報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第2 報告第24号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第3 報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償（遅延利息）の額を定めることについて）
- 追加日程第4 報告第26号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第5 議案第72号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第6 議案第73号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第7 議案第74号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第8 議案第75号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）
- 追加日程第9 議案第76号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第10 議案第77号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第11 議案第78号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第12 議案第79号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第13 発議第8号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

○出席議員（１５名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	1 0 番	堤 信 也 君
2 番	小 柴 葉 月 君	1 1 番	鈴 木 繁 明 君
3 番	荒 川 佳 一 君	1 2 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	1 3 番	横 山 義 博 君
6 番	村 松 尚 君	1 4 番	根 本 剛 君
7 番	小 島 裕 子 君	1 5 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	1 6 番	大 竹 惣 君
9 番	洪 井 清 隆 君		

○欠席議員（１名）

4 番	山 内 豪 君
-----	---------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政 策 財 政 課 長	渡 部 雄 二 君
政 策 財 政 課 参 事	金 子 吉 弘 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	児 島 隆 昌 君
町 民 税 務 課 長	猪 俣 利 幸 君
健 康 ふ く し 課 長	渡 部 朋 宏 君
健 康 ふ く し 課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産 業 振 興 課 長	鵜 川 晃 君
建 設 水 道 課 長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こ だ も 教 育 課 長	大 竹 淳 志 君
生 涯 学 習 課 長	小 林 隆 浩 君
代 表 監 査 委 員	小 島 隆 一 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
---------	-----------

事務局長
兼 総務係

関

本

達

君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

○議案の訂正

○議長（大竹 惣君） ここで、町長より議案の訂正の申出がありましたので、説明を許可します。
町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。議案の訂正についてご説明申し上げます。

議案第71号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。12月2日に提出いたしました議案第71号を別紙、訂正正誤表のとおり訂正したいので、会津美里町議会会議規則第20条の規定により許可を求めるものであります。

表紙3行目において、「令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）」とすべきところ、「令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）」と記載する誤りがあったため、訂正をするものであります。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） お諮りします。

ただいまの議案第71号に関する訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号に関する訂正の件を許可することに決定しました。

○議長（大竹 惣君） それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、長嶺一也君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（長嶺一也君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（長嶺一也君） 改めまして、おはようございます。それでは、令和6年12月会議、総務厚生常任委員会委員長の報告を申し上げます。

本委員会は、12月2日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、12月6日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和6年12月9日午前10時より、本庁舎議場において、委員6名、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、議案3件と陳情1件の計4件であります。審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第66号は、委員より、去る12月2日から健康保険証のマイナンバーカードへの一本化となったが、遡り規定がなくても大丈夫なのかとの問いに、当局より、交付済みの健康保険証の有効期限は来年までであり、資格等確認においてはマイナンバーカード保険証と交付済みの保険証などが併用できることから、問題はないとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第70号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第71号は、委員より、5ページ、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費の介護予防住宅改修費は手すりやトイレ改修などと思われるが、詳細と件数について確認したいとの問いに、当局より、主な改修内容は手すりであり、前年度の実績の伸び率に合わせて見込んでいる。件数については、資料を持ち合わせていないとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第9号については、委員より意見はなく、反対討論もなく、採決の結果、全員賛成で採択となりました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、櫻井幹夫君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（櫻井幹夫君）登壇〕

○産業教育常任委員長（櫻井幹夫君） おはようございます。それでは、産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月9日午前10時より、常任委員会室において、委員7名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました案件は、議案1件です。なお、今回の付託案件には論点がなかったことを報告いたします。審議の結果についてはお手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第67号について、委員より、大規模改修前の利用において要望や問題があったのかとの問いに、当局より、高田体育館を利用したいという方が多く、半面で家庭用バレーボール2コートが取れるため、1コートの利用だと1コート空いている状況となることから、より多くの方に使っていただきたいとの考えですとの答弁がありました。また、委員より、料金はどうかとの問いに、当局より、

料金は町民一般の4分の1面利用で350円ですとの答弁がありました。さらに、委員より、周知の方法はとの問いに、当局より、2月の町広報紙へ掲載するとともに、利用団体を対象とした説明会を開催する予定ですとの答弁がありました。また、委員より、照明は分割できるのかとの問いがあり、当局より、半面単位での分割となりますとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決されました。

以上をもちまして産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第66号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第66号 会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第67号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第67号 会津美里町体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第69号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第69号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第69号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第70号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第70号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第71号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第71号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○陳情第9号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、陳情第9号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第9号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第9号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、5番、長嶺一也君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時18分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より報告第23号から報告第26号、議案第72号から議案第79号、5番、長嶺一也君より発議第8号の計13議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○報告第23号ないし報告第26号、議案第72号ないし議案第79号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたしました報告4件、議案8件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第23号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年9月5日、町内字高田地内において、公用車を後進させる際、車庫に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金13万5,300円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第24号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年10月9日、町内字新布才地地内において、公用車を後進させる際、駐車中の車両に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金35万7,500円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第25号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和5年度において、不適正な事務処理に伴う委託料及び修繕料の支払い遅延により発生した遅延利息金1万2,000円について、関係事業者に対し支払いを完了したことから、専決処分したものであります。

次の報告第26号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和5年3月22日、昭和46年に実施した国土調査において、他の土地との合筆により閉鎖すべき土地の登記手続の不備が相手方の問合せにより判明しました。相手方との交渉の結果、町が当該土地の閉鎖登記を行い、賠償金5,400円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第72号は、会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議会議員の期末手当の支給割合を、令和6年度については、12月期支給分を1.775月に、令和7年度以降については、6

月期及び12月期支給分をそれぞれ1.725月に改正するものであります。

次の議案第73号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、令和6年度については、12月期支給分を1.775月に、令和7年度以降については、6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.725月に改正するものであります。

次の議案第74号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和6年県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について、若年層に重点を置きつつ全ての月例給の引上げ、期末、勤勉手当の年間支給割合を0.15月分引き上げるほか、寒冷地手当を引き上げる改正を行うものであります。

次の議案第75号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）であります。県人事委員会勧告及び町特別職報酬等審議会答申により、特別職及び職員の給与の改定について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,140万3,000円分を追加し、歳入歳出予算の総額を131億4,663万9,000円とするものであります。

次の議案第76号は、令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,576万4,000円とするものであります。

次の議案第77号は、令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億2,269万2,000円とするものであります。

次の議案第78号は、令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的支出の予定額を90万7,000円増額し、収益的支出合計で4億5,538万円とするものであります。また、資本的支出の予定額を30万4,000円増額し、資本的支出合計で2億3,414万1,000円とするものであります。

次の議案第79号は、令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を140万4,000円増額し、収益的収入合計で5億7,506万7,000円とし、収益的支出の予定額を140万4,000円増額し、収益的支出合計で5億7,775万3,000円とするものです。また、資本的支出の予定額を15万8,000円増額し、資本的支出合計で3億7,088万円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第23号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め

ることについて)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第23号 専決処分の報告についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ、2 ページです。追加提出案件資料 1 ページ上段も併せて御覧ください。追加提出案件資料にてご説明させていただきます。令和 6 年 9 月 5 日午前 8 時50分頃、町内字高田地内において、公用車を後進させる際に、車庫に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後、相手方、有限会社 S（会津美里町）と対物事故に係る損害賠償金13万5,300円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第 1 項の規定により、令和 6 年11月15日に専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第23号を終了いたします。

○報告第 2 4 号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第 2、報告第24号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、大竹淳志君。

〔こども教育課長（大竹淳志君）登壇〕

○こども教育課長（大竹淳志君） 報告第24号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

追加議案書 3 ページ、4 ページ、併せまして追加提出案件資料 1 ページを御覧ください。本件は、令和 6 年10月 9 日午前10時30分頃、町内字新布才地、会津美里町役場本庁舎駐車場において、スクールバスを後進させ駐車する際、駐車してあった乗用車に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後、会津若松市在住、M氏を相手方といたしまして、35万7,500円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第 1 項の規定により、令和 6 年11月15日専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第24号を終了いたします。

○報告第25号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償（遅延利息）の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、大竹淳志君。

〔こども教育課長（大竹淳志君）登壇〕

○こども教育課長（大竹淳志君） 報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償（遅延利息）の額を定めることについて）をご説明いたします。

報告の冒頭ではございますが、このたびの遅延利息発生の原因となりました不適正な事務処理につきまして、この場をお借りいたしまして改めて深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

追加議案書5ページ、6ページ、併せまして追加提出案件資料1ページを御覧ください。本件は、令和5年度において、不適正な事務処理に伴う委託料及び修繕料の支払い遅延により発生した遅延利息について、4事業者に対し合計1万2,000円の支払いが完了し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年11月25日専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 今事務局から説明がありましたが、専決処分書の中に4事業者、これ分かります。しかしながら、この総体の1万2,000円も分かりますし、4事業者の合計も分かりますが、この中には具体的に件数と金額がまたあると思うのです、細かく。これひっくり返しての金額ですよ。委託料も何件あって何ば、例えば3,600円となっているのは何件あって何ばだと。これ合計のだけです、それを具体的にもう少し教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 支払い遅延の各件数等につきましてご説明いたします。

まず、件数につきましては、全体で15件の遅延が発生したところですが、うち遅延利息が発生した件数については13業務となっております。4関係事業者に対しましてそれぞれ支払いのほうをさせ

ていただいております。

議案書の6ページ、専決処分のページを御覧いただきたいと思います。まず、会津若松市、A株式会社3,600円につきましては、全部で5事業の分の遅延利息をお支払いしてございます。その下でございますが、有限会社Kにつきましては1事業分をお支払いさせていただいております。続きまして、その下でございますが、会津若松市、A株式会社につきましては、全部で6件の遅延利息をお支払いしてございます。一番最後でございますが、A協業組合につきましては1件の事業分をお支払いさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今ほど5件なり、6件なり、1件なりとありましたけれども、その5件、6件ありますが、具体的な事業の内容はどういうものだったのですか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（大竹淳志君） 具体的な事業の内容でございます。まず初めに、A株式会社につきまして5件分でございますが、こちらにつきましては、こども園関係のプール循環ろ過装置等の保守点検業務委託となっております。残りの3件につきましても、委託業務をお支払いさせていただいております。1件、児童クラブの空調機器の修繕業務等もございまして、1件は修繕という形でございます。

次の有限会社Kでございますが、こちらにつきましては、こども園の清掃業務委託分としてお支払いさせていただいております。

次のA株式会社につきましては、こちらにつきましても床清掃業務であったり、空調の保守点検業務等々で、業務委託についてお支払いさせていただいております。

最後のA協業組合につきましては、家電リサイクル等の運搬収集業務等についてお支払いさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 了解しました。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第25号を終了いたします。

○報告第26号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、報告第26号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め

ることについて)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第26号 専決処分の報告についてご説明をいたします。

追加議案7ページ、8ページです。追加提出案件資料1ページ下段も併せて御覧ください。追加提出案件資料にてご説明させていただきます。令和5年3月22日、町民税務課に対して会津美里町在住のB氏より地図にない所在不明の土地についての問合せがあり、原因が国土調査の可能性があるとのことで、建設水道課により調査することとなりました。調査の結果、昭和46年の国土調査において、法務局に成果を提出する際に修正した内容が登記に反映されていないことが判明しました。具体的には、他の土地との合筆により閉鎖すべき土地の登記手続がなされておらず、登記のみが残っている状態となっておりました。当該土地の固定資産税は国土調査以降も課税されておりましたが、問合せ以降は現地確認不能地として固定資産税の課税を取りやめることとなりました。以上の結果についてB氏に説明を行い、国土調査の誤りの経緯、町が登記修正を行うこと、本来納める必要のなかった固定資産税相当額を賠償金として支払うことをまとめた回答書を令和5年6月29日付で発出いたしました。しかし、それ以上の補償を求めるB氏と折り合いがつかず、同年7月27日に同内容の回答書を発出したのを最後に連絡は途絶えていたところでございます。令和6年9月3日、町民税務課へB氏より連絡があり、令和5年6月29日付の回答書の内容で進めてほしい旨の連絡があり、令和6年11月26日、町が登記修正を行うこと、損害賠償金として損害賠償請求権が有効な過去20年分、今回におきましては令和5年度、6年度の課税対象外分を除く18年分の固定資産税相当額の5,400円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年11月26日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 今ほど損害賠償の額を聞きましたが、これはあくまでも5,400円というのは本税額ですね。しかしながら、これに伴う還付加算金、遅延利息金は発生しなかったのかをお聞かせ願いたい。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 遅延利息は発生してございません。300円掛ける18年分の計算によりまして5,400円と試算されているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 了解しました。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第26号を終了いたします。

○議案第72号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、議案第72号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

〔総務課長（平山正孝君）登壇〕

○総務課長（平山正孝君） 議案第72号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書9ページ、併せまして追加提出案件資料2ページ上段、参考資料1ページを御覧願います。それでは、追加提出案件資料によりご説明を申し上げます。この案件は、令和6年12月5日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、議会議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度の12月期の支給月数を1.675月から1.775月としまして、令和7年度の支給月数につきましては、6月期及び12月期それぞれ1.675月から1.725月に0.05月分ずつ引き上げ、年間支給月数を3.45月とするものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、令和6年度12月期の支給分につきましては令和6年12月1日から適用することとしまして、令和7年度以降の支給分につきましては令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第73号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第6、議案第73号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

〔総務課長（平山正孝君）登壇〕

○総務課長（平山正孝君） 議案第73号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書10ページ、併せまして追加提出案件資料2ページ下段、参考資料2ページを御覧願います。それでは、追加提出案件資料によりご説明を申し上げます。この案件は、令和6年12月5日付会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、町長、副町長及び教育長の期末手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、先ほどの議案第72号と同様となります。期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度の12月期の支給月数を1.675月から1.775月としまして、令和7年度の支給月数につきましては、6月期及び12月期それぞれ1.675月から1.725月に0.05月分ずつ引き上げ、年間支給月数を3.45月とするものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、令和6年度12月期の支給分につきましては令和6年12月1日から適用することとしまして、令和7年度以降の支給分につきましては令和

7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第74号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第7、議案第74号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

〔総務課長（平山正孝君）登壇〕

○総務課長（平山正孝君） 議案第74号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書11ページから16ページ、併せまして追加提出案件資料3ページ、参考資料3ページから11ページを御覧願います。それでは、追加提出案件資料によりご説明を申し上げます。この案件は、

福島県人事委員会勧告に基づきまして、職員の月例給、期末、勤勉手当及び寒冷地手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。月例給につきましては、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額について引上げを行い、期末手当につきましては、一般職においては、令和6年度の12月期の期末手当を1.225月から1.275月に、暫定再任用職員においては0.6875月から0.7125月に引き上げ、令和7年度以降の6月期、12月期の期末手当を、一般職においては、それぞれ1.225月から1.25月に、暫定再任用職員においては、それぞれ0.6875月から0.70月に引き上げるものであります。

次に、勤勉手当の年間支給月数につきましては、令和6年度の12月期の勤勉手当を、一般職においては1.0月から1.10月に、暫定再任用職員においては0.4875月から0.5125月に、令和7年度以降の6月期、12月期の勤勉手当を、一般職員においては、それぞれ1.0月から1.05月に、暫定再任用職員においては、それぞれ0.4875月から0.50月に引き上げるものであります。これまでの期末手当及び勤勉手当を合わせて、一般職員においては年間支給月数0.15月分、暫定再任用にあつては、年間支給月数0.05月分を引き上げるものであります。

次に、寒冷地手当の全ての区分につきましても引き上げる改定を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、月例給に係る給料表の改定分及び寒冷地手当の改定分については令和6年4月1日から、また期末、勤勉手当の令和6年度の支給分については令和6年12月1日から適用することとし、期末、勤勉手当の令和7年度の支給分については令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第75号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第8、議案第75号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第75号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして追加提出案件資料5ページから18ページを御覧願います。なお、今回の補正の概要でございますが、令和6年福島県人事委員会勧告及び会津美里町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、関連する人件費について補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億4,663万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては追加提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

3ページをお開きください。歳入でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,140万3,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費から12ページの12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金までの増額につきましては、関連する人件費の補正をするものでございます。

次のページ、給与費明細書を御覧願います。1、特別職でございますが、期末手当及び寒冷地手当について補正するもので、表の一番下、右側の合計で68万5,000円を増額するものでございます。

次のページ、2、一般職、(1)、総括の上段の表を御覧願います。一般職においては、報酬から共

済費について補正するもので、表の一番下、右側の合計で6,548万3,000円を増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第76号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第9、議案第76号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

〔健康ふくし課長（渡部朋宏君）登壇〕

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 議案第76号 令和6年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして追加提出案件資料19ページを御覧願います。

予算書の表紙でございますが、第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,576万4,000円とするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書になります。歳入についてご説明をいたします。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金185万5,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、給料及び職員手当に係る4節職員給与費等繰入金について増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費185万5,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告の内容を踏まえ、2節給料及び3節職員手当等について増額するものでございます。

なお、次ページ以降には給与費明細書を添付しております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第77号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第10、議案第77号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

〔健康ふくし課長（渡部朋宏君）登壇〕

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 議案第77号 令和6年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして追加提出案件資料20ページを御覧願います。

予算書の表紙でございますが、第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,269万2,000円とするものでございます。

3枚おめくりいただき、3ページの事項別明細書を御覧願います。歳入になります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の197万6,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、報酬、給料等に係る3節事務費繰入金につきまして増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費197万6,000円の増額につきましては、福島県人事委員会の勧告内容を踏まえ、1節報酬、2節給料、3節職員手当等及び4節の共済費につきまして、それぞれ増額するものでございます。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書を添付しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。間もなく昼食の時刻となりますが、本日の日程が全部終了するまで延刻したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の日程が全部終了するまで延刻といたします。

○議案第78号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 続いて、追加日程第11、議案第78号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第78号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料21ページになります。

それでは、補正予算書にてご説明いたします。表紙を御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用予定額を90万7,000円増額し、4億3,254万6,000円とし、第1款水道事業費用予定額を4億5,538万円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額1億2,035万2,000円を1億2,065万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億754万2,000円を1億784万6,000円に改め、第1款資本金支出のうち第1項建設改良費予定額を30万4,000円増額し、1億6,646万9,000円とし、第1款資本金支出予定額を2億3,414万1,000円とするものです。

次に、第4条として、予算第9条に定めた職員給与費2,966万5,000円を3,087万6,000円に改めるものです。

補正内容を内訳書でご説明しますので、補正予算書の11ページをお開きください。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の90万7,000円の増額は、給与改定により、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

12ページをお開きください。資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の30万4,000円の増額は、給与改定により、給料、手当を増額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第79号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第12、議案第79号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第79号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料の22ページになります。

それでは、補正予算書にてご説明いたします。表紙を御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入として第1款公共下水道事業収益、第2項営業外収益予定額を140万4,000円増額し、3億118万9,000円とし、収益的収入合計額で5億7,506万7,000円とするものです。また、支出として第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用予定額を140万4,000円増額し、3億9,865万8,000円とし、収益的支出合計額で5億7,775万3,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,783万7,000円を1億4,799万5,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金5,140万8,000円を5,156万6,000円に改め、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費予定額を15万8,000円増額し、1億283万8,000円とし、資本的支出合計額で3億7,088万円とするものです。

次に、第4条として、予算第8条に定めた職員給与費2,619万9,000円を2,776万1,000円に改め、第5条として、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億8,531万1,000円を1億8,671万5,000円に改めるものです。

補正内容を内訳書でご説明いたしますので、補正予算書の13ページをお開きください。収益的収入の1款公共下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金で140万4,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

14ページを御覧ください。収益的支出の1款公共下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の140万4,000円の増額は、給与改定により、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものであります。

15ページをお開きください。資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の15万8,000円の増額は、給与改定により、給料、手当を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第8号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第13、発議第8号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 先ほど休憩前の本会議において、陳情第9号について全員賛成に基づき、各議員に配付のとおり発議第8号を提案するものです。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会12月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会12月会議を散会いたします。

散 会 （午後 零時10分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議長 大 竹 惣

議員 星 次

議員 洪 井 清 隆